

逗子市地域防災計画

風水害等対策計画編

(令和3年度改訂 修正素案)

逗子市防災会議

逗子市地域防災計画

風水害等対策計画編

目 次

第1部 総則

第1章 計画の目的と位置付け

第1節	計画の目的	1
第2節	計画の構成及び位置付け等	1
第3節	逗子市地域防災計画「風水害等対策計画編」の方針	2

第2章 本市の概況

第1節	自然的条件	4
第2節	社会的条件	5

第3章 被害の想定

第1節	風水害による被害の想定	6
第2節	都市災害の被害の想定	8

第4章 計画の推進主体とその役割

第1節	<u>計画の進め方</u>	9
第2節	<u>防災関係機関の実施責任</u>	10
第3節	<u>市民等</u> の役割	11
第4節	本市が行うべき業務の大綱	13
第5節	防災関係機関等の業務の大綱	13

第5章 防災組織

第1節	市の防災組織	20
第2節	自主防災組織等	22

第2部 災害予防計画

第1章 災害に強いまちづくりの推進

第1節	まちづくりの計画的な推進	23
第2節	河川洪水の予防	24
第3節	内水はん濫の予防	25
第4節	高潮災害の予防	25
第5節	土砂災害の防止	26
第6節	治山対策	28
第7節	その他都市施設の防災化の推進	28
第8節	建築物の防災化の推進	29
第9節	ライフライン施設の強化	29
第10節	緊急輸送路等の整備促進	30

第2章 防災力強化の取組み

第1節	消防力の整備・強化	31
第2節	情報伝達体制の整備	32
第3節	防災備蓄の推進	33
第4節	広域応援受入体制等の整備	33
第5節	被災地、被災者への支援体制等の整備	33
第6節	救助・救急体制の整備	34
第7節	事業者等に対する指導	35
第8節	応急手当の普及啓発	36
第9節	情報通信網の整備	36
第10節	災害廃棄物等処理対策	36

第3章 避難体制の整備

第1節	風水害時の避難	38
第2節	帰宅困難者対策	44
第3節	災害時要配慮者に対する対策	45
第4節	浸水想定区域における避難対策等	46
第5節	土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備	47
第6節	要配慮者利用施設における避難対策等	47

第4章 災害医療・防疫体制等の強化

第5章 防災体制の強化

第1節	初動体制の強化	50
第2節	防災関係機関相互の連携強化	51

第6章 災害に強い人づくりの推進

第1節 防災知識の普及啓発	52
第2節 防災訓練の実施	54
第3節 災害ボランティア活動の環境整備	56

第7章 災害に強い地域づくりの推進

第1節 自主防災活動の促進	57
第2節 事業者の防災活動の促進	58
第3節 災害時要配慮者対策の推進	58
第4節 学校における防災体制の整備	58
第5節 保育所等の防災対策	58
第6節 男女共同参画の推進	58

第3部 災害応急対策計画

第1章 災害応急対策の基本方針

- 第1節 災害応急対策の概要 59
- 第2節 災害応急対策活動の方針 60

第2章 災害対応組織の設置

- 第1節 災害対策本部の設置 61
- 第2節 災害対策本部の組織及び運営 61
- 第3節 災害警戒本部の設置 65
- 第4節 災害警戒本部の組織及び運営 65
- 第5節 本部運営に係る留意事項 65

第3章 職員配備計画

- 第1節 職員配備計画 67
- 第2節 防災関係機関相互の連携強化 69
- 第3節 応援要請 69
- 第4節 応援の受入れ 69

第4章 情報の収集と伝達

- 第1節 情報受伝達等に係る基本方針 70
- 第2節 情報受伝達体制 70
- 第3節 気象警報等の受伝達 71
- 第4節 被害情報の収集及び報告等 77
- 第5節 災害時広聴・広報及び報道 78

第5章 避難対策計画

- 第1節 避難対策に係る基本方針 79
- 第2節 避難情報の発令 80
- 第3節 警戒区域の設定 84
- 第4節 避難所の開設・運営 84
- 第5節 避難路の通行確保と避難の誘導 85
- 第6節 帰宅困難者等対策 86
- 第7節 施設利用者等の安全確保 86
- 第8節 災害時要配慮者への配慮 86
- 第9節 広域避難 87
- 第10節 応急仮設住宅等 87

第6章 消防対策計画

- 第1節 消防活動体制 88
- 第2節 消防活動 89

第3節	救助・救急活動	90
第7章	水防対策計画	
第1節	情報の伝達	91
第2節	警戒監視	93
第3節	水防活動	94
第8章	土砂災害対策計画	
第1節	警戒期における対策	95
第2節	土砂災害発生後の活動	96
第3節	二次災害防止対策	97
第9章	被災者救援対策計画	
第1節	災害救助法の運用に係る基本方針	98
第2節	災害救助法の適用	98
第3節	食料供給対策	98
第4節	生活関連物資供給対策	98
第5節	被害地外救援物資対策	99
第6節	飲料水の供給	99
第7節	住宅に係る応急対策	100
第8節	医療救護及び助産等	100
第9節	保健・衛生の管理	101
第10節	防疫対策	101
第11節	行方不明者及び遺体の捜索	102
第12節	遺体の対応	102
第13節	遺体の火葬・埋葬	102
第14節	災害救援ボランティアの支援活動	102
第10章	社会機能確保対策計画	
第1節	災害廃棄物等の処理対策	104
第2節	風水害時における障害物除去	105
第3節	緊急輸送の実施	105
第4節	学校教育等の実施	105
第5節	公共施設における応急対策	106
第11章	警備・救助対策計画	
第1節	陸上における警備・救助対策	107
第2節	海上における警備・救助対策	108

第12章 ライフライン施設対策計画

第1節	上水道施設の応急対策	109
第2節	下水道施設の応急対策	109
第3節	電力施設の応急対策	110
第4節	都市ガス施設の応急対策	111
第5節	通信施設の応急対策	112

第13章 鉄道施設対策計画

第1節	鉄道事業者の応急対策	113
-----	------------	-----

第4部 復旧・復興計画

第1章 復興体制の整備

- 第1節 復興計画策定に係る庁内組織の設置…………… 114
- 第2節 人的資源の確保…………… 114

第2章 復興対策の実施

- 第1節 復興に関する調査…………… 115
- 第2節 復興計画の策定…………… 115

第3章 復興財源の確保

- 第1節 財政方針の策定…………… 116
- 第2節 財源確保対策…………… 116

第4章 市街地復興

- 第1節 都市復興方針の策定…………… 117
- 第2節 復興整備条例の制定…………… 117
- 第3節 復興対象地区の設定…………… 117
- 第4節 建築制限の実施…………… 118
- 第5節 都市復興基本計画の策定、事業実施…………… 118
- 第6節 仮設市街地対策…………… 118
- 第7節 住宅対策…………… 118

第5章 都市基盤施設等の復興対策

- 第1節 都市基盤施設の災害復旧…………… 119
- 第2節 応急復旧後の本格復旧・復興…………… 119

第6章 生活再建支援

- 第1節 被災者の経済的再建支援…………… 120
- 第2節 雇用対策…………… 120
- 第3節 精神的支援…………… 120
- 第4節 災害時要配慮者対策…………… 120
- 第5節 医療機関…………… 121
- 第6節 社会福祉施設…………… 121
- 第7節 生活環境の確保…………… 121
- 第8節 教育の再建…………… 121
- 第9節 社会教育施設、文化財等…………… 121
- 第10節 災害救援ボランティアの活動支援…………… 121
- 第11節 男女共同参画の推進…………… 122

第7章 地域経済復興支援

第1節	地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施	123
第2節	金融・税制面での支援	123
第3節	事業の場の確保	123
第4節	農林水産業者に対する支援	123

第5部 災害種別対策計画

第1章 火山灰対策

第1節 災害予防	124
第2節 災害応急対策	125
第3節 復旧・復興対策	126

第2章 雪害対策

第1節 災害予防	128
第2節 災害応急対策	128

第3章 油流出等海上災害対策

第1節 災害予防	132
第2節 災害応急対策	133
第3節 復旧・復興対策	136

第4章 航空災害対策

第1節 災害予防	138
第2節 災害応急対策	139

第5章 鉄道災害対策

第1節 災害予防	141
第2節 災害応急対策	143
第3節 復旧・復興対策	146

第6章 道路災害対策

第1節 災害予防	147
第2節 災害応急対策	148
第3節 復旧・復興対策	151

第7章 放射性物質等災害対策

第1節 災害予防	152
第2節 災害応急対策	155
第3節 復旧・復興対策	158

第8章 危険物等災害対策

第1節 災害予防	159
第2節 災害応急対策	162
第3節 復旧・復興対策	164

第9章 大規模な火事災害対策

第1節 災害予防	165
第2節 災害応急対策	166
第3節 復旧・復興対策	168

逗子市地域防災計画(風水害等対策計画編)用語集	169
-------------------------	-----

第1部 総則

第1章 計画の目的と位置付け

第1節 計画の目的

主管課：防災安全課

関係課：関係各課

逗子市地域防災計画は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、逗子市防災会議が本市の地域に関わる災害の対策について、災害の予防、災害応急対策及び災害復旧・復興についての事項を定め、防災活動を総合的、かつ、効果的に実施することにより防災の万全を期するとともに、社会秩序の維持及び公共福祉の確保に資することを目的とします。

第2節 計画の構成及び位置付け等

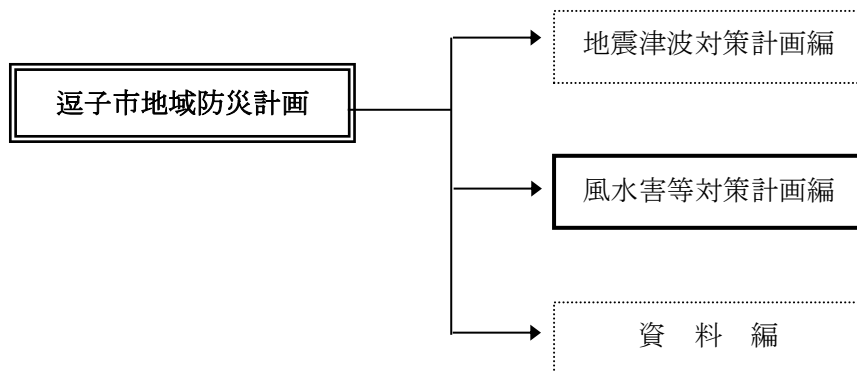
主管課：防災安全課

関係課：関係各課

1 計画の構成

逗子市地域防災計画は、地震・津波災害に対処することを目的とした地震津波対策計画編、風水害等に対処することを目的とした風水害等対策計画編及び資料編からなり、この計画は、逗子市地域防災計画「風水害等対策計画編」（以下「本計画」という。）です。

逗子市及び関係機関等は、本計画に定める諸活動を行うに当たって具体的な行動計画等を定め、その推進に努めるものとします。



2 計画の位置付け

本計画は、市内の風水害等災害に対する基本的な対応策を定めるもので、本市の各部局及び防災関係機関等が各種の防災活動を行うに当たっての指針となるものです。

(1) 国、県の計画との関係

本計画は、国の防災基本計画及び神奈川県（以下「県」という。）の地域防災計画等他の防災関係計画との関連、整合に配慮したものです。

(2) 市の総合計画との関係

本計画に係る本市所管の施策又は事業等については、逗子市総合計画に位置付けるものとします。

(3) 市の各部局及び防災関係機関の定める計画等との関係

本計画に基づく防災上の諸活動に当たって必要と認められる細部の事項については、市の各部局及び各防災関係機関において別に定めるものとします。

3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかにこれを修正するものとします。このため、本市及び防災関係機関等は、平素から研究、訓練その他の方法により、本計画及び本計画に関連する他の計画の習熟に努めるとともに、毎年3月末日までに計画の修正内容を逗子市防災会議事務局（防災安全課）へ提出するものとします。

また、地域における災害対策の総合的な推進を図るため、特に必要な事項については住民に公表します。

第3節 逗子市地域防災計画「風水害等対策計画編」の方針

主管課：防災安全課

関係課：関係各課

1 計画の目的

本計画は、本市、指定地方行政機関、県警察、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関等がその対策を実施することにより、「安全で安心して暮らせる社会の実現」を目指し市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とします。

2 計画の構成・内容

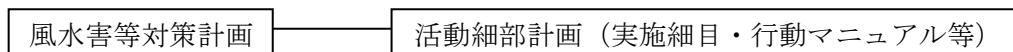
本計画は、風水害等の対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、本市が行うべき各種対策を、「予防」「応急対策」「復旧・復興」の時系列ごとに配することにより、各部局の業務に応じた活動細部計画及び関係機関等の防災計画の策定、諸活動の実施等における基本構成としています。

本計画の構成及び主な内容は次のとおり。なお、地震津波対策計画編に準じて実施する対策の節については、地震津波対策計画編の参照先を示し、具体的な内容の記載を省略しています。

構成	主な内容
第1部 総則	本市における風水害の被害想定、本市及び防災関係機関等が行うべき業務の大綱など
第2部 災害予防計画	被害を未然に防止又は最小限に止めるために、本市、防災関係機関、市民、事業者等が行うべき措置など
第3部 災害応急対策計画	風水害への警戒から応急対策の終了に至るまでの間における、災害応急対策に関わる体制・措置など
第4部 復旧・復興計画	市民生活の早期回復と生活安定を図るための措置、公共施設の復旧及び復興事業など
第5部 災害種別対策計画	海上災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模火災、放射性物質等災害及び航空災害の対策など

3 活動細部計画

部局長は、災害対策本部組織要綱に基づき、本計画に定める対策の実施に関し、活動細部計画を策定します。また、活動細部計画は毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正します。



4 計画の習熟

本市各部局及び防災関係機関等は、日頃から災害対策に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して、本計画及びこれに関連する他の細部計画等の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとします。

第2章 本市の概況

第1節 自然的条件

1 位置及び面積

本市は、県の南東、三浦半島の頸部に当たり、東は横須賀市、北は横浜市、北西は鎌倉市、南は葉山町にそれぞれ境を接し、西は海岸線 4.16 kmで相模湾に面しています。市域は東西 6.96 km、南北 4.46 km、周囲 21.20 km、面積は、17.28 km²となっています。

2 地形

本市の地形は、市の南西から北北西にかけて三方を丘陵性の山地に馬蹄形に囲まれた自然豊かな住宅都市で、西に海を臨む特徴的で独立性の高い地形構造を持っています。河川は、市のほぼ中央部を田越川が東から西へ流れ、他の小河川の主流をなしており、丘陵と平地が接する部分には谷戸と呼ばれる細かく入り組んだ谷がみられます。

また、本市は明治期の別荘地としての発展が市街化の契機となっていることから、その後の市街化も海側から山側へと進み、地形構造に沿った土地利用がなされています。

3 地盤

逗子市を囲む丘陵地は新生代第三紀の堆積岩を基盤として、堆積岩の風化した礫や泥が覆い、その上に関東ローム層と腐植土が覆っている。第三紀の地層は東西方向に広がり、北に傾斜しています。南側の丘陵地の斜面はなだらかで崖地が少なく、北側の斜面は風化した第三紀の急峻な崖地となっている部分が多く見られます。

市の中心部を形成する田越川と久木川が形成した沖積低地には二つの河川が運んだ砂泥が厚く堆積しており、最大でおよそ 30m になる場所もあります。南西部の田越川の河口から国道 134 号線沿いに海岸砂丘が発達していて砂泥の上に砂の層が見られます。

小坪地域では入り組んだ谷戸には砂泥が薄く堆積しています。小坪漁港南部では第三紀層と礫からなる磯浜海岸が見られますが、漁港付近にはかつての砂浜は無く、大きく改変された人工地盤になっています。

4 地質

逗子市の基盤を形成するのはフィリピン海プレートの上に乗って運ばれてきた葉山層群（1800 万～1400 万年前）です。砂岩やシルト岩を主体に深海（2000～3000m）でつくられ、本州に付加しました。

この葉山層群を不整合に覆うのが逗子層（700 万～440 万年前）で、およそ 1500m の深海でつくられた地層で火山灰やシルト岩のほか陸から供給された砂の層を含むので、トラフ（海溝の浅いもの）の陸側に堆積した地層であることがわかります。

逗子層の上にはおよそ 1000m の深海に多くの火山噴出物を堆積した池子層（420 万～250 万年前）が見られます。東の方を調査すると大小の同時礫を含むことから、火山のすそ野のような急傾斜地に堆積したことが想定されます。米軍の池子住宅建設に伴う調査では湧水に伴うシロウリガイ類化石のコロニーも確認されました。

池子層の堆積後はプレートの動きによる圧縮を受けて地盤は隆起し、およそ 10 万年前に陸地となりました。丘陵地には関東ローム層が堆積し、平地部分には砂や泥を主体とする沖積層が堆積しました。また、プレートの圧縮に伴って三浦半島には5つの活断層も形成されて今日に至っています。

第2節 社会的条件

1 人口及び世帯

本市の人口は 56,981 人、世帯数は 24,871 世帯と、この5年間で人口は 444 人減少し、世帯数は 776 世帯増加しています。（注）令和2年国勢調査結果によります。

2 建物

本市の建物棟数は、約 24,000 棟であり、このうち約 71%が木造建物です。

また、建築年別で見ると昭和 56 年以降に建築された建物が約 60%です。

（注）平成 30年住宅・土地統計調査によります。

3 道路

本市の道路は、海岸沿いと谷筋に沿って幹線道路が伸びており、他の自治体とは基本的にトンネルで連絡しますが、山上に住宅団地が造成されているため住宅地の区画道路が市境となっている箇所も見られます。幹線道路を含め、大半の道路が2車線以下です。

本市における幹線道路は、横浜横須賀道路、逗葉新道、国道 134 号のほか、県道 24 号（横須賀逗子）、県道 205 号（金沢逗子）、県道 207 号（森戸海岸）、県道 217 号（逗子葉山横須賀）、県道 311 号（鎌倉葉山）の県道 5 路線が隣接地域への接続道路となつています。

4 橋りょう

本市内の道路橋りょうの総数は、74 橋となっており、幹線道路においては、国道 134 号線上に2橋、県道 24 号線上に4橋、県道 205 号線上に4橋、県道 311 号線上に1橋が各々架橋されています。

5 トンネル

本市内の道路には 20 箇所の供用中のトンネルがあり、隣接市町への接続がされているものは 14 箇所であり、うち幹線道路に係るものは 13 箇所となつています。

6 鉄道

本市内には、東日本旅客鉄道（株）の横須賀線、京浜急行電鉄（株）の逗子線が運行しています。

第3章 被害の想定

第1節 風水害による被害の想定

主管課：防災安全課

1 災害の履歴

(1) 昭和25年以降の主な豪雨等による被害状況は次のとおりです。

番号	発生年月日	災害の名称	被害状況
1	昭31.10.30	集中豪雨	死者1、負傷者3、全壊8、半壊2、一部破損7、床上浸水348、床下浸水1,000、 <u>崖崩れ</u> 30
2	昭36.6.28	集中豪雨	負傷者3、全壊3、半壊4、床上浸水1,636、床下浸水1,491、 <u>崖崩れ</u> 40
3	昭41.6.28	台風4号	全壊1、半壊2、一部破損3、床上浸水120、床下浸水320、 <u>崖崩れ</u> 72
4	昭41.9.2	台風26号	全壊1、半壊8、一部破損16
5	昭45.7.1	集中豪雨	死者2、負傷者3、全壊2、床上浸水24、床下浸水187、 <u>崖崩れ</u> 33
6	昭48.11.9	集中豪雨	全壊1、半壊1、床上浸水40、床下浸水279、 <u>崖崩れ</u> 49
7	昭49.7.8	集中豪雨	一部破損6、床上浸水97、床下浸水169、 <u>崖崩れ</u> 43
8	昭54.10.19	台風20号	負傷者3、一部破損179、床上浸水1、床下浸水1、 <u>崖崩れ</u> 17
<u>9</u>	<u>昭55.10.22</u>	<u>台風24号</u>	<u>床上浸水2戸、床下浸水35戸、崖崩れ6件</u> <u>道路冠水6件</u>
<u>10</u>	<u>昭57.8.1</u>	<u>台風10号</u>	<u>仮設海の家損壊75戸、崖崩れ9件、樹木・堀の倒壊5件、風害2件</u>
<u>11</u>	<u>昭57.9.11</u>	<u>台風18防</u>	<u>家屋被害25戸、床上浸水181戸、床下浸水219戸</u> <u>崖崩れ45件、道路冠水16件</u>
<u>12</u>	<u>昭60.6.30</u>	<u>台風6号</u>	<u>崖崩れ17件、風害34件</u>
<u>13</u>	<u>平2.9.30</u>	<u>台風20号</u>	<u>床上浸水1戸、床下浸水5戸、崖崩れ3件</u> <u>道路冠水5件</u>
<u>14</u>	<u>平16.10.9</u>	<u>台風22号</u>	<u>家屋被害24戸、床上浸水2戸、床下浸水2戸</u> <u>崖崩れ14件、倒木36件</u>
<u>15</u>	<u>平23.9.21</u>	<u>台風15号</u>	<u>家屋被害70戸、塀等倒壊14件、崖崩れ3件</u> <u>倒木21件、道路冠水2件</u>
<u>16</u>	<u>平24.6.19</u>	<u>台風4号</u>	<u>家屋被害12戸、塀等倒壊2件、倒木15件</u>
<u>17</u>	<u>平28.8.21</u>	<u>台風9号</u>	<u>建物被害2戸、倒木4件</u>
<u>18</u>	<u>平29.8.1</u>	<u>大雨</u>	<u>建物被害1戸、床上浸水1、床下浸水1、道路冠水1件</u>

19	平 29.10.22	台風 21 号	負傷者（軽症）1、塀等倒壊1、倒木8件 約4000世帯の停電
20	令元.9.8	台風 15 号	建物被害34戸、崖崩れ9件、倒木71件、 港湾被害12件、停電約4,900世帯
21	令元.10.12	台風 19 号	負傷者（軽症）1、建物被害51戸、崖崩れ3件、 倒木44件、停電約1,166世帯

(2) 近年の災害履歴

近年では、平成29年10月22日、台風21号の影響により高潮警報が発表され、消波工の崩落、護岸の損傷、フェンスの破損等、港湾において多数の被害がありました。

令和元年9月8日夜から9日未明にかけて暴風域を伴って神奈川県に接近した台風15号では最大瞬間風速36.8m/sを記録し、市は、土砂災害警戒情報の発表に伴い避難勧告を発令しました。市内では20件を超える住居被害と10件を超えるがけ崩れ、70件を超える倒木の被害が発生し、倒木の影響により約4,900世帯の停電が発生しました。

令和元年10月12日、台風19号は、降り続く雨により総雨量174mmを記録し、50件を超える建物被害と40件を超える倒木、約1,166世帯の停電が発生しました。また、倒木によるトンネルの片側通行や高潮の影響で国道134号線と県道207号の一部が通行止めとなるなど、市民生活に大きな影響を与えました。

市は避難準備・高齢者等避難及び沿岸部に対して避難勧告を発令し、市内8箇所の避難所に延べ約730人が避難しました。

2 浸水想定

(1) 浸水想定区域の指定

水防法第14条では、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、大雨等により河川がはん濫した場合に、浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定することとされています。

この法に基づき、以下の河川が浸水想定区域の指定対象河川に指定されています。

河川名	浸水想定区域指定年月日	想定（確率）	想定雨量
田越川	令和2年4月28日 神奈川県告示第186号	想定最大規模	24時間総雨量 314mm
		計画規模 (50年に1度)	1時間雨量 81mm

(2) 逗子市土砂災害ハザードマップ

県が土砂災害防止法に基づく基礎調査の後に指定をした土砂災害警戒区域（イエローゾーン）及び土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）のほか、県が作成した田越川洪水浸水想定区域図（想定雨量 24時間総雨量314mm）と、市が作成した内水による浸水想定区域（大規模な大雨（時間最大雨量64.9mm）により、内水による浸水が発生した場合の浸水想定区域）をもとに、市内における浸水想定区域と浸水深等を示しています。

第2節 都市災害の被害の想定

1 想定する災害

本計画が対象とする災害は、災害対策基本法第2条第1号及び同施行令（昭和37年政令第288号）第1条で定める災害のうち、大規模な火災若しくは爆発又はその他の大規模な事故等による災害であって、かつ、死傷者の発生などの人的被害や施設の損壊などの物的被害を伴い、社会的に著しい影響を与える災害とします。

2 想定災害の種別

本計画において、災害応急対策を実施するために想定する都市災害の種別（概要）は次のとおりです。（詳細は、第5部災害種別対策計画の各章に記載）

項目	概要
火山灰災害	<u>富士山の噴火による降灰災害の発生</u>
<u>雪害</u>	<u>大雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による孤立などの雪害の発生</u>
<u>油流出等海上災害</u>	<u>船舶からの大規模な油等・危険物流出による著しい海洋汚染・大規模な火災等の発生</u>
航空災害	航空運送事業者の運航する航空機、米軍機及び自衛隊機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害の発生
鉄道災害	<u>鉄道（軌道を含む。）における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害の発生</u>
道路災害	<u>道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害の発生</u>
放射性物質等災害	放射性物質等を取り扱う事業所等における災害及び放射性物質等を輸送中の災害の発生
危険物等災害	<u>危険物、高圧ガス及び都市ガスの火災、爆発、漏洩・流出による多数の死傷者等の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等の発生、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生</u>
<u>大規模な火事災害</u>	<u>多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害の発生</u>

なお、上記にない災害種別であって、その態様が都市災害に類する災害についても、本計画の規定を準用して対応するものとします。

第4章 計画の推進主体とその役割

第1節 計画の進め方

1 防災力の向上に向けた取組及び連携

- (1) 地域の防災力を向上させるためには、市民、企業、県、その他防災関係機関が自らの責任を果たすと同時に、相互に協調した取組を進めることが基本です。
- (2) 本計画は、長期的には災害に強い安全なまちづくりを進めながら都市の防災性の向上を図ること、災害の発生に備えた事前準備を進めること、想定される被害の様相に対応した応急活動計画を定め、その実効性を確保するための訓練等に努めること、さらに復旧・復興対策の検討等との調和を保ちながら総合的に展開することが求められます。
- (3) これらの諸対策の推進に当たっては、市民、事業所等の主体的な取組と地域住民に最も密着した市の役割が大きくなります。
- (4) 特に、災害時には、市民、地域の主体的な取組と市町村の防災力が一体となった対応を図ることが、被害を軽減、減少させることとなります。
そのため、市民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」ことが大切であるとの「自助・共助」の認識を持ち、平常時から食料、飲料水等の備蓄や防災訓練への参加などの事前の準備を行うとともに、災害時には自らの安全を守る行動、初期消火活動、近隣の負傷者の救助、要配慮者（注）等への支援、避難所における自発的行動など、地域の自主防災組織、災害救援ボランティア、消防団等と連携した防災活動を実施することが重要です。
- (5) 市は、逗子市地域防災計画に沿って消防力等を最大限に発揮するとともに、被害状況と応急対策活動の状況を把握し、応援体制を活用するなど、防災活動を機動的に推進します。
- (6) このように、いずれの場面であっても関係者の主体的な取組と連携が大切であり、平常時においては、逗子市防災会議において、各種対策の実施状況を把握し、計画の進捗の調整を図ります。
また、災害発生時には、市の災害対策本部間で応急活動対策の調整を行います。

（注） 高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方

2 市民運動の展開

- (1) いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害・経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政の「公助」による活動には限界があります。
- (2) このため、個々人の自覚に根ざした「自助」、身近な地域コミュニティ等による「共助」が不可欠であり、個人や家庭、地域、事業所・ボランティア等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動とその実践を促進する市民運動を展開する必要があります。

3 男女共同参画等の推進

- (1) 本計画は、多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、男女双方の視点や要配慮者などの多様な視点到配慮して進めることが重要です。
- (2) 市の防災関係機関は、被災時における男女のニーズの違い等に十分配慮し、避難所において被災者の良好な生活環境が保たれるよう努めます。
- (3) 防災に関する政策・方針決定過程において女性の参画を拡大するなど、男女共同参画をはじめと

した多様な視点を意識した計画の推進に努めます。

第2節 防災関係機関の実施責任

災害応急活動を推進するに当たって、県、市町村、その他の関係機関の果たすべき責任は、次のとおりです。(注)

1 市

市は、防災の第一義的責任を有する基礎的な自治体として、市地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の自治体の協力を得て防災活動を実施します。

2 県

県は、市町村を包括する広域的な自治体として、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の自治体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行います。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を行います。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力します。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）には災害応急活動を実施します。

第3節 市民等の役割

1 市民

- (1) 「自らの身は、自ら守る。」という自主防災の観点から、最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパーの備蓄等の予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくりなど、市民自らが防災対策を行うとともに、災害教訓の伝承に努めます。
- (2) 「皆のまちは、皆で守る。」ため、自主防災組織等の結成及びその活動への積極的な参画に努めます。
- (3) 防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加し、習得した防災に関する知識、技能等を災害発生時に発揮できるよう努めます。
- (4) 災害が発生した場合には、地域において相互に協力し、情報の入手、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当等に努めるとともに、避難するに当たっては冷静かつ積極的に行動するように努めます。
- (5) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておきます。
- (6) 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、自ら災害教訓の伝承に努めます。

2 事業所

- (1) 日頃から、食料、飲料水等の備蓄や、消火、救出救助等のための資機材を整備するとともに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努めます。
- (2) 災害対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地域住民及び自主防災組織等と連携して、地域における防災活動に参加するための体制を整備するように努めます。
- (3) 災害が発生した場合には、従業員等の安全確保や従業員等が帰宅困難者にならないような措置を講じるとともに、地域住民及び自主防災組織等と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導等を積極的に行うよう努めます。
- (4) 事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めます。

3 災害救援ボランティア

- (1) 日頃から、地域・行政・関係機関が開催する防災に関する研修会や訓練等に協力・参加し、関係者との連携を深めるよう努めます。
- (2) 災害時の活動の際には、食料、水、寝具、衣料品等を携行し、ごみは持ち帰るなど自己完結型の活動に努めるとともに、被災地の状況を把握し、被災者の心情を勘案して活動します。また、ボランティア団体相互の連絡を取り合い、効果的な活動に努めます。
- (3) 市、社会福祉協議会及び関係機関は、災害時にボランティア活動が円滑に行われるよう、研修会や養成講座の開催、活動拠点の確保等、環境整備に努めます。

第4節 本市が行うべき業務の大綱

- 1 逗子市防災会議の事務
- 2 防災組織の整備及び育成指導
- 3 防災知識の普及及び教育
- 4 災害教訓の伝承に関する啓発
- 5 防災訓練の実施
- 6 防災施設の整備
- 7 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- 8 消防活動その他の応急措置
- 9 避難対策
- 10 地震に関する情報の収集、伝達及び広報
- 11 被災者に対する救助及び救護の実施
- 12 保健衛生対策
- 13 文教対策
- 14 被災施設の復旧
- 15 被害調査
- 16 その他の災害応急対策
- 17 その他災害発生の防御及び拡大防止のための措置

第5節 防災関係機関等の業務の大綱

- 1 神奈川県
 - (1) 県
 - ア 防災組織の整備
 - イ 市町村及び防災関係機関の防災事務または業務の実施についての総合調整
 - ウ 防災知識の普及及び教育
 - エ 災害教訓の伝承に関する啓発
 - オ 防災訓練の実施
 - カ 防災施設の整備
 - キ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
 - ク 緊急輸送の確保
 - ケ 交通規制、その他の社会秩序の維持
 - コ 保健衛生
 - サ 文教対策
 - シ 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援
 - ス 災害救助法に基づく 被災者の救助（救助実施市域を除く）及び資源配分の連絡調整
 - セ 被災施設の復旧
 - ソ その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

- (2) 横須賀三浦地域県政総合センター
 - ア 市町及び防災関係機関との連絡調整
 - イ 災害時における情報の収集等

- (3) 横須賀土木事務所
 - ア 災害時における県管理の道路及び橋りょう等公共土木施設の応急対策
 - イ 県管理の道路及び橋りょう等公共土木施設の被害調査及び復旧

- (4) 鎌倉保健福祉事務所
 - ア 災害時における管内市域の保健衛生対策
 - イ 災害時における所轄地域の医療・保健活動の総合調整

- (5) 企業庁鎌倉水道営業所
 - ア 災害用指定配水池における応急飲料水の確保と給水活動支援
 - イ 水道施設の被害状況の調査及び復旧
 - ウ 被害を受けた水道施設の二次災害の防止

- (6) 神奈川県警察（逗子警察署）
 - ア 警戒体制の確立
 - イ 災害に関する情報の収集及び伝達
 - ウ 避難誘導、被災者の救出その他人命の保護活動
 - エ 行方不明者の捜索、遺体の検視・調査等
 - オ 交通規制及び緊急交通路の確保
 - カ 犯罪の予防・取り締まりその他治安維持活動

2 指定地方行政機関

- (1) 関東財務局（横浜財務事務所）
 - ア 横浜第2合同庁舎を帰宅困難者用一時滞在施設として開設
 - イ 応急措置に活用可能な未利用地及び庁舎等の国有財産情報の提供
 - ウ 災害が発生した場合における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等
 - エ 民間金融機関による非常金融措置の実施要請等
 - オ 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付
 - カ 主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会

- (2) 関東農政局（神奈川県拠点）
 - ア 農業関係の被害状況の情報収集及び報告に関すること
 - イ 応急用食料等の支援に関すること
 - ウ 食品の需要・価格動向や食品安全等に関すること

- (3) 関東運輸局（神奈川県運輸支局）
 - 災害時における関係機関、輸送機関との連絡調整

(4) 第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）

- ア 大規模地震災害対策訓練等の実施
- イ 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発
- ウ 港湾の状況等の調査研究
- エ 船艇、航空機等による警報等の伝達
- オ 船艇、航空機等を活用した情報収集
- カ 活動体制の確立
- キ 船艇、航空機等による海難救助等
- ク 船艇、航空機等による傷病者、医師、避難者及び救援物資等の緊急輸送
- ケ 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与
- コ 要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援
- サ 排出油等の防除等
- シ 避難指示、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保
- ス 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示
- セ 海上における治安の維持
- ソ 危険物積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置
- タ 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のための適切な措置
- チ 災害復旧・復興に係る工事に関する海上交通安全の確保

(5) 東京管区气象台（横浜地方气象台）

- ア 気象・洪水・高潮・波浪に関する注意報、警報及び情報の関係機関への伝達
- イ 注意報、警報等の伝達体制の整備
- ウ 気象災害の発生に関する調査の実施
- エ 気象観測の実施及び観測施設の維持管理
- オ 気象災害に関する広報活動、知識の普及及び関係機関の計画等への助言
- カ 風水害に係わる防災訓練の実施及び関係機関との協力
- キ 発災後の各種情報提供、専門職員の派遣及び照会対応
- ク 噴火警報の伝達及び火山災害の防止に関する調査の実施

(6) 関東総合通信局

- ア 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
- イ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出し
- ウ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施
- エ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供

(7) 神奈川労働局

工場事業場における労働災害の防止

(8) 関東地方整備局

- ア 防災上必要な教育及び訓練
- イ 水防に関する施設及び設備の整備
- ウ 災害危険区域の選定
- エ 災害に関する予報並びに警報の発表及び伝達
- オ 災害に関する情報の収集及び広報
- カ 水防活動の助言
- キ 災害時における交通確保
- ク 災害時における応急工事及び緊急対応事業の実施
- ケ 災害復旧工事の施工
- コ 再度災害防止工事の施工
- サ 港湾施設及び海岸保全施設等の整備
- シ 港湾施設、海岸保全施設等に関わる応急対策及び復旧対策の指導、協力
- ス 港湾施設、海岸保全施設の災害応急対策及び復旧対策

(9) 南関東防衛局

- ア 所管財産の使用に関する連絡調整
- イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整
- ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

3 指定公共機関

(1) 電信電話機関（東日本電信電話(株)神奈川事業部、

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ（神奈川支店）

- ア 電気通信施設の整備及び点検
- イ 電気通信の特別取扱
- ウ 電気通信施設の被害調査及び災害復旧

(2) 日本銀行（横浜支店）

- ア 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節
- イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
- ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
- エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
- オ 各種措置に関する広報

(3) 日本赤十字社（神奈川県支部）

- ア 医療救護
- イ こころのケア
- ウ 救援物資の備蓄及び配分
- エ 血液製剤の供給
- オ 義援金の受付及び配分
- カ その他応急対応に必要な業務

- (4) 東日本高速道路(株) (関東支社)
 - ア 道路の保全
 - イ 道路の災害復旧
 - ウ 災害時における緊急道路網の確保

- (5) KDDI (株)
 - ア 電気通信施設の整備及び保全
 - イ 災害時における電気通信の疎通

- (6) 鉄道機関 (東日本旅客鉄道(株))
 - ア 鉄道、軌道施設の整備、保全
 - イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
 - ウ 災害時の応急輸送対策
 - エ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧

- (7) 東京ガス(株)
 - ア 被災地に対する燃料供給の確保
 - イ ガス供給施設の被害調査及び復旧

- (8) 日本通運(株) (横浜支店)
 - ア 災害対策用物資の輸送確保
 - イ 災害時の応急輸送対策

- (9) 東京電力パワーグリッド(株) (藤沢支社)
 - ア 電力供給施設の整備及び点検
 - イ 災害時における電力供給の確保
 - ウ 被災施設の調査及び復旧

- (10) 日本郵便(株) (逗子郵便局)
 - ア 被災地における郵便物の送達の確保
 - イ 被災地あて救援物資を内容とするゆうパック及び被災地あて寄付金を内容とする現金書留郵便物の料金免除
 - ウ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - エ 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

4 指定地方公共機関

- (1) 鉄道機関 (京浜急行電鉄(株))
 - ア 鉄道、軌道施設の整備、保全
 - イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
 - ウ 災害時の応急輸送対策
 - エ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧

(2) 自動車運送機関（一般社団法人神奈川県バス協会、京浜急行バス㈱、一般社団法人神奈川県トラック協会、一般社団法人神奈川県タクシー協会）

- ア 被災地の人員輸送の確保
- イ 災害時の応急輸送対策
- ウ 災害対策用物資の輸送確保

5 自衛隊（陸上自衛隊第31普通科連隊・海上自衛隊横須賀地方総監部）

- (1) 防災関係資料の基礎調査
- (2) 自衛隊災害派遣計画の作成
- (3) 神奈川県地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施
- (4) 人命又は財産の保護のために行う必要のある応急救護又は応急復旧
- (5) 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

6 消防団

- (1) 消火活動及び救助活動の実施
- (2) 地域住民の避難誘導の実施
- (3) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害状況の把握

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) （一般社団法人） 逗葉医師会、（一般社団法人） 逗葉歯科医師会、（一般社団法人） 逗葉薬剤師会
 - ア 傷病者に対する診察、治療、調剤、応急処置、保健・服薬指導
 - イ 病院または診療所への転送の手配
 - ウ 死亡の確認及び遺体の検案
 - エ 医薬品等の優先供給
 - オ 医薬品等の集積場所における医薬品等の仕分け及び管理
 - カ 救護活動に必要な医薬品及び医療機材の提供
 - キ その他必要と判断した処置等

(2) 病院等医療施設の管理者

- ア 避難施設（注）の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における収容者の保護及び誘導
 - ウ 災害時における病人等の受入及び保護
 - エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産
- （注）利用者等が安全に避難するための廊下、階段、出入口等

(3) 社会福祉施設の管理者

- ア 避難施設の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施
- イ 災害時における入所者の保護及び誘導

(4) 学校法人

- ア 避難施設の整備、**避難確保計画の作成**及び避難訓練の実施
- イ 災害時における応急教育対策計画の確立及び実施

(5) 漁業協同組合（小坪漁業協同組合）

- ア 本市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- イ 被災組合員に対する融資または融資のあっ旋
- ウ 漁船及び協同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立

(6) 産業経済団体（逗子市商工会）

- ア 本市が行う商工業関係被害の調査及び応急対策への協力
- イ 救助用物資及び復旧資材の確保についての協力

(7) 金融機関

被災事業者等に対する資金融資

(8) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者

- ア 安全管理の徹底
- イ 防護施設の整備

(9) 各施設の管理者

- ア 自衛消防組織の整備
- イ 施設の自主検査と安全管理
- ウ 防災施設の整備及び点検の実施
- エ 従業員に対する防災知識の普及と防災に関する教育・訓練の実施
- オ 施設利用者の安全確保
- カ 情報の収集及び伝達
- キ 応急救護

第5章 防災組織

市及び防災関係機関は、総合的な防災体制を確立するため、防災会議等の防災上重要な組織を整備するとともに、相互の連携強化を図ります。

第1節 市の防災組織

主管課：防災安全課

関係課：関係各課

1 逗子市防災会議

(1) 設置の根拠

災害対策基本法第16条第1項

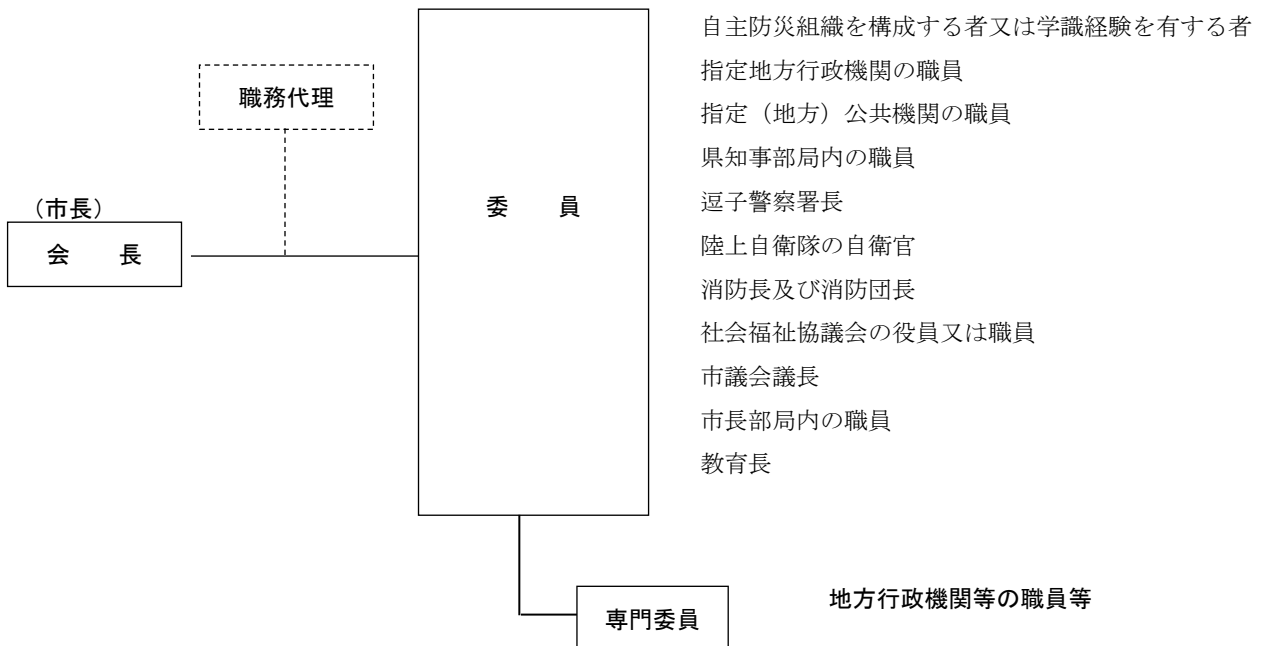
(2) 所掌事務

ア 逗子市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。

イ 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

ウ その他法律又はこれに基づく法令によりその権限に属する事務に関すること。

(3) 組織



2 逗子市災害対策本部

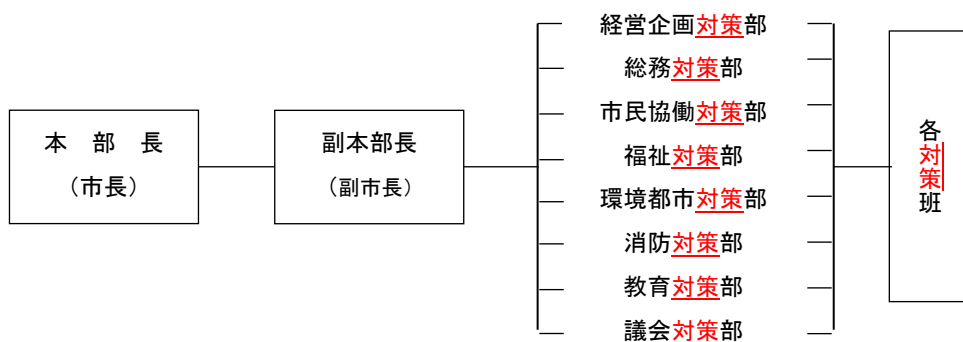
(1) 設置の根拠

災害対策基本法第23条第1項

(2) 所掌事務

地域防災計画の定めによる市域の災害予防及び災害応急対策の実施

(3) 組織



3 逗子市水防本部

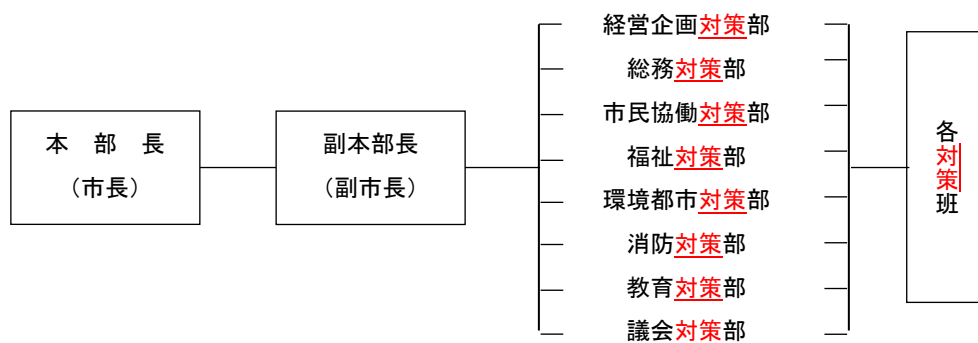
(1) 設置の根拠

水防法（昭和24年法律第193号）第32条

(2) 所掌事務

市内各河川、海岸の洪水又は高潮による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害の軽減

(3) 組織



第2節 自主防災組織等

1 防災関係機関の防災組織

市内にある防災関係機関は、災害対策基本法第47条に基づき、防災業務計画等の円滑な実施のため、防災組織の充実を図ります。

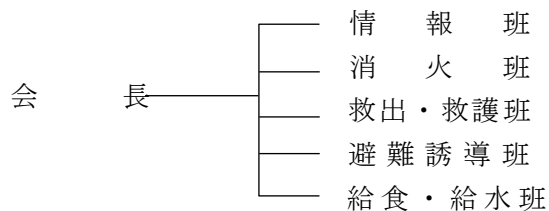
2 自主防災組織

(1) 設置の目的

災害対策基本法第5条に基づき、市民が自ら防災活動の推進を図るため、自治会・町内会等を単位として設置します。

(2) 組織構成

自主防災組織の編成は、それぞれの規約で定めるところによるが、例示をすると次のとおりです。



また、具体的編成及び活動基準は本編第2部 第7章 第1節のとおりです。

3 その他の防災組織

不特定多数の者を収容する施設、危険物施設等の施設の管理者は、消防法等の規定に基づき、その施設の用途規模に応じた自衛防災組織の整備、充実を図ります。

第2部 災害予防計画

第1章 災害に強いまちづくりの推進

第1節 まちづくりの計画的な推進

主管課：防災安全課、済観光課、環境都市課、まちづくり景観課、緑政課、都市整備課

下水道課

関係機関：県

1 基本的な考え方

本市はその地勢上、急傾斜地に近接した住家、流域が狭く短い河川、長い海岸線などの特徴があり、大型台風や集中豪雨が発生した場合、がけ崩れ、河川の増水、高潮などの被害の発生が予想されます。

本市は、地震のみならず、風水害に対しても強いまちづくりを進めるため、こうした特徴を考慮し、都市計画の策定に当たっては、水害、土砂災害、高潮災害の防止、建築物・構造物の耐震化・不燃化、道路網の確保、防災空間の確保に重点を置き、各種事業・施策を体系的に捉えつつ、総合的かつ計画的に推進します。

2 適正な公共施設等の整備による防災化の推進

(1) 土地利用の適正化

自然災害による被害発生の危険性を回避した土地利用を進めるため、神奈川県都市防災基本計画に基づき、防災に配慮した総合的かつ計画的な土地利用を推進します。

また、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けます。

(2) 水害の防止

道路や公共施設等の整備に当たっては、緑地の確保、雨水浸透性の高い舗装や排水施設の整備を推進します。

また、新規の宅地開発においては、適切な雨水調整池の整備を推進します。

(3) 土砂災害の防止

急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域など、土砂災害の危険性の高い地区においては、必要に応じた擁壁や排水施設の設置など、防災工事を推進するとともに、警戒避難体制の強化を図るなどハード及びソフト対策を推進します。

(4) 高潮災害の防止

海岸保全施設の適切な維持管理と新設による防護水準の確保を図ります。

3 都市計画に基づく防災化の推進

(1) 防火・準防火地域の指定

防火地域及び準防火地域の指定により建物の不燃化を図ることで、主要道路沿線に延焼遮断帯を形成し、延焼火災の拡大を防止します。

(2) 都市計画道路等の整備推進

都市計画道路を中心とした、消防活動等の緊急活動に必要な道路及び火災の延焼遮断効果が期待できる道路の整備促進を図ります。

(3) 公園・緑地の整備

公園・緑地は、広域避難場所や各種応急対策用空地として、防災上重要な空間であり、あわせて延焼火災の拡大阻止にも有効な空間であるため、公園・緑地の整備及び保全を図ります。

第2節 河川洪水の予防

主管課：都市整備課

関係機関：県

1 河川の概況

本市の河川は、田越川が主流をなし、支流に池子川、久木川を擁しています。池子川は、桜山上地区で、久木川は河口近くでそれぞれ主流の田越川に注いでいます。また、小坪川は、小坪地区の山地に源を發し小坪湾に注いでいます。

田越川は、二級河川部分と準用河川部分及び砂防区域があり、二級河川部分及び砂防区域については、県が管轄し、準用河川部分については、市で管理を担当しています。

市が管理する準用河川田越川（中原橋から矢ノ根橋まで延長1,120m）については、昭和52年度から改修事業に着手しており、上流部の一部を残し改修は、ほぼ完了しています。また、池子川、久木川及び小坪川の拡幅護岸の整備は完了しています。

二級河川田越川の堰橋には、雨量と水位のテレメーター及び監視カメラを設置しているほか、下田橋下流右岸の親水施設には、ゲリラ豪雨対策として気象警報装置を設置しています。

2 河川の改修方針

区 分	概 要
二級河川	二級河川については県が維持管理を含めて改修を実施する。
準用河川	準用河川については、200mほどの未改修があり改修時期は未定だが、今後も継続して改修する予定。

3 重要水防区域及び箇所指定

県は、大雨等の風水害時において、特に水防上警戒又は防御に重要性を有する区域及び箇所として、重要水防区域及び重要水防箇所を指定します。

4 はん濫危険水位等の指定

県は、二級河川において、住民の避難や水防活動の目安となるはん濫危険水位、避難判断水位、はん濫注意水位、水防団待機水位を各水位観測地点について指定します。

第3節 内水はん濫の予防

主管課：都市整備課、下水道課

1 下水道施設の概況

(1) 管渠

管渠の健全化を図る先決すべき対応として、長寿命化対策工事を順次実施していきます。
その他マンホール蓋等の浮上・飛散防止等の対策を順次行っていきます。

(2) 処理場・ポンプ場

近年の集中豪雨の多発による被害リスクを鑑み、処理場及び中継ポンプ場における揚水能力の強化の可能性について検討を行います。

2 内水はん濫による被害防止のための取組み

水防法の改正（令和3年7月）等を受け、令和7年度までに内水浸水想定区域図の作成を進めていきます。

第4節 高潮災害の予防

主管課：防災安全課、済観光課

高潮対策については、県が令和3年5月に指定した相模灘沿岸における高潮浸水想定区域及び高潮特別警戒水位に基づき避難対策を促進するとともに、県が策定した相模灘沿岸海岸保全基本計画の中で定められている、防護すべき地域及び防護水準に基づき、海岸保全に努めます。

1 相模灘沿岸海岸保全基本計画

(1) 防護すべき地域

防護すべき地域とは、海岸保全施設が整備されていない場合、海岸背後の人命や財産に対して被害の発生が予測される地域であり、具体的には防護水準として設定した潮位と波浪が同時に発生した場合の浸水区域とします。

(2) 防護水準

海岸に作用する高潮や波浪などの外力は、想定外のものが発生するなど大きさに幅があり、またその対応方法にもソフト・ハード対策など種々考えられるが、防護の目標とすべき外力水準は次のとおりとします。

ア 高潮

朔望平均満潮位に想定される最大の偏差を加えた計画高潮位に來襲波浪による打ち上げ高を加えたものに対して防護することを目標とします。

イ 波浪

一般及び漁港海岸は、原則として30年再現確率に対応する波浪に対して防護することを目標とします。ただし、背後の土地利用の状況等に応じて柔軟に対応します。

2 重要水防区域及び箇所指定

県は、台風等の風水害時において、海岸における特に水防上警戒又は防御に重要性を有する区域及び箇所として、重要水防区域及び重要水防箇所を指定します。

第5節 土砂災害の防止

主管課：都市整備課

関係機関：県

1 ハード対策の推進

土砂災害を防止するため、県による急傾斜地崩壊危険区域の指定により土砂災害防止施設の整備を促進するとともに、危険ながけや擁壁の点検、安全管理の指導、個人が行うがけ崩れ防止工事を促進します。

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

令和3年5月18日現在で市内の63箇所が急傾斜地崩壊危険区域に指定されており、県に対し随時整備工事の要望をしていきます。

項目	概要
指定基準	<ul style="list-style-type: none"> 傾斜角が30度以上、かつ高さが5m以上のがけ 崩壊により危害が生じるおそれがある住家が5戸以上、又は、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じるおそれがある区域

(2) がけの改善事業

制度・事業名称	対象	内容
既成宅地防災工事等助成事業	次のすべての条件を満たす場合に、補助の対象となる。 ・がけの高さが2m以上、角度が30度以上の自然がけ（現在土留めを施工していないがけ）又は、防災工事を施工済みだが、変状が著しいがけ（危険度判定	既成宅地のがけ崩れを防止するために、防災工事の助成を行う。

	による) <ul style="list-style-type: none"> がけの上、又は下に住居がある 工事をして、平坦地が広がらない 個人で防災工事を行う 市税を滞納していない 	
急傾斜地崩壊対策事業	高さが5mを超える自然がけで、崩壊により被害を受ける住家が5戸以上密集している区域	県が防災工事を実施し、市は事業費の20%を負担する。

2 土砂災害防止法による対策の推進

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）（以下、「土砂災害防止法」という。）は、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の許可制の導入、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進することを目的とします。

(1) 土砂災害（特別）警戒区域の指定

県は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれがある区域として「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」を、土砂災害によって、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域として「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」を指定します。

令和3年4月現在で逗子市は、119箇所が土砂災害警戒区域に指定され、そのうち117箇所が土砂災害特別警戒区域に指定されています。

また、市は、土砂災害（特別）警戒区域あるいは、急傾斜地崩壊危険区域、土石流危険渓流における警戒・避難対策として、土砂災害警戒情報等を用いた避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、避難地区の指定、避難経路の設定、避難所の指定を進めます。

種別	災害種別	区 域
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊	傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、斜面上部（斜面上端から10m以内）、斜面及び斜面下部（斜面の下端から高さの2倍（50mを超える場合は50m））
	土石流	土石流のおそれのある渓流で、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り	土砂災害警戒区域のうち、土石などの移動により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石などの移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある損壊を生じることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域

(2) 土砂災害特別警戒区域内における各種規制

土砂災害特別警戒区域においては、非自己用住宅、社会福祉施設、学校、医療施設などの開発行為に対する許可制（県知事）、新築建築物等の構造規制（建築主事又は指定確認検査機関）、建築物の移転などの勧告（県知事）がなされることとなります。

(3) 危険箇所居住者や関係者への計画内容の周知

危険な箇所に居住する市民や観光旅館、災害時要配慮者施設等の関係者等に対する計画内容の周知を徹底します。

3 その他の対策

市は、土砂災害ハザードマップ等を作成し危険区域の周知及び避難対策など土砂災害に対する啓発を行います。

また、土砂災害のおそれがある箇所の把握に努め、県と連携し、必要に応じて点検・パトロール等を行います。

第6節 治山対策

関係機関：県

1 保安林の整備

山地災害を防止するため、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林を指定し、これらの保全をさらに推進し、災害に強い森林づくりに努めます。

2 土砂の崩壊・流出の防止

森林の持つ保安機能を最大限に発揮させるため、森林の整備を図るとともに、治山工事を実施し、土砂の崩壊、流出、溪床堆積物の移動及び溪岸の浸食の防止に努めます。

第7節 その他都市施設の防災化の推進

主管課：都市整備課

関係機関：県

1 道路の災害対策

(1) 道路の整備

かながわのみちづくり計画の道路整備計画では、三浦半島中央道を逗葉新道から県道24号（横須賀逗子）まで、計画期間内に事業に着手していく予定です。この事業によって横浜横須賀道路、逗葉新道、市内道路が連動することになります。

(2) 資機材、人員の確保

災害時に備え、応急復旧に必要な資機材や人員が不足する場合は考慮し、平常時から業界団体等との協定を締結し、道路の早期啓開を実施できる体制を整えます。

第8節 建築物の防災化の推進

主管課：防災安全課、管財契約課、まちづくり景観課、都市整備課、教育総務課、社会教育課

1 建築物の防災化

(1) 建築物の災害対策

建築基準法（昭和25年法律第201号）の風圧に対する基準が適用される以前の既存建築物の安全性を確保するため、建築物における風水害への備えや災害危険箇所等について、所有者、管理者、占有者等に周知し、自主的な防災工事への取組みを促します。

(2) 公共建築物の災害対策

指定避難所や防災拠点となる学校等の公共建築物については、浸水や土砂災害に対する安全性を検証し、必要に応じて対策を講じるなど、災害時においてもその機能を維持できるよう努めます。

(3) 不特定多数の者が使用する施設の災害対策

駅等不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設、医療機関等の応急対策上重要な施設、災害時要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等については、風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとします。

2 文化財等の災害対策

管理者等に対する防災知識の普及を図り、管理・保護について指導、助言を行います。

文化財指定の建物については、適時・適切な修理や周辺環境の整備を行い、風水害に対する予防措置を図ります。

第9節 ライフラインの安全対策

主管課：防災安全課、経済観光課、下水道課

関係機関：東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株)、県企業庁

東日本電信電話(株)神奈川事業部、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)
エヌ・ティ・ティ・ドコモ(神奈川支店)、DDI

1 給水の対策

災害時における給水が円滑に実施できるよう次の対策を実施します。

項目	概要
災害時連絡体制の確立	電話、無線通信等による県との通信連絡体制の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表を作成し、緊急時連絡体制の確立に努める。
応急給水用施設設備の整備	耐震性貯水槽、給水タンク等の整備に努める。

飲料水の確保	逗子市商工会、コープかながわと調達協定を結んでいる。 ※運搬方法など詳細については、今後検討していく。
--------	--

2 電気、ガス、電話などライフライン施設の対策

大規模災害が発生した場合、電気、ガス、電信電話などのライフライン施設に大きな被害が発生することが予想されます。ライフライン施設は市民生活に欠かすことのできない施設であるため、各事業者は災害時にもライフライン機能を確保できるよう、施設の多重化などに努めるものとします。

3 下水道対策

下水道について具体的な復旧活動のマニュアル整備や近隣都県などとの広域的な支援体制の充実、復旧用資機材の備蓄強化を進め、災害時には、まずは、汚水を排水する機能を確保し、被害の程度に応じて汚水の処理水質を段階的に向上させ、下水道の機能を早期に復旧するよう対策をさらに進めます。

第10節 緊急輸送路等の整備促進

関係機関：県・県警察

緊急輸送路等の整備促進に係る事項は、地震津波対策計画編第3章7節を参照。

第2章 防災力強化の取組み

第1節 消防力の整備・強化

主管課：消防総務課・消防署

関係機関：消防団

消防力の強化に向けて、県内5つの地域で消防の広域化の検討を進めます。また、県消防広域化推進計画に基づく消防の広域化など、消防力の強化のための取組みを推進します。

災害時に十分な応急活動が行えるよう、資機材・食料・燃料等の確保に努めます。

1 風水害への対応力の強化

消防は、風水害時の水防活動や避難誘導などの応急対策を実施するため、職員の非常配備体制を整えるとともに、ボート、船外機、スコップ、ツルハシ等の風水害対応資機材を消防署等に整備し、風水害への対応力強化を図ります。

2 消防団の強化

各分団詰所に、風水害対応資機材を整備するとともに、水防訓練の実施等による、風水害に関する知識の普及や水防活動技術の習得などを実施し、消防団の対応能力の強化を図ります。

3 公設消防力の強化

火災及び人命救助事象への対応力の強化のため、消防車両・資機材の整備強化や建築物、建材の不燃化促進を図るとともに、地域特性等を考慮して特殊車両・装備の配置を行います。

また、救命効果の向上を図るため、専門的知識の習得など、救急高度化を推進します。

4 消防水利の確保

地域や対象物の特性を踏まえつつ、消火栓及び防火水槽を整備するとともに、プールなどの貯水施設の常時使用が可能になる措置など、総合的な消防水利の確保を進めます。

5 特殊災害対策の推進

都市災害の特殊性に鑑み、以下により対策を推進します。

項 目	概 要
活 動 装 備 の 充 実	特殊災害に対応するための活動装備の充実を図る。
予 防 ・ 査 察 指 導 の 強 化	集客施設や高層建物における災害を未然に防ぎ、被害を軽減するため、予防・査察指導を強化する。
通 報 体 制 の 確 立	都市災害の対象となる関係施設からの火災や事故の早期覚知、通報体制を確立する。

6 警防計画の策定

不特定多数の者が出入りする建築物・施設や木造密集地区等、火災の発生により多数の死傷者の発生が予想される消防対象物及び区域について、事前に警防計画を策定します。

(1) 警防計画の対象

警防計画を策定する対象物及び区域は次のとおりとします。

項目	概要
警防計画の対象物及び区域	1 医療機関、社会福祉施設等の要 <u>配慮</u> 者施設 2 劇場、遊技場、飲食店、デパート、ホテル 3 危険物施設 4 共同住宅等の高層建築物 5 地下空間 6 谷戸や高台などの消防車の進入が困難な区域 7 その他火災の展開が急で大規模火災になりやすいもの、及び消防活動が困難と想定される建築物・区域等

(2) 警防計画策定における留意点

火災の発生や展開状況等は建築物や区域などの特性によって異なるので、的確な災害防御方策を示唆するため、次の内容について整理しておくものとします。

項目	概要
策定における留意点	1 防火管理状況 2 消防用設備等の設置及び管理状況 3 危険物などの保有状況 4 その他火災防御上の注意事項等

7 孤立化対策の推進

市は、県と連携して、孤立化する可能性のある地域の状況を検証し、対策を検討します。また、孤立化対策の検討結果等を踏まえ、対策の推進に努めます。

第2節 情報伝達体制の整備

主管課：企画課、防災安全課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢介護課、保育課

関係課：関係各課

関係機関：県

次のほか、情報伝達体制の整備に関する事項については、地震津波対策計画編第3章第1節の2を参照。

災害時情報の収集・提供体制の拡充のため、衛星通信、インターネット、防災行政無線等の通信手段の整備などにより、企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集・提供体制の整備に努めます。

第3節 防災備蓄の推進

主管課：防災安全課、職員課、経済観光課、障がい福祉課、高齢介護課、学校教育課、保育課

関係課：関係各課

関係機関：県企業庁

市は、防災資機材倉庫及び各部局が設置する倉庫等に、水害、土砂災害及び高潮災害を防除する資機材を備蓄します。

上記のほか、防災備蓄に関する事項については、地震津波対策計画編第3章第1節の3を参照。

第4節 広域応援受入体制等の整備

主管課：防災安全課・消防総務課

関係課：各施設担当所管

関係機関：県・警察

地域ブロック内の市町相互間の連携

大規模な災害が発生し、市単独では十分な応急対策や復旧対策が実施できない場合に備え、地域県政総合センター単位の地域ブロック内の市町相互間の連携強化を図るとともに、訓練等の実施を通じ、体制の検証を行います。

また、他の市町村を迅速に応援できるような応援体制を整備します。

上記のほか、広域応援受入体制等に関する事項については、地震津波対策計画編第3章第1節の4を参照。

第5節 被災地、被災者への支援体制等の整備

主管課：防災安全課

関係課：関係各課

県及び県内33市町村が相互に連携し、被災地を支援する新たな仕組みについて検討し整備に努めるものとします。

1 自発的な情報収集の実施

被災地の情報把握を自発的に行い、その情報を基に支援行動を開始するように努めます。

(1) 県内の被災地に対して

県内を各地域県政総合センター単位の連絡員を派遣し情報を収集します。

(2) 県外の被災地に対して

情報を待つことなく、発災後に被災地に連絡し被災状況を確認し、必要により先遣隊を派遣する

等により直接情報を収集します。

2 役割の明確化

県及び市の役割並びに市内での支援に向けた役割分担や対応部署及び罹災証明書発行業務体制を確立します。

3 支援要請の受入れ

市民や企業からの救援物資の提供や人的、物的支援の要請に対して、円滑に対応できるような受入れ体制を確立します。

4 避難者の受入れ

避難者を受け入れるための、住居や仕事の確保、支援、個人情報の取扱い及びそれらを被災者へ広報する手段など、受入体制を整備します。

第6節 救助・救急体制の整備

主管課：消防署、国保健康課

関係機関：逗葉医師会、逗葉歯科医師会、逗葉薬剤師会

1 救急・救助用資機材等の調達

消防は、災害発生時における救助・救急に必要な資機材を逐次整備し、機動的な救助・救急体制及び災害医療体制を確保するものとします。

2 医療機関との協議

消防及び市は、災害発生時における救助・救急活動を円滑に行うため、一般社団法人逗葉医師会（以下「逗葉医師会」という。）、一般社団法人逗葉歯科医師会（以下「逗葉歯科医師会」という。）等とあらかじめ次の事項について調整し、確認しておくものとします。

項 目	概 要
協議・確認が必要な事項	1 災害発生時における連絡体制
	2 医療機関の収容能力及び受入れ体制
	3 医療救護班の編成及び現場派遣方法
	4 医師及び看護師等の動員計画
	5 現地救護所の設置とその運用
	6 現場に必要な救急医薬品及び医療資機材の備蓄、調達並びに輸送の方法
	7 傷病者の移送に関する協力体制
	8 その他必要な事項

3 防災関係機関との協議

災害発生時における総合的な現場活動体制を確保するため、県警察、自衛隊、海上保安部等の防災関係機関と、あらかじめ次の事項について協議し、確認しておくものとします。

項 目	概 要
協議・確認が必要な事項	1 災害発生時における交通規制 2 自衛隊等の現場派遣部隊等の編成 3 現場における任務分担 4 現場における指揮の調整方法 5 現地救護所の設置とその運用 6 現場における各機関相互の連絡体制 7 各機関が保有する救急・救助資機材の備蓄及び調達に関すること

第7節 事業者等に対する指導

主管課：消防予防課

市は、各事業所の災害対応が効果的に行われるよう、事業者等に対する法令事項の指導に加え、災害防止のための指導を強化します。

1 防火管理体制の強化

消防は、各事業所において、各種災害に対する事前対策及び災害時における応急対策が効果的に実施できるよう、防火管理者講習会などによる指導に努め、各事業所における防火管理体制の強化を推進します。

2 予防査察による是正措置

消防は、火災予防上の不備等を早期に発見し、出火危険及び延焼拡大要因を排除するため、予防査察により次の事項を主体とした指導を徹底します。

項 目	概 要
予防査察による是正措置	1 防火管理体制の適正な維持 2 避難施設及び防火設備の適正管理 3 消防用設備等・消火用具等の点検整備 4 火気使用設備・器具の安全管理 5 危険物等の安全な取扱いと貯蔵

3 関係法令の改正や災害事例の周知

消防は、消防法関係法令及び逗子市火災予防条例（昭和37年逗子市条例第14号）等の改正や特に周知を必要とする災害事例に関する説明会や通知を行うことで、関係事業者等に対する指導を徹底します。

第8節 応急手当の普及啓発

主管課：消防署

1 応急手当の普及啓発

消防は、救急隊が到着するまでの間、その場に居合わせた人が心肺蘇生法などの応急手当を素早く的確に行い、救命率を向上させるとともに、大規模災害時における市民の救護能力の向上のため、応急手当の方法を普及啓発します。

2 応急手当普及の方針

普通救命講習、上級救命講習等を計画的に実施するほか、地域における防災訓練や市が実施する防災イベント等において、応急手当の方法の普及を図るとともに、事業所、自主防災組織、学校教員等に対して応急手当普及員講習を実施することで、災害時における応急救護能力の向上を図ります。

第9節 情報通信網の整備

主管課：防災安全課

関係課：消防署

1 防災関係機関及び事業所との連絡体制の強化

市は、防災関係機関及び都市災害の起因となりうる事業所等との連絡体制を定期的に確認し、災害発生時における円滑な連絡体制を確保します。

その他、情報通信網の整備に関する事項については、地震津波対策計画編第3章第1節の2を参照。

第10節 災害廃棄物等の処理対策

主管課：資源循環課、境クリーンセンター

関係機関：県

災害廃棄物等の処理・処分の手順や方法を定めた逗子市災害廃棄物等処理計画（令和3年3月）等に基づき、災害時における応急体制の確保に努めます。

ごみ処理施設の浸水対策及び補修等に必要な資機材の備蓄に努めるとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制の整備に努めます。

簡易トイレやその管理に必要な物品の備蓄に努めるとともに、仮設トイレについては、その調達を迅速かつ円滑に行う体制の整備に努めます。

1 一般廃棄物処理施設の浸水対策等

ごみ処理施設の浸水対策及び補修等に必要な資機材の備蓄に努めるとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制の整備に努めます。

2 災害廃棄物等の処理・処分計画の策定等

生活ごみや災害によって生じた災害廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置計画、災害廃棄物等の処理・処分計画である逗子市災害廃棄物等処理計画（令和3年3月）に基づき、災害時における応

急体制の確保に努めます。

3 災害時の相互協力体制の整備

周辺の市町や廃棄物関係団体と調整し、災害時の相互協力体制の整備に努めます。

第3章 避難体制の整備

第1節 風水害時の避難

主管課：企画課、防災安全課、市民協働課、文化スポーツ課、障がい福祉課、高齢介護課
国保健康課、都市整備課、教育総務課、社会教育課、学校教育課、子育て支援課
保育課、療育教育総合センター

1 風水害時の避難の考え方

風水害は、地震とは異なり、被害の発生を予測することができるため、事前の避難が有効です。
特に高齢の方や身体に障がいがある方など、避難に手助けが必要な方がいる場合は、より早い避難の判断をすることで、被害を未然に防ぐことができます。

しかし、すでに風雨が強まっている場合には、悪天候の中を避難することで逆に被害にあってしまうこともあるため、まずは、浸水やがけ崩れの心配があるなら2階に移る、2階がないならがけとは反対側の部屋に移るなど、自宅での安全対策をとることが大切です。

ただし、自宅周辺で浸水やがけ崩れが発生したり、強風で自宅が倒壊する危険がある場合など、生命に危険が及ぶような場合には、速やかに避難する必要があります。

2 避難の判断方法

風水害時の避難は、災害発生の危険度や切迫性に応じて変わり、自らの判断による「自主避難」と、市長が市民の安全を確保するために発令する「避難指示に基づく避難」に分けられます。

(1) 自主避難をする場合

ア 避難指示などが発令されていない場合には、まず、自宅や職場で安全確保を行います。

自宅等での安全確保ができない場合や不安を感じる場合は、各自の判断により親戚・知人宅や地域活動センターなどへ自主避難を行います。

イ 市は、原則として、高齢者等避難（警戒レベル）^注を発令する場合は、あわせて早期避難所を開設します。また、気象状況等により高齢者等避難（警戒レベル3）の発令が予測される場合にも、必要により、早期避難所を開設します。

ウ 早期避難所は、原則として次の施設を開設します。

- ・逗子小学校
- ・沼間小学校
- ・久木小学校
- ・小坪小学校
- ・池子小学校
- ・市立体育館（逗子アリーナ）

注2項「避難情報等と居住者等がとるべき行動」を参照

(2) 避難指示等が発令された場合

ア 市は、避難指示等が発令した場合には、避難対象世帯を指定して、それに対応する指定避難所を開設します。

イ 指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、指定避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合、屋内の上階への退避を行うことも検討します。

※ 指定緊急避難場所等（資料編 8 避難対策参照）の開設状況については、防災行政無線、市ホームページ、防災・防犯メール等で周知します。

3 避難情報等と居住者等がとるべき行動

（「避難情報に関するガイドライン」内閣府（令和3年5月）を基に作成）

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて5段階に分類した「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」（避難情報等：市が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等）とを関連付けるものです。

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
<p>【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)</p>	<p>●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</p>
<p>【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁が発表)</p>	<p>●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。</p>
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市長が発令)</p>	<p>●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等^{*1}は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難^{*2}又は屋内安全確保^{*3}）する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示 (市長が発令)</p>	<p>●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市長が発令)</p>	<p>●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保^{*4}する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>

※1 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用中の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者

※2 立退き避難の避難先例

○ 指定緊急避難場所

(災害の危険から身の安全を確保するために避難する場所として、あらかじめ市が指定した施設・場所。小中学校、地域活動センター、ビル等の民間施設、高台・津波避難ビル等)

○ 安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先

(これらが存する場所や避難経路が安全であることをハザードマップ等であらかじめ確認するとともに、遠方にある場合は早めに避難する。)

※3 屋内安全確保の行動例

○ 自宅・施設等の浸水しない上階への移動(垂直避難と呼称されることもある)

○ 自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(待避)

※4 緊急安全確保の行動例(ただし、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。)

○ 洪水等、高潮及び津波のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動したり、近隣の相対的に高く堅牢な建物等に緊急的に移動する。

○ 土砂災害のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の崖から少しでも離れた部屋で待避したり、近隣の堅牢な建物に緊急的に移動する。

注：居住者等は、既存の防災施設、行政主導のソフト対策には限界があることをしっかりと認識するとともに、自然災害に対して「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で主体的な避難行動をとることが必要です。

4 住民に避難を促す情報と警戒レベル相当情報の表

警戒レベル (避難情報等)	警戒レベル相当情報		
	洪水に関する情報	土砂災害に関する情報	高潮に関する情報
警戒レベル2 (洪水、大雨、高潮注意報)	<u>【水位情報がある場合】</u> ・ <u>氾濫注意情報</u> <u>【水位情報がない場合】</u> 洪水警報の危険度分布が「 <u>注意(黄)</u> 」	<u>土砂災害の危険度分布が「<u>注意(黄)</u>」</u>	
警戒レベル3 (高齢者等避難)	<u>【水位情報がある場合】</u> ・ <u>氾濫警戒情報</u> <u>【水位情報がない場合】</u> ・ <u>洪水警報・洪水警報の危険度分布(警戒(赤))</u>	・ <u>大雨警報(土砂災害)</u> <u>土砂災害の危険度分布(警戒(赤))</u>	<u>高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報</u>
警戒レベル4 (避難指示)	<u>【水位情報がある場合】</u> ・ <u>氾濫危険情報</u> <u>【水位情報がない場合】</u> ・ <u>洪水警報の危険度分布(非常に危険(うす紫※2))</u>	・ <u>土砂災害警戒情報</u> <u>土砂災害の危険度分布(非常に危険・極めて危険(うす紫※))</u>	・ <u>高潮警報</u> ・ <u>高潮特別警報</u>

<p><u>警戒レベル5</u> (緊急安全確保)</p>	<p><u>【水位情報がある場合】</u> ・ 氾濫発生情報 <u>【水位情報がない場合】</u> ・ 大雨特別警報（浸水害）</p>	<p><u>・大雨特別警報(土砂災害)</u></p>	<p><u>・高潮氾濫発生情報</u></p>
-----------------------------------	---	-----------------------------	-------------------------

※1 警戒レベル1については、相当情報がないため省略

※2 令和4年度以降「うす紫（非常に危険）」と「濃い紫（極めて危険）」を「紫」に一本化し、「危険度分布（黒）」を5相当に位置付け

5 避難指示等の伝達

(1) 市は、避難指示等の伝達に際して、対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるようにするとともに、災害の状況及び地域の実情に応じて、防災行政無線や消防団、自主防災組織をはじめとした効果的、かつ確実な手段を複合的に活用し、避難対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達できるよう努めます。

また、気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討するよう努めます。

(2) 指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町村は、住民等への周知徹底に努めます。

6 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保及び整備

(1) 市は、災害種別に応じた指定緊急避難場所及び指定避難所（福祉避難所を含む）を指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めます。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができますが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めます。

(2) 市町村は、県有施設や民間施設等を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する場合は、協定等の締結により、施設管理者との役割分担の明確化を図ります。

7 風水害時の避難体系

指定緊急避難場所は、風水害による危険度や被害の切迫性に応じて変わります。

風水害時に落ちて身を守れるよう、日頃から、自宅、学校、職場など、自分がよく行く場所の立地条件を考慮して、対応をイメージしておくことが大切です。

8 避難に関する普及啓発

風水害時に身を守るためには、自宅等における安全確保の方法や指定避難所等の場所を把握することが大切です。

そのため、市は指定避難所や避難体系図などを掲載したハザードマップを作成し、配布又はホームページ等で公開することにより、普及啓発を実施します。

9 避難計画の策定

(1) 避難対象地域の特定

市は、災害時に安全かつ迅速に避難誘導が行えるよう、あらかじめ避難計画を策定し、住民への周知に努めます。その際、河川管理者等と十分協議のうえ、過去の洪水・高潮等による浸水実績、土砂災害記録等により、避難対象地域を特定します。

(2) 災害時要配慮者の支援

市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府防災担当 令和3年5月改定）を参考に、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局、自主防災組織の連携のもと、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、「逗子市避難行動要支援者避難支援計画（平成29年1月改定）」に基づき、避難行動要支援者に対する具体的な避難方法等についての個別避難計画の策定に努めます。

(3) 避難確保計画の作成

社会福祉施設等の管理者等は、それぞれの施設の設置目的を踏まえた施設ごとの規定（介護保険法等）や災害に対応するための災害ごとの規定（水防法等）に基づき、利用者の避難確保計画を含む非常災害対策計画等の作成や避難訓練を実施し、市はその支援に努めます。

(4) 浸水想定区域の避難

市は、洪水予報河川の浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、避難場所やその他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めます。

10 避難所の運営

(1) 市は、県避難所マニュアル策定指針を参考に、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様な視点などに十分配慮するほか、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者及び市職員で構成する避難所運営委員会を設置し避難所運営マニュアルを作成するなど、避難所の円滑な運営管理を行います。

(2) 市は、被災者が安心して避難所で避難生活が送れるよう、適切な指定避難所の指定の促進と周知の徹底、避難所の生活環境の整備など、必要な対策に努めます。

11 住民への周知

(1) 避難場所、避難経路等の周知

市は、災害時に安全かつ迅速に避難が行えるよう、地域内の指定緊急避難場所、避難経路、避難指示方法について、あらかじめ住民に周知するとともに、早期の自主避難の重要性について説明するよう努めます。

また、二次被害防止のため、避難する際のブレーカーの遮断、ガス栓の閉塞が、確実に実施されるよう、日頃から啓発するとともに、電気復旧の通電の際には地域における周知に努めます。

(2) 洪水等による浸水想定区域の避難場所等の周知

市は、洪水予報河川の浸水想定区域の指定があったとき及び洪水等により浸水が想定される区域の洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な事項を住民に周知するよう努めます。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとします。

12 応急仮設住宅等

(1) 市は、県が迅速に応急仮設住宅を供給するために必要な建設候補地の土地情報等の事務に協力します。

また、災害時における被災者の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅などの空室情報の把握に努め、災害時に迅速にあっ旋できるよう、あらかじめ関係団体と調整のうえ体制を整備します。

(2) 市は、従来のプレハブ型の応急仮設住宅のほかに、地元の工務店等を活用した工法や供給体制についても検討します。

(3) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めます。

13 広域避難

市は、大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、発災時の具体的な避難・受入れ方法等を検討します。

また、避難場所を指定する際に合わせて広域避難用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めます。

14 ペット対策

市は、ペット同行避難のルールを作成し、地域住民にそれを周知します。また、避難所におけるペット同行については、鳴き声、臭い、毛の飛散、アレルギー対策、衛生面に関する問題等が発生することから、飼育スペース、ケージの確保や、飼い主の管理責任など、注意事項を可能な限り具体的に検討し、避難所運営マニュアルに位置づけます。

15 感染症対策

(1) 市は新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、県との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めます。

(2) 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めます。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて県に要請し、可能な限り多くの避難所の開

設に努めるものとします。

(3) 市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めます。

第2節 帰宅困難者対策

主管課：企画課、防災安全課

関係機関：県、警察、自衛隊、東日本旅客鉄道(株)、京浜急行電鉄(株)

1 一斉帰宅抑制の周知

大規模災害発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送などの応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則の市民、企業、学校、関係団体などへの周知を図り、一斉帰宅抑制の徹底を促します。

2 企業等の取組の促進

企業等に対し、従業員などを一定期間事業所等内に留めるために必要となる水、食料、物資等の備蓄促進を図ります。

3 避難対策

市は、県と連携して帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努めるとともに、開設基準や運営マニュアルの作成及び一時滞在施設における飲料水等の計画的な備蓄を進めます。

帰宅困難者が発生した場合の地域ごとの対応を検討・協議するため、市内の駅等を中心に、市、鉄道事業者、警察、駅周辺事業者等で構成する地域協議会の設置を進めます。

帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や災害時の施設への円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から鉄道事業者等との連携を強化する。また、鉄道事業者との情報伝達体制を確保するとともに、帰宅困難者に対して携帯電話やインターネット等を活用し迅速に情報を提供できるよう、対策の検討を行います。

また、観光客等の帰宅困難者に対する避難については、逗子市観光協会、観光事業者等と連携し、対策を講じます。

4 訓練の実施

市は、関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練を実施します。

第3節 災害時要配慮者に対する対策

主管課：防災安全課、民協働課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢介護課、教育総務課
 学校教育課、子育て支援課、保育課

1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等の作成

(1) 市は、要配慮者のうち、避難について特に支援が必要な住民である「避難行動要支援者」の把握に努め、生命又は身体を災害から守るために行う措置の基礎となる「避難行動要支援者名簿」及び「個別避難計画」の作成及び活用を図ります。

(2) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図ります。

(3) 市は防災安全課や福祉担当課など関係課の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員等、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めます。

(4) 市は、消防機関、都道府県警察、民生委員等、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じて、あらかじめ個別避難計画を提供するものとします。

また、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備などの必要な配慮をします。

2 避難誘導、搬送等

(1) 市及び施設の管理者は、避難行動要支援者の避難誘導、搬送等について、自主防災組織、近隣居住者、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。

(2) 市及び避難支援者は避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図ります。

3 避難対策

(1) 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、必要な生活支援を受けられるなど安心した生活ができる体制を整備した福祉避難所の指定に努めます。

(2) 市は、設備・体制が整った高齢者福祉施設等を活用するため、あらかじめ施設管理者と災害時の対応について協定を結ぶことに努めます。

4 社会福祉施設等の対策

(1) 社会福祉施設等の管理者等は、災害時に迅速・的確な対応を行うため、それぞれの施設の設置目的を踏まえた施設ごとの規定(介護保険法等)や災害に対応するための災害ごとの規定(水防法等)に基づき、利用者の避難確保計画を含む非常災害対策計画を作成するとともに、防災組織を強化し、市との緊急連絡体制の確保や地域住民、自主防災組織等との連携に努めます。

特に、逗子市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法等の規定により、避難確保計画を作成し市町村へ提出するとともに、避難訓練を実施します。

(2) 社会福祉施設等の管理者等は、施設の職員や利用者に対して、災害に関する基礎的知識や災害時対応について、理解や関心を深めるため防災教育や避難訓練等を実施します

5 外国人への対応

市は、指定緊急避難場所及び指定避難所等の標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示し、標識の見方について、あらかじめ周知に努めます。

第4節 浸水想定区域における警戒避難体制の整備

主管課：防災安全課、都市整備課

浸水想定区域における水位情報の伝達方法、避難所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を以下により定めます。

1 浸水想定区域の指定

水防法第14条に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により、本市域の二級河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を指定し、浸水想定区域図を公表します。

2 浸水想定区域の周知

市は、市内の二級河川について県が作成した浸水想定区域図において、住家に浸水が予想されている田越川について、当該浸水想定区域における水位情報の伝達方法、避難所等その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を定めた土砂災害等ハザードマップを作成・公表します。

3 情報の伝達

浸水想定区域における情報の伝達体制は次のとおりです。

項目	概要
防災行政無線	防災行政無線放送により、大雨警報などを伝達する。
<u>防災・防犯</u> メール	防災行政無線の放送内容をメールにより配信する。
テレホン <u>サービス</u>	防災行政無線の放送内容を自動音声により案内する。

湘南ビーチFM	湘南ビーチFM放送の割込み放送により大雨警報などを伝達する。
広報車	水位情報、避難 <u>指示等</u> を対象区域に伝達する。
各戸への巡回	避難 <u>指示等</u> の対象世帯に対し、必要に応じて現場に職員を派遣して避難を呼びかける。
市ホームページ	必要な情報をホームページに掲載する。

第5節 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備

主管課：防災安全課、都市整備課

関係機関：県

本市では、平成 29 年に施行された土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域における避難情報等の伝達方法、避難所、その他災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を以下により定めます。

1 土砂災害警戒区域の指定

県は、土砂災害により住民等に危害が生じるおそれのある区域を調査し、調査結果を公表するとともに、関係市町村長の意見を聴いたうえで、土砂災害警戒区域として指定します。

さらに、県は、土砂災害により住民等に著しい危害が生じるおそれのある区域を調査し、調査結果を公表するとともに、関係市町村長の意見を聴いたうえで、土砂災害特別警戒区域に指定します。

2 土砂災害ハザードマップの作成

市は、土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備の一環として、土砂災害警戒区域、高潮浸水想定区域及び指定避難所等を地図上に示した「土砂災害等ハザードマップ」を作成し、公表することで、風水害時における避難の普及啓発を行い、市民の防災意識の向上を図ります。

3 情報の伝達

土砂災害警戒区域における情報の伝達体制としては前節3のとおり。

第6節 要配慮者利用施設における避難対策等

主管課：防災安全課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢介護課、国保健康課、教育総務課
学校教育課、子育て支援課、保育課、療育教育総合センター

逗子市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、作成した計画について市長に報告します。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施します。

1 要配慮者利用施設の範囲

水防法及び土砂災害防止法に規定する、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設（以下、「要配慮者利用施設」という。）の範囲は以下のとおりです。

項 目	概 要
<p>要配慮者利用施設の範囲</p>	<p>1 社会福祉施設 老人福祉施設、<u>有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、保護施設、児童福祉施設、障害児通所支援事業の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子・父子福祉施設、母子健康包括支援センター、その他これらに類する施設</u></p> <p>2 学校 幼稚園、<u>小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校</u></p> <p>3 <u>医療施設</u>（有床に限る） 病院、診療所、助産所</p>

2 要配慮者利用施設への情報伝達

市は、第4節の3に示す通常の伝達方法のほか、「緊急通信 F A X」により関連施設に対して避難情報や水位情報などの情報伝達を実施します。

第4章 災害医療・防疫体制等の強化

災害医療・防疫体制等の強化に係る事項については、地震津波対策計画編第3章第5節を参照。

第5章 防災体制の強化

第1節 初動体制の強化

主管課：防災安全課

関係課：関係各課

風水害時における被害を軽減するためには、警戒、初動段階における気象警報等の伝達や事前の対策が非常に重要です。本市では、以下により風水害時における配備体制等の強化を推進します。

1 職務代理者の事前指定

警戒・初動活動期において、幹部職員が参集するまでの間の意思決定を遅滞なく行うため、市長及び各部長の職務代理者を事前に定めることとします。

被代理者	職務代理者とその順位
市長 (災害対策本部長)	第1順位 副市長 第2順位 消防長 第3順位 経営企画部長 第4順位 総務部長 第5順位 市民協働部長 第6順位 福祉部長
各部長	各部局活動細部計画で指定する。

2 災害対策本部室の代行機能の整備

市は、災害対策本部が被災した場合を想定して、通信機器の整備、職員の搬送手段の確保など、災害対策本部代行機能の充実を図ります。

3 市、防災関係機関の組織体制の充実

市及び防災関係機関は、被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策に即応できるよう、災害対策本部等防災組織体制の充実を図る。また、庁舎等が被災した場合の代替施設の確保に努めます。

4 業務継続体制の確保

市及び関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努めるとともに、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めます。また、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備などの非常用通信手段の確保に努めます。

発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用等による人材確保に努めます。

第2節 防災関係機関相互の連携強化

主管課：防災安全課

関係課：関係各課

防災・危機管理に関する協議会等への参画

本市及び防災関係機関は、市域における災害予防及び災害応急対策の推進を図るため、防災及び危機管理に関する協議会等への参画を行うことにより、相互の連携強化を図るものとします。

第6章 災害に強い人づくりの推進

第1節 防災知識の普及啓発

主管課：企画課、防災安全課、市民協働課、学校教育課
 関係課：関係各課

行政機関の関係者及び自主防災組織、地域住民が、風水害に対する正しい知識を持つことを目的として、次のとおり防災知識の普及啓発に努めます。

1 本市職員への防災教育

市民の生命、身体及び財産を災害から守るという、本市の最も重要な責務を遂行するため、本市職員に対して計画的に防災教育を行うことで、職員の防災に関する知識を高め、災害時における適切な判断力や行動力を身につけます。

災害時における参集、配備及び応急活動における役割等を周知するとともに、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成を図るため、防災研修、防災講演会等により防災教育を行います。

災害時に感染症が発生した場合の対応について、職員に対して様々な被災場面を想定した研修等を実施します。

2 市民への防災知識の普及

(1) 市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図ります。

(2) 本市及び防災関係機関は、市民等を対象として、防災知識の普及・啓発や防災意識の高揚を図ります。なお、普及・啓発に際しては、災害時要配慮者への防災知識の普及について十分に配慮します。

(3) 市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めます。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めます。

普及方法（例）	普及事項
自主防災組織等に対する防災講話	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象や風水害に関する知識 ・ 災害に対する日頃の備え ・ 自宅における安全確保の方法 ・ 風水害時における避難の判断方法 ・ 安否情報の確認方法 ・ 自主防災活動の重要性
ハザードマップ等の作成・配布	
防災パンフレットなどの作成・配布	
広報誌の活用	
テレビ、ラジオ、新聞等の活用	
防災講演会の開催	

	<ul style="list-style-type: none"> ・逗子市等、防災機関の災害対策 ・その他必要な事項
--	--

(4) 市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図ります。

ア 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動

イ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。

ウ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

エ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動

オ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと。

カ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

3 市民がとるべき措置

風水害による被害を最小限にとどめるため、市民一人一人が日頃から努めるべき事項を以下に示します。

項 目	概 要
市民が取るべき措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災知識を高める ・ 地域で行う防災訓練へ積極的に参加する ・ 自宅の立地条件（土砂災害危険箇所等）を把握する ・ 窓ガラス等の飛散防止措置及びブロック塀の倒壊防止 ・ 発災時に持ち出す非常食や飲料水、<u>携帯トイレ</u>、ラジオ、懐中電灯、<u>乾電池</u>、医薬品などの非常用持ち出し品の準備 ・ 自宅等で避難生活をおくるための最低3日分（<u>推奨1週間分</u>）の食料や飲料水、その他生活用品などの非常用備蓄品の準備 ・ 風水害時における家族の役割分担、連絡方法、避難場所の確認などを話し合う

4 家庭における身近な防災対策等の普及

横浜地方気象台と連携して竜巻等の突風災害について、竜巻注意情報等の意味や内容、被害の特徴、身の守り方などの普及・啓発を行います。

地域の防災的見地からの防災アセスメント(注)を行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するハザードマップ、防災ハンドブック、啓発資料等を作成し、住民等に配布するとともにおでかけ円卓フォーラムを実施するなど、防災知識の普及啓発に努めます。

(注) 防災アセスメントとは、災害誘因(地震、台風、豪雨等)、災害素因(急傾斜地、軟弱地盤、危険物施設の集中地域等)、災害履歴、土地利用の変遷などを考慮して総合的かつ科学的に地域の災害危険性を把握する作業のことです。

5 学校における防災教育の推進

自然災害等の危険に際して自らの命を守りぬくため主体的に行動する態度を育成し、支援者となる視点から安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めるために、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校教育活動全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じた防災教育を家庭・地域社会と連携しながら推進します。また、教職員の危機対応能力の向上を図るための研修を充実させます。

6 自主的な防災活動の普及

災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動の普及のため、「防災とボランティアの日」（1月17日）及び「防災とボランティア週間」（1月15日～1月21日）において、市及び防災関係機関が協力して講演会、講習会、展示会等の行事を実施します。

7 企業等の防災体制の確立等

企業は、災害時の企業の果たす役割（施設利用者、従業員等の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、予測被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めます。

第2節 防災訓練の実施

主管課：防災安全課、消防署

関係課：関係各課

災害時において、的確な行動をとるためには、日頃から災害を想定した訓練を積み重ねておくことが重要です。

本市における防災訓練は、次のとおり実施するものとします。

1 多様な訓練の実施

(1) 地域の実情を踏まえ、大規模災害を想定した広域防災訓練や市町村域・コミュニティレベルで多様な場면을想定した防災訓練を実施します。

また、災害時要配慮者や被災時の男女のニーズの違い等の男女双方の視点などに十分配慮した防災訓練や避難訓練を実施します。

(2) 様々な場면을想定した災害対策本部等の運営訓練、情報伝達訓練、職員の緊急参集訓練、図上訓練等を重ね、非常時に臨機応変に対応できるよう努めます。

(3) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施します。

2 実践的な訓練の実施

積極的かつ継続的に防災訓練を実施します。実施にあたっては、訓練の目的を設定した上で、災害やその被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する資機材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、避難所設置訓練や避難行動要支援者にも参加してもらうなど災害時を想定した実動訓練等や参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練となるように努めます。

また、訓練後には、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努めます。

3 地域特性に応じた訓練の実施

- (1) 県警察、自衛隊や民間の救護組織と連携して防災訓練を実施します。
- (2) 関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練を実施します。
- (3) 消防活動が円滑に行えるよう、消火、救出救助、避難誘導等の訓練を実施します。
- (4) 特に、災害発生時の初期対応の徹底を図るため、自主防災組織育成基本方針に定める情報収集・伝達、避難、救出救護、消火訓練を重点的に実施します。

4 防災訓練の種類

(1) 本市職員及び防災関係機関の訓練

計画的に防災訓練を行うことで、職員及び組織の災害対応能力を高め、災害時における混乱の中で、適切に判断し、行動できる力を身につけます。

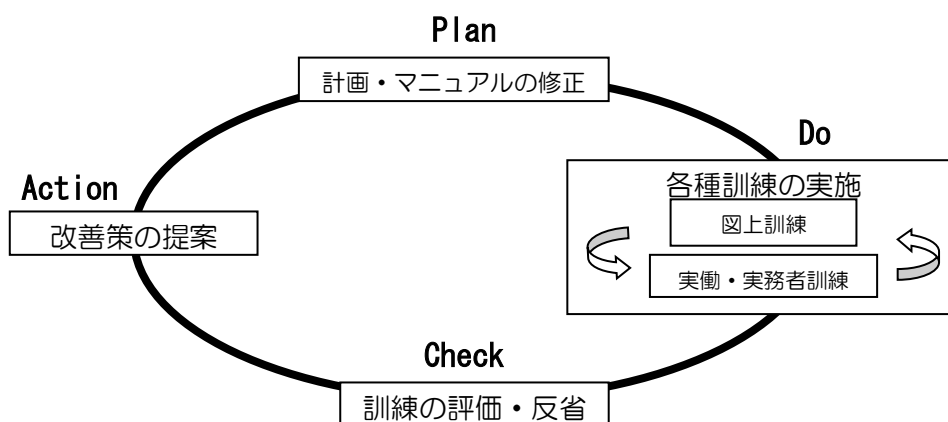
なお、訓練の実施にあたっては、防災関係機関や応援職員との連携を考慮することで、より実災害に即した訓練を行います。

(2) 市民が行う防災訓練

自宅における安全確保行動、避難指示等発令時における避難、災害時要配慮者の安否確認や避難支援など、実災害を強くイメージした防災訓練を実施します。

5 災害対応能力向上のPDCAサイクル

各種防災訓練を活用し、下図のサイクルにより災害対策の向上を図ります。



6 学校における防災訓練の充実

学校における防災訓練は、地震に関する対応や知識の習得はもとより、気象や風水害に関する知識、日頃の備え、風水害時における避難の判断方法など、風水害に関する防災知識の普及啓発をあわせて実施することで、自助力・共助力を育成します。

第3節 災害ボランティア活動の環境整備

関係機関：県、社会福祉協議会

災害ボランティア活動の環境整備に関する事項については、地震津波対策計画編第3章第8節を参照。

第7章 災害に強い地域づくりの推進

第1節 自主防災活動の促進

主管課：防災安全課、市民協働課

関係課：消防総務課、消防署

市は、自主防災組織育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとします。また、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境整備などにより、これらの組織の日常的な活動や、訓練の実施を促します。その際、女性の参画の促進に努めます。

風水害時における活動には、地震津波対策計画編第3章第9章を準用するほか、次のような事前行動が求められます。

1 風水害時の活動

(1) 情報の収集及び伝達

風水害では、被害の及ぶ切迫性が現れてから、いかにすばやく避難を開始できるかがカギとなるため、正確な情報収集・伝達が重要となります。

なお、風水害時に伝達される災害情報については、次のようなものがあります。

- 気象庁・気象台が発表する情報
 - ・ 特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）
 - ・ 気象注意報（大雨や洪水、強風、雷、高潮等）
 - ・ 気象警報（大雨や洪水、暴風、高潮等）
 - ・ その他河川管理者などからの情報にも注意する必要がある。

○ 避難に関する情報

- ・ **高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保**

特に、風水害時の**高齢者等避難や避難指示等**の情報は、防災行政無線放送等が雨音でかき消される等、確実に住民に伝わらない場合もあるため、自主防災組織等が早目にこうした情報を住民に伝える必要があります。

(2) 避難及び避難所運営

風水害時の避難及び避難所運営については、特に被害の発生した地域によって、次のような状況が想定されるため、被害情報を正確に把握し、安全な避難経路での避難及び避難所開設への行動が求められます。

なお、開設される避難所は、地域によって地震災害時とは異なる場合もあることに注意するとともに、次の点について留意する必要があります。

- 浸水等により、避難所及び周辺の衛生状態が著しく悪化するおそれがあります。
- 浸水等により、地階や低層階に保管されている備蓄物資等が使用できなくなるおそれがあります。

(3) 自主防災組織の育成

市は、自主防災組織の育成・強化を図るため、県と連携してリーダーの育成に努めるとともに、自主防災組織への女性の参加の促進に努めます。

また、県と連携したリーダー研修等を開催し、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、自主防災組織の防災資機材等の整備に努めます。

(4) 消防団の機能強化

市は、消防団への現役世代や高校生、大学生などの若い人々や女性の入団を進めるため、市民や事

業者に対し地域防災や消防団活動の重要性に関する普及啓発に努めるとともに、将来の消防団活動を担う児童・生徒などの地域防災に関する理解を促進します。また、消防団員の確保及び資機材等の整備を進め、消防団の充実強化に努めます。

第2節 事業者の防災活動の促進

主管課：防災安全課、消防総務課、消防署

事業者の防災活動の促進に関する事項については、地震津波対策編第3章第9節の2を参照。

第3節 災害時要配慮者対策の推進

主管課：防災安全課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢介護課、教育総務課、学校教育課
子育て支援課、保育課

災害時要配慮者の避難支援については、避難行動要支援者も含めて、まずは一人ひとりが自分や家族の身は自分で守るという意識のもとに行う「自助」、そのうえで隣近所への声かけや安否確認、さらに自主防災組織などによる組織的な安否確認、避難誘導等の「共助」が確実に行われる取組が重要となります。

避難行動要支援者に対する支援に係る事項については、地震津波対策計画編第3章第4節及び第6節を参照。

第4節 学校における防災体制の整備

主管課：教育総務課、学校教育課

学校等における防災体制の整備に関する事項については、地震津波対策計画編第3章第6節を参照。

第5節 保育所等の防災対策

主管課：保育課

保育所等の防災対策に関する事項については、地震津波対策計画編第3章第6節を参照。

第6節 男女共同参画の推進

主管課：防災安全課、市民協働課

男女共同参加の推進に関する事項については、地震津波対策計画編第3章第9節を参照。

第3部 災害応急対策計画

第1章 災害応急対策の基本方針

第1節 災害応急対策の概要

主管課：防災安全課

関係課：関係各課

1 災害応急対策とは

災害応急対策とは、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行う」ことであり、消防・水防、警報の発表、避難指示等の発令、被災者の救援救助、都市機能の応急復旧等をその具体的な内容とします。

2 風水害時における応急期の定義

災害前後の時間経過から、風水害時における応急対策の実施時期を次のとおり定義します。（ただし、被害の程度により数日前後することがあります。）

区 分	時間の目安	重点事項
警戒期	気象警報等の発表から本部設置まで	職員の動員、情報収集、自主避難の受入体制、配備指令の検討、水防活動（発生防止）
初動活動期	本部設置から2日間程度	職員の動員、拠点・避難所の開設、被害情報の収集、避難指示、人命救助、水防活動（拡大防止）
応急活動期	3日～7日程度	避難所運営の安定化、インフラ等の復旧
復旧活動期	8日目以降	被災者の生活再建、復興施策の計画及び実行

3 都市災害時における応急期の定義

災害前後の時間経過から、都市災害時における応急対策の実施時期を次のとおり定義します。（ただし、被害の程度により数日前後することがあります。）

区 分	時間の目安	重点事項
警戒期	事故等の発生から、本編に基づく応急対策が必要となったときまで	事故原因者、防災関係機関及び市民通報からの情報収集などによる被害状況の把握及び必要な応急活動体制の検討
初動活動期	事故等の発生により本編に基づく応急対策が必要となったときから、消防活動又は人命救助活動の終了まで	職員の動員、被害情報の収集、避難指示、警戒区域等の設定、避難誘導、人命救助、医療救護、消防活動、交通規制など
応急活動期	第3部及び第5部に規定する災害応急対策計画が終了するまで	医療救護、避難所の運営、漏えいした危険物等の除去、避難指示等の解除の判断、被害を受けた施設等の応急復旧
復旧活動期	第3部及び第5部に規定する災害応急対策計画が終了した以降	被災者の生活再建、復旧・復興施策の計画及び実行

第2節 災害応急対策活動の方針

主管課：防災安全課
 関係課：関係各課

1 活動の基本方針

風水害における災害応急対策活動全般における基本方針を次のとおり定義します。

区 分	概 要
直前対策の 重 要 性	気象警報等の情報の伝達による自宅内での安全確保、被害を未然に防止するための水防活動など、被害発生前の対策が重要である。
人命の優先	発災後は、避難指示の発令及び避難誘導、事故等発生場所周辺に対する警戒区域等の設定、救出救助など、市民の生命、身体を災害から保護することを最優先とする。
臨機応変な 対 応	災害の態様は様々であり、事前に策定された防災計画やマニュアルどおりに物事が進むとは限らないため、常に状況把握を行い、状況に応じた的確な判断と迅速な行動が求められる。

第2章 災害対応組織の設置

第1節 災害対策本部の設置

主管課：防災安全課

関係課：関係各課

市長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、必要に応じて逗子市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置し、災害応急対策を総合的に推進します。

1 災害対策本部の設置基準

市長（市長が登庁できないときは、第2部第4章第1節の1に規定する代理者）は、災害による被害が多発又は重大な被害が発生したとき、又はそのおそれがあるときは、災害対策基本法第23条第1項に基づき、災害対策本部を設置します。

2 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、次の場所に設置します。

区 分	概 要
設 置 場 所	逗子市逗子5丁目2番16号 逗子市役所庁舎庁議室

3 災害対策本部の設置通知

災害対策本部を設置した場合は、以下により通知します。

区 分	概 要
関係各課 関係機関	市は、災害対策本部を設置した場合は、その旨を関係各課、県、隣接市町及び警察署その他防災関係機関に連絡する。
報道機関	災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、報道機関に災害対策本部の設置を発表する。
看板等による 標示	市は、本部室入口及び庁舎の主要な入口に、看板等により災害対策本部が設置した旨を標示する。

4 災害対策本部の廃止

本部長は、災害応急対策が概ね完了したと認める場合は、災害対策本部を縮小し、又は廃止することができます。

なお、災害対策本部を廃止した場合は、上記3に準じて関係者等に通知します。

第2節 災害対策本部の組織及び運営

主管課：防災安全課

関係課：関係各課

災害対策本部の組織及びその運営は、逗子市災害対策本部条例（昭和39年逗子市条例第13号）の規定に基づき、逗子市災害対策本部の設置及び運営に関する要綱により定めます。

その概要は、次のとおりです。

1 災害対策本部の組織及び事務分掌

(1) 災害対策本部の組織

地震津波対策計画編第4章第2節を参照。

(2) 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の各対策班及び地区防災拠点における事務分掌は、次に定めるほか、各部で作成している初動マニュアルに準じるものとします。

部	班	分担業務
経営企画対策部	各班共通	<u>1 応急対策特命に関する事。</u> <u>2 他部の応援に関する事。</u>
	総括班	1 災害対策本部の設置及び運営に関する事。 2 災害対策本部の庶務に関する事。 <u>3 国、県及び防災関係機関との通信に関する事。</u> <u>4 防災関係機関への応援要請に関する事。</u> <u>5 復旧・復興計画の立案及び調整に関する事。</u> <u>6 警戒区域の設定に係わる事務に関する事。</u> <u>7 庁舎内等のコンピューター関連施設の保持に関する事。</u> <u>8 所掌不明事項に係る総合調整に関する事。</u>
	情報班	<u>1 各部との連絡調整に関する事。</u> <u>2 住民に係わる安否情報の収集と収集情報の提供に関する事。</u> <u>3 災害情報の受理、伝達及び整理に関する事。</u>
	秘書・広報班	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 2 視察・見舞い等主要来庁者の対応に関する事。 3 報道機関に対する情報の発表及び連絡に関する事。 4 災害広報活動に関する事。 <u>5 記者会見の設定に関する事。</u> <u>6 基地等情報収集及びアメリカ合衆国軍隊との連絡調整に関する事。</u>
	財務班	<u>1 義援金の受入れ等に関する事。</u> <u>2 公共施設等災害復旧対策に関する事。</u> <u>3 災害関係予算及び経理に関する事。</u>
総務対策部	各班共通	<u>1 地区防災拠点への職員の派遣に関する事。</u> <u>2 応急対策特命に関する事。</u> <u>3 他部の応援に関する事。</u>
	総務・職員班	1 緊急文書等の印刷等に関する事。 2 救援物資の受入れ、配分等に関する事。 3 職員動員調整及び派遣に関する事。 4 被災職員に関する事。 5 職員の健康管理に関する事。 6 職員の公務災害補償に関する事。 7 災害対策基本法により派遣された職員の身分取り扱に関する事。 8 時間外勤務に関する事。 9 職員の食料の確保に関する事。
	管財・緊急輸送班	<u>1 市庁舎の安全確認及び管理に関する事。</u> <u>2 車両の調達、管理等に関する事。</u> <u>3 必要物資の購入に関する事。</u> <u>4 市有財産の災害対策及び被害調査に関する事。</u> <u>5 運輸関係機関との連絡調整に関する事。</u>
	被害調査班	<u>1 市税の期限延長、徴収猶予、減免等の特例措置に関する事。</u> <u>2 被災家屋、被災土地の所有者等の確認に関する事。</u> <u>3 罹災証明の発行に関する事。</u>
	会計班	<u>1 災害関係予算の出納に関する事。</u>

市民協働対策部	各班共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>地区防災拠点への職員の派遣に関する事</u>。 2 応急対策特命に関する事。 3 他部の応援に関する事。
	市民生活班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する市民相談及び関係機関が実施する各種相談の連絡調整に関する事。
	応急給水班	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急給水活動に関する事。 2 食料の調達、配分及び配送に関する事。 3 生活必需品等の調達及び供給に関する事。 4 農林・水産・商工関係の被害調査に関する事。
福祉対策部	各班共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>地区防災拠点への職員の派遣に関する事</u>。 2 応急対策特命に関する事。 3 他部の応援に関する事。
	避難行動要支援者班	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>避難行動要支援者の避難、救護等に関する情報の収集・伝達及び防災関係機関との連絡調整に関する事</u>。 2 福祉避難所との連絡調整に関する事。 3 <u>障害福祉給付金及び自己負担に関する納期延長、徴収猶予、減免等の特例措置に関する事</u>。
	社会福祉・介護支援班	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティアに関する事。 2 義援金(日赤関係)の受入れ等に関する事。 3 災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金等に関する事。 4 災害救助法の適用申請、精算及び連絡調整に関する事。 5 日本赤十字社との連絡調整に関する事。 6 遺体安置所の開設、火葬及び埋葬に関する事。 7 被災生活保護世帯の把握に関する事。 8 介護保険料の納期延長、徴収猶予、減免等の特例措置に関する事 9 介護保険サービス利用料の減免・軽減等の特例措置に関する事 10 介護保険サービス提供事業所との連絡調整に関する事。
	医療救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納期延長、徴収猶予、減免等の特例措置に関する事。 2 救急医療及び助産活動に関する事。 3 県及び関係医療機関との連絡調整及び救急医療情報に関する事 4 逗葉医師会等との連絡調整に関する事。 5 医療救護所の開設・運営に関する事。 6 防疫、保健衛生、食品衛生管理等に関する事。 7 <u>野犬等の回収に関する保健福祉事務所等との連絡調整に関する事</u>。
環境都市対策部	各班共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>地区防災拠点への職員の派遣に関する事</u>。 2 応急対策特命に関する事。 3 他部の応援に関する事。
	住宅支援班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災住宅の調査等に関する事。 2 <u>応急危険度判定に関する事</u>。 3 倒壊建造物の解体撤去等に関する事。
	衛生対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、河川等の障害物の廃棄及び保管に関する事。 2 災害廃棄物の処理に関する事。 3 仮設トイレの設置に関する<u>業者との調整に関する事</u>。 4 ごみの収集及び処理に関する事。 5 し尿の収集及び処理に関する事。
	応急復旧対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 仮設住宅用地の確保及び調整に関する事。 2 仮設住宅の管理及び入居の決定に関する事。 3 被災者の住宅入居相談に関する事。 4 道路、橋りょう及びトンネルの危険箇所の確認及び応急資機材の確保に関する事。 5 県及び市が指定する緊急輸送路に関する事。 6 道路、橋りょう及びトンネルの応急復旧に関する事。 7 道路の障害物の除去に関する事。 8 道路、橋りょう及びトンネルの交通止め、<u>5</u>回、通行制限に関

第3部 災害応急対策計画 第2章 災害対応組織の設置

		<p>すること。</p> <p><u>9</u> かけ崩れ等の応急措置に関すること。</p> <p><u>10</u> 公共施設の危険箇所の点検及び安全確保に関すること。</p> <p><u>11</u> 被災住宅等の応急修理に関すること。</p> <p><u>12</u> 仮設住宅等の建設に関すること。</p> <p><u>13</u> 河川の障害物の除去に関すること。</p> <p><u>14</u> 水防警報等の受理及び伝達に関すること。</p> <p><u>15</u> 危険河川水域の警戒監視に関すること。</p> <p><u>16</u> 水防資機材に関すること。</p> <p><u>17</u> 準用河川及び普通河川等の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。</p> <p><u>18</u> 水防の現地指導に関すること。</p>
	下水道対策班	<p><u>1</u> 下水道の被害状況調査に関すること。</p> <p><u>2</u> 下水道施設の応急復旧に関すること。</p> <p><u>3</u> <u>下水道の使用制限に関すること。</u></p> <p><u>4</u> 水防関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p><u>5</u> 水防対策の被害状況の記録に関すること。</p> <p><u>6</u> 浸水被害警戒地域の調査及び災害対策に関すること。</p>
消防 <u>対策部</u>	消防班	<p>1 消防職員及び消防団員の招集、配備に関すること。</p> <p>2 被災消防職員及び被災消防団員に関すること。</p> <p>3 消防職員及び消防団員の公務災害補償に関すること。</p> <p>4 消防相互応援に関すること。</p> <p>5 防災関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>6 消防職員及び消防団員の水防活動に関すること。</p> <p>7 危険物の応急対策に関すること。</p> <p>8 消防計画に定める事項に関すること。</p> <p>9 被害の原因及び調査の総括に関すること。</p> <p>10 水防警戒対策に関すること。</p> <p>11 災害情報及び気象情報の受理、伝達に関すること。</p> <p>12 災害の警戒、防御及び鎮圧に関すること。</p> <p>13 被災者の救護及び搬送に関すること。</p> <p>14 避難誘導、避難<u>指示</u>及び警備に関すること。</p> <p>15 消防水利施設に関すること。</p> <p>16 応急対策特命に関すること。</p>
教育 <u>対策部</u>	各班共通	<p>1 <u>地区防災拠点への職員の派遣に関すること。</u></p> <p><u>2</u> 応急対策特命に関すること。</p> <p><u>3</u> 他部の応援に関すること。</p>
	教育施設対策班	<p><u>1</u> 教育関係施設及び設備の被害調査並びに応急措置に関すること。</p> <p><u>2</u> 文化財の保護及び応急対策に関すること。</p>
	教育支援班	<p><u>1</u> 応急教育、給食並びに被災児童・生徒に対する教科書及び学用品の給付に関すること。</p> <p>2 教職員の動員に関すること。</p>
	避難行動要支援者班	<p><u>1</u> <u>避難行動要支援者の避難、救護等に関する情報の収集・伝達及び防災関係機の連絡調整に関すること。</u></p> <p><u>2</u> <u>福祉避難所との連絡調整に関すること。</u></p>
	子育て支援・保育班	<p><u>1</u> <u>ふれあいスクール及び学童保育利用者の情報収集及び安全確保に関すること。</u></p> <p><u>2</u> <u>保育所、幼稚園、子育て関連施設利用者の情報収集及び安全確保に関すること。</u></p> <p><u>3</u> <u>保育料の減免に関すること。</u></p>
議会 <u>対策部</u>	議会対策班	<p><u>1</u> 議会の連絡調整に関すること。</p> <p><u>2</u> <u>災害に関する議会報告に関すること</u></p> <p><u>3</u> 議会関係の視察、見舞い及び調査等の来庁者に関すること。</p> <p>4 応急対策特命に関すること。</p> <p>5 他部の応援に関すること。</p>

第3節 災害警戒本部の設置

主管課：防災安全課、消防総務課
 関係課：関係各課

1 警戒本部の設置基準

副市長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害対策本部を設置するに至らないときは、必要に応じて逗子市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、災害に関する情報を収集し、関係機関との連絡調整を図ります。

2 警戒本部の設置通知

市は、警戒本部が設置された場合は、その旨を各部局及び県に連絡します。

3 警戒本部の廃止

副市長は、被害状況の把握が終了し、災害応急対策が概ね完了したと認める場合は、警戒本部を縮小し、又は廃止することができます。

なお、警戒本部を廃止した場合は、上記2に準じて関係者に通知します。

第4節 災害警戒本部の組織及び運営

主管課：防災安全課、消防総務課
 関係課：関係各課

警戒本部の組織及びその運営は、逗子市災害警戒本部の設置及び運営に関する要綱により定めます。その概要は、地震津波対策計画編第4章第2節を参照。

第5節 本部運営に係る留意事項

主管課：防災安全課、消防総務課
 関係課：関係各課

1 時系列による本部運営の留意事項

災害対策本部及び災害警戒本部の運営に係る災害発生からの時系列に応じた留意事項を次のとおり定めます。

(1) 警戒期

留意事項	概要
被害状況の把握	気象情報、事故原因者からの情報、防災関係機関からの情報、各部局からの対応状況や市民からの通報などにより、被害状況を把握し、必要な応急活動体制を検討する。
事前対策の充実	被害防止を目的とした気象警報等の伝達、自主避難の受入体制、水防活動など、対策を充実させる。

(2) 初動活動期

留意事項	概要
被害状況の把握	被害状況や気象情報、防災関係機関からの情報を収集し、関係各課で共有することにより、関係各課の応急対策業務の円滑化を図る。
応援の要請	被害状況や配備状況の把握により、必要な応急対策業務量を見極め、必要に応じて、国・県等の職員のおっせんや、緊急消防援助隊や自衛隊などの派遣要請を行う。
災害救助法の適用	多数の住家被害が発生するなどの被害状況を踏まえ、早期に災害救助法の適用を検討し、災害救助法が適用された場合には、これによる救助を迅速に実施して被災者の生活安定を図る。
住民の安全確保	被害状況や原因事業者等の対応状況等に応じて、避難指示、警戒区域等の設定、避難誘導を行い、住民の安全確保を図る。
医療体制の確保	人的被害が多数発生した場合は、迅速な救助活動を行い、現地救護所におけるトリアージにより、適切な医療機関へ搬送を行う。
交通の確保	事故等発生現場の周辺の混乱を防止し、市内の交通を確保するため、県警察、道路管理者との連携により交通規制を行う。

(3) 応急活動期

留意事項	概要
長期活動体制の確立	被害が甚大で災害対応が長期にわたると判断される場合、本部長は職員のローテーションの作成を関係各課長に指示する。 なお、ローテーションの作成に当たっては、避難所運営や応援部隊との連携に支障が出ないよう配慮する。
応援体制の確立	被害状況に応じて、各課や多くの手が要る課を的確に把握し、応援が必要な部署への応援体制の確立を図る。
広報活動の推進	被害状況や被災者支援制度の情報提供を適切に行うことで被災者の不安を軽減し、また、被災地ニーズを的確に発信し、被災地外救援の適正化を図るため、報道機関やホームページを活用した広報活動を推進する。
安否情報の管理	避難者、医療機関への収容者、死亡者の把握を行い、安否情報を適切に管理・公開する。

(4) 復旧活動期

留意事項	概要
復旧事業の推進	公共施設等の被害が発生した場合には、その原因を的確に把握し、原因事業者等からの補償や国等の財政援助を得つつ、施設の災害復旧事業を推進する。
被災者支援制度の推進	住家被害・建物火災や火災による死傷者が発生した場合には、災害見舞金(市単独)、弔慰金、被災者生活再建支援金などの支給や災害援護資金等の貸付、応急住宅の提供などを円滑に行い、早期の被災者生活再建を図る。
平常業務の再開	避難所の縮小状況など、応急対策活動の進捗状況に応じた配備人員の見直しを適宜行い、順次平常業務を再開する。

第3章 職員配備計画

第1節 職員配備計画

主管課：防災安全課、消防総務課

関係課：関係各課

1 災害発生時の参集等

風水害時の出動体制としては、災害注意体制、災害警戒本部設置体制、災害対策本部設置体制の3種類があり、それぞれ事前に出動職員を指名するものとします。

2 災害対応組織の種類

(1) 災害注意体制（第1次体制）

ア A配備

平常時の活動を維持しつつ、防災気象情報等を収集して気象状況の進展に警戒します。

イ B配備

事態の推移に伴い速やかに人員を増員し、必要な対策が行える体制をとります。

(2) 災害警戒本部設置体制（第2次体制）

被害状況の把握及び必要な応急対策を実施し、その他の職員は待機します。災害の状況により、災害対策本部を設置します。

(3) 災害対策本部設置体制（第3次体制）

災害対策本部を設置し、指定された職員により災害対策に当たります。
また、被害の状況により、全職員で災害対策に当たります。

3 出動体制の種別と発令基準

〔風水害時〕

設置組織	配備指令	配備指令発令基準	配備すべき職員の基準	発令者
<u>災害注意</u> 体制	第1次体制 <u>A</u> 配備	○大雨・洪水・暴風・ <u>高潮</u> ・大雪・暴風雪の警報いずれかが発表 ○ <u>田越川が水防団待機水位を超えることが確実</u> ○ <u>台風情報で、暴風域が24時間以内に本市にかかると予想されている場合</u>	・防災 <u>安全</u> 課職員 ・消防長があらかじめ指定した消防職員 ・環境都市部長があらかじめ指定した職員	部長
	第1次体制 <u>B</u> 配備	<u>上記に加え</u> ○ <u>田越川が氾濫注意水位を超えることが確実</u> ○ <u>台風情報で、暴風域が12時間以内に本市にかかると予想されている場合</u>	・ <u>経営企画部長</u> ・ <u>経営企画部次長</u> ・ <u>環境都市部長及び環境都市部担当部長</u> ・第1次体制A配備出動職員 ・ <u>消防長、経営企画部長、環境都市部長が指定した職員</u>	

災害警戒本部設置体制	第2次体制	<p>○大雨・洪水・暴風・<u>高潮</u>・大雪・暴風雪の警報のいずれかが発表され、かつ、市内で災害が発生するおそれのあるとき又は発生したとき。</p> <p><u>○田越川が避難判断水位を超えることが確実</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>副市長</u> ・ 各部の部長、次長 ・ <u>第1次体制B配備出動職員</u> ・ 各部長があらかじめ指定した職員 	副市長
災害対策本部設置体制	第3次体制	<p><u>○田越川が氾濫危険水位を超える事が確実</u></p> <p><u>○土砂災害警戒情報が発表されたとき</u></p> <p>○市内に大規模な災害の発生するおそれのあるとき又は発生したとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長 ・ 災害警戒本部設置体制出動職員 ・ 各部長が指定した職員 ・ <u>状況により全職員</u> 	市長

〔事故災害時〕

設置組織	配備指令	配備指令発令基準	配備すべき職員の基準	発令者
<u>災害注意</u> 体制	第1次体制	他部局との連携・調整が必要となる事故災害の通報などを受けたとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災<u>安全</u>課職員 ・ 消防長があらかじめ指定した消防職員 	部長
災害警戒本部設置体制	第2次体制	事故災害による被害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>副市長</u> ・ 各部の部長、次長及び各部の部長があらかじめ指定した職員 	副市長
災害対策本部設置体制	第3次体制	事故災害による被害が多発又は重大な被害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>市長</u> ・ <u>災害警戒本部設置体制出動職員</u> ・ <u>各部長が指定した職員</u> ・ <u>状況により全職員</u> 	市長

4 風水害等における出動体制の指定

風水害等において、出動体制が発令された場合、平常時の活動を維持しつつ、事態の推移に伴い速やかに人員を増員し、必要な対策が行える体制をとることとします。

5 参集対象者と参集場所

各体制に指定された職員は、参集時において傷病等で応急活動に従事することが困難である者、その他本部長が認める者を除いて、各勤務場所、その他職員初動マニュアルに基づく指定場所に参集します。

なお、やむを得ない事情で指定場所に参集できない場合は、本庁舎又は市の施設に参集し、現地統括者の指示を仰ぐものとします。

6 勤務時間外に災害が発生した場合の対応

職員は、勤務時間外に災害が発生した場合や気象警報等が発表された場合においては、テレビ、ラジオ、防災行政無線、MCA無線、各課の緊急連絡網等により、あらかじめ指定された出動体制に従い、安全かつ迅速に参集行動に移ります。

7 勤務時間内に災害が発生した場合の対応

職員は、勤務時間内に災害が発生した場合や気象警報等が発表された場合において、は防災安全課による庁内放送等による配備指令の伝達後、各部長等からの指示により配備に移行します。

第2節 防災関係機関相互の連携強化

主管課：防災安全課

関係課：関係各課

防災・危機管理に関する協議会等への参画

本市及び防災関係機関は、市域における災害予防及び災害応急対策の推進を図るため、防災及び危機管理に関する協議会等への参画を行うことにより、相互の連携強化を図るものとします。

第3節 応援要請

主管課：防災安全課

関係課：関係各課

風水害時における各種応急対策及び市の業務を継続する上で応援が必要な場合の要請は、被害の規模に応じて、地震津波対策計画編第4章第20節の定めるところにより実施します。

第4節 応援の受入れ

主管課：防災安全課・消防総務課

関係課：関係各課

部隊等を単位として派遣を行う消防、県警察、自衛隊、ライフライン関係機関等の応援部隊については、地震津波対策計画編第4章第20節に定める広域応援活動拠点において受入れを行います。

第4章 情報の収集と伝達

第1節 情報受伝達等に係る基本方針

主管課：企画課、財政課、基地対策課、防災安全課、社会福祉課

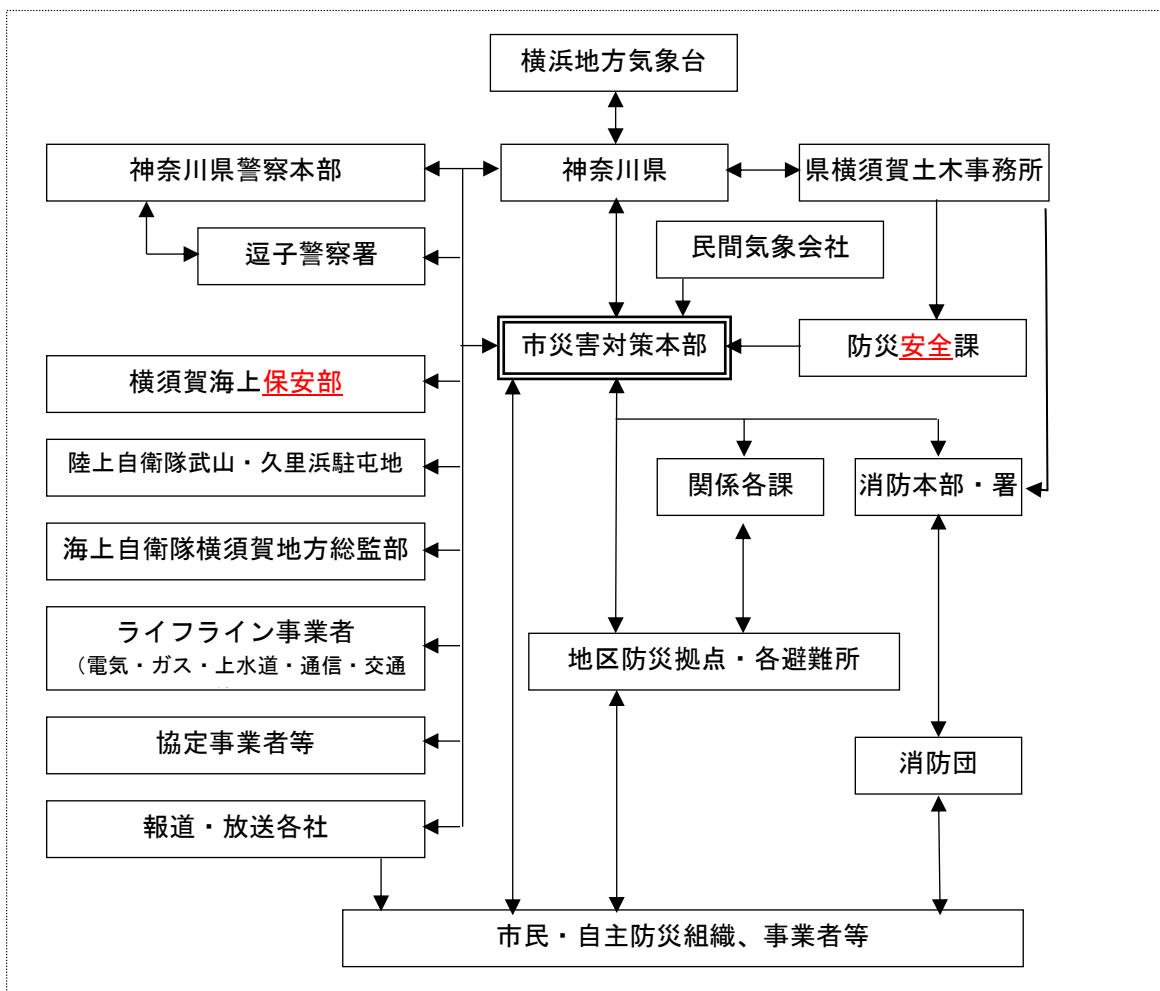
関係課：関係各課

情報受伝達等に関する基本方針に係る事項については、地震津波対策計画編第4章第4節を参照。

第2節 情報受伝達体制

主管課：防災安全課、消防署

関係課：関係各課



1 情報受伝達系統

風水害時における情報の受伝達系統の概要を以下に示します。なお、災害種別における情報受伝達系統は、第5部災害種別対策計画の各章に定めます。

2 通信手段

情報通信手段とその活用方針については、地震津波対策計画編第4章第4節の2を参照。

3 情報収集員等の派遣

都市災害時においては、震災時や風水害時と比較して、災害現場が限局的となる傾向があり、また、原因事業者や防災関係機関が中心となった応急対策が行われることが多いため、市は、必要に応じて職員を災害現場又は防災関係機関に派遣し、情報の伝達及び収集、災害画像等の伝送を行うものとします。

第3節 気象警報等の受伝達

主管課：防災安全課、消防署

関係課：企画課

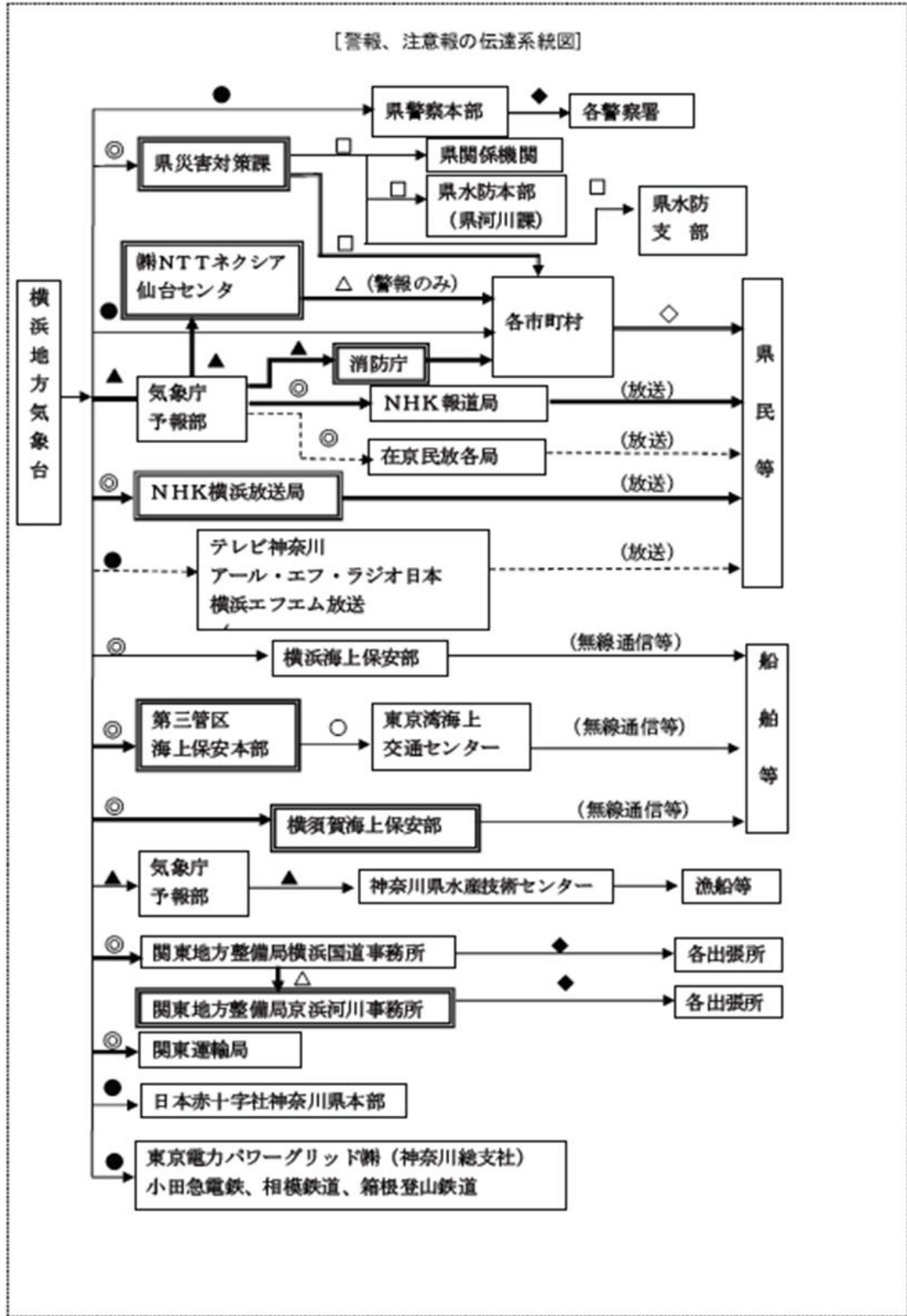
市及び消防は、警戒期において、横浜地方気象台が発表する警報や気象情報及び次節に示す県横須賀土木事務所が発表する水防警報などを総合的に分析することで出動体制を決定し、各課に伝達することで出動体制を確立します。


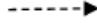











また、気象警報などを防災行政無線等により市民に伝達することにより、市民の自主的な安全確保行動を促すことが被害を防ぐ上で重要です。

1 警報・注意報等の伝達系統

(1) 伝達系統

横浜地方気象台が発表する気象警報・注意報の伝達系統は下図のとおりです。



凡例	
	法令（気象業務法等）による警報事項の通知系統
	法令（気象業務法等）による県民への周知依頼及び周知系統
	地域防災計画、行政協定、その他による伝達系統
	特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路
	防災情報提供システム（専用線）
	防災情報提供システム（インターネット）（注）
	オンライン
	専用電話・FAX
	加入電話・FAX
	県防災行政通信網
	市町村防災無線
	自営無線等
	法令により、気象官署から警報を受領する機関

(2) 市民への情報伝達

市は、市民の自主的な安全確保行動を促すため、気象警報（波浪警報を除く）を防災行政無線、地域安心安全情報共有システム（防災・防犯メール）、市ホームページ等により市民に伝達します。

2 特別警報及び警報・注意報の種類と発表基準

横浜地方気象台が発表する特別警報及び警報・注意報の種類、逗子市の発表基準の概要（令和2年8月6日現在）を下表に示します。

逗子市	府県予報区		神奈川県	
	一時細分区域		東部	
	市町村等をまとめた地域		三浦半島	
警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	18
		土砂災害	土壌雨量指数基準	117
	洪水	流域雨量指数基準		田越川流域=9
		複合基準 ※1		—
		指定河川洪水予報による基準		—
	暴風	平均風速		陸上 25m/s 相模湾 25m/s
	暴風雪	平均風速		陸上 25m/s 雪を伴う 相模湾 25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ 10cm
	波浪	有義波高		5.0m
	高潮	潮位		1.3m
注意報	大雨	表面雨量指数基準		14
		土壌雨量指数基準		71
	洪水	流域雨量指数基準		田越川流域=7.2
		複合基準 ※1		—
		指定河川洪水予報による基準		—
	強風	平均風速		陸上 12m/s 相模湾 12m/s
	風雪	平均風速		陸上 12m/s 雪を伴う 相模湾 12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ5cm
	波浪	有義波高		2.5m
	高潮	潮位		1.1m
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	陸上 100m 相模湾 500m	
	乾燥	最小湿度 35% 実効湿度 55%		
低温	夏期：最低気温 16℃以下が数日継続 冬期：最低気温 -5℃以下			
霧	最低気温 4℃以下 発表期間は原則として4月1日～5月20日			
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量100mm		

※1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

3 特別警報及び警報・注意報の発表地域の細分

特別警報及び警報、注意報の発表に用いる区域は、市町村を原則とします。

(1) 一次細分区域

府県天気予報を定期的に細分して行う区域

(2) 市町村等をまとめた地域

二次細分区域（原則市町村）ごとに発表する特別警報及び警報、注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域

	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
神奈川県	東部	横浜・川崎	横浜市、川崎市
		湘南	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、大磯町、二宮町
		三浦半島	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
	西部	相模原	相模原市
		県央	秦野市、厚木市、伊勢原市、愛川町、清川村
		足柄上	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
		西湘	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

4 土砂災害警戒情報

横浜地方気象台及び県は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう共同で土砂災害警戒情報を発表します。

土砂災害警戒情報の発表基準は、大雨警報発表中において、横浜地方気象台が作成する降雨予測に基づき、あらかじめ定めた監視基準に達した時に発表されます。

土砂災害警戒情報の解除基準は、「横浜地方気象台が作成する降雨予測に基づき、あらかじめ定めた監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるとき」とされています。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の下降状況や土砂災害発生の情報等を鑑み、横浜地方気象台と県が協議のうえ解除されます。

地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合、横浜地方気象台と県が「神奈川県土砂災害警戒情報に関する実施要領」に基づき、基準を取扱います。

土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものではないこと、また、対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能な表層崩壊等のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、深層崩壊や山体崩壊、地すべり等は対象としないことに留意する必要があるあります。

避難指示等の発令にあたっては、土砂災害警戒情報等を参考にしつつ、個別の溪流、斜面の状況や気象状況、県から提供される補完情報等も合わせて、総合的に判断します。

5 土砂災害警戒判定メッシュ情報

土砂災害警戒判定メッシュ情報は、土壌雨量指数及び降雨の実況・予測に基づいて、土砂災害発生の危険度を1 kmまたは5 km四方の領域（メッシュ）毎に階級表示した情報で、解析時刻、1時間先予測、2時間先予測を分布図で表示するもので、土砂災害発生の危険度の高い地域をおおよそ把握することができます。

6 土砂災害緊急情報

土砂災害緊急情報は、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民への避難指示に判断等を行えるよう、河道閉塞や火山噴火に起因する土石流等については国土交通省が、地滑りについては県が緊急調査を行い、市町村に被害の想定される区域・時期の情報を提供するものです。

7 気象情報

横浜地方気象台は、大雨や台風、大雪等の災害をもたらす気象現象が発生したとき、又は発生が予想されるときは、必要に応じて当該現象の状況や今後の見通し、及び防災上の注意事項等をまとめ気象情報として発表します。

(1) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、神奈川県気象情報

全国を対象とする全般気象情報、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象情報（関東甲信地方気象情報）」、各都道府県を対象として「府県気象情報（神奈川県気象情報）」があります。

気象の予報等については、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表されます。

(2) 記録的短時間大雨情報

県内に大雨警報が発表されているときに、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨が観測あるいは解析された場合（運用基準は、1時間雨量が100mm）には、「記録的短時間大雨情報」を発表して市民や防災関係機関に警戒を呼びかけます。

(3) 竜巻注意情報

横浜地方気象台は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合には、「竜巻注意情報」を発表します。

また、気象ドップラーレーダーによる観測などから、竜巻などの激しい突風の発生しやすい地域の詳細な分布と、1時間先までの予報として、「竜巻発生確度ナウキャスト」が気象庁のホームページから提供されます。

(4) 顕著な大雨に関する情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報です（この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報です。警戒レベル4相当以上の状況で発表されます）。

(5) 火災気象通報及び火災警報

横浜地方気象台は、県内の気象状況が次のいずれかの基準に該当し、火災の予防上危険であると認めるときは、その旨を県に火災気象通報を行い、県は市町村に伝達します。市長は、火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項に基づき火災警報を発表し、市域における火の使用を制限することができます。

ア 実効湿度55%以下で、最小湿度35%以下になる見込みのとき（数値は予測値）

イ 毎秒12m以上の平均風速が予想されるとき（降雨（雪）時には通報を行わない場合があります。）

ただし、実効温度及び最小湿度については横浜地方気象台の予測値とします。

第4節 被害情報の収集及び報告等

主管課：防災安全課

関係課：関係各課

関係機関：県・ライフライン関係機関

1 被害情報の収集等

市及び防災関係機関等は、発災後の災害情報の収集及び伝達に際しては、次により実施します。

事 項	概 要
職員及び関係機関による情報収集	参集途上において収集した情報や職員からの被害状況のメールなどを活用し情報収集するとともに、県警察、消防、ライフライン関係機関、その他防災関係機関との連絡を緊密かつ積極的に行い、テレビ・ラジオも活用しつつ、被害状況の早期把握に努める。
市民からの通報による情報収集	市は、市民からの被害通報の受信体制を整え、通報内容を審査する過程で被害の種別や分布などを分析し、被害状況の早期把握に努める。
ヘリコプターによる情報収集	県に対して速やかにヘリコプター等による被害状況の偵察活動を要請し、被害状況の早期把握に努める。

2 報告する被害の種別とその概要

市は、風水害による被害が発生した場合は、それぞれが所管する事項に関する被害状況を調査し、災害対策本部及び災害情報管理システム等により、県に報告します。

被害種別	概 要
人的被害	死者、行方不明者、負傷（重傷・軽傷）者の人数
住家被害	全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水の棟数、世帯数、世帯員数
非住家被害	全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水の棟数
上記以外の被害	学校被害、病院被害、清掃施設被害（下水施設を含む）、道路被害、橋梁被害、がけ崩れ被害、ブロック塀等被害、河川被害、船舶被害、田畑被害、砂防被害、鉄道被害、水道被害、その他の被害

3 被災家屋調査の実施

風水害時における被災家屋の調査は、以下により実施します。

事 項	概 要
被災家屋調査の実施	災害救助法や被災者支援制度の適用及び応急仮設住宅の入居審査などに資するため、内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成21年6月改訂）」第2編及び第3編により、被災した家屋の被害認定を正確かつ迅速に実施する。

その他風水害時における被災家屋調査は、被害の規模に応じて、地震津波対策計画編第4章第10節に準じて実施します。

4 県・国への報告

市は、災害の状況とその措置の概要について、次により速やかに県又は国へ報告します。

事 項	概 要
県への被害報告	<p>市は、被害規模に関する概括的情報を含め把握できた範囲から直ちに災害情報管理システム等により県へ連絡する。ただし、通信の途絶等により県に報告できない場合は、<u>通信可能な地域まで伝令を派遣する等、あらゆる手段をつくして報告するよう努める</u>。</p> <p>特に、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者については、他の市町村で住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人旅行者等の住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に報告する。</p> <p>その他の防災関係機関においても各種の被害情報等を防災行政通信網により県へ連絡する。</p> <p>市は、「火災・災害等即報要領」の規定に基づき、交通機関の火災等特に迅速に消防庁に報告すべき火災・災害等を覚知した場合は、直ちに消防庁に報告し、併せて県にも報告する。</p> <p>市は、被害情報及び災害応急対策等を県に報告できない状況が生じた場合には、直接、内閣総理大臣（消防庁経由）に報告する。</p>

市は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を県に連絡します。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡します。

5 異常現象発見者の通報

市民が異常な現象を発見した場合の措置を、災害対策基本法第 54 条に基づき、次のとおり規定します。

事 項	概 要
市民の通報義務	市民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象を発見したときは、直ちに最寄りの市行政機関、警察官又は海上保安官に通報しなければならない。
气象台等への通報	通報を受けた機関は、横浜地方气象台又はその他関係機関にその旨を通報しなければならない。

第5節 災害時広聴・広報及び報道

主管課：企画課

関係課：防災安全課、消防予防課

風水害時における広報及び報道対応は、被害の規模に応じて、地震津波対策計画編第4章第4節に準じて実施します。

第5章 避難対策計画

第1節 避難対策に係る基本方針

主管課：防災安全課、都市整備課

関係課：関係各課

関係機関：警察、消防署、消防団

1 風水害時の避難対策に係る基本方針

風水害時の災害特性を考慮し、避難に係る基本方針を以下に定めます。

事 項	概 要
自己の安全確保	悪天候時の避難は、避難行動に危険が伴うため、 <u>高齢者等避難</u> の発令後には、自宅等における2階以上への退避や自主避難など、各自の安全確保行動が重要となる。
避難指示等の発令	市長は、災害が発生する恐れが高い状況においては、 <u>避難指示</u> を発令する。なお、 <u>災害が発生又は切迫している状況には緊急安全確保を発令し、命を守る行動を促す。</u>
警戒区域の設定	市長は、災害の状況により <u>人命の保護又は危険を防止するため</u> 、特に必要と認める場合に警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の立入りを制限又は禁止及び退去を命じる。
避難誘導の実施	市長は、避難指示等の発令及び警戒区域の設定を行った場合には、消防、県警察等の関係機関及び自主防災組織等の協力を得て、避難誘導の実施に努める。
避難所の開設	<u>(風水害時) 災害が発生するおそれがある状況において、高齢者、障がい者等の要配慮者が災害が発生する前に立ち退き避難を完了できるように、又、災害リスクがある地域等の居住者が自主的に、避難ができるように早期避難所を開設する。</u> また、避難指示を発令した場合には、対象地域の避難者数に応じて適切な指定避難所を開設する。 (都市災害時) 避難指示を発令した場合には、対象地域の避難者数や災害種別に応じて、指定避難所や他の公共施設等から、適切な避難所を選択して開設する。
避難所の運営	避難所の運営は、開設後72時間までは、市の職員が行うことを原則とするが、大規模な被害により避難者が多数発生し、避難生活が長期にわたる場合には、避難者を指定避難所に集約し、地域住民、行政、施設管理者の3者で構成する避難所運営委員会により運営管理を行う。
避難者の帰宅	天候が回復した後又は災害による被害のおそれなくなった後は、自宅が被害を免れたか軽微であった避難者は、自宅に帰宅する。
地域への支援	大規模な被害により避難者が多数発生し、避難生活が長期にわたる場合で、自宅で生活が可能な在宅避難者及び避難所外の避難生活者への支援が必要な場合は、避難所運営委員会が避難所を拠点として行う。
避難所の閉鎖	指定避難所は <u>一時</u> 的な生活場所であるので、自ら住居を確保することができない被災者の応急仮設住宅や借上げ賃貸住宅などへの移行により、避難所の早期閉鎖に努める。
市外への避難	市内の指定避難所等の避難施設により収容しきれない事態が発生した場合は、県知事を通じて受入れ市町村のあっせんを依頼する。

第2節 避難情報の発令

主管課：防災安全課
 関係課：消防総務課
 関係機関：県、県警察、海上保安部、自衛隊

1 高齢者等避難の発令

高齢者等避難は、住民に災害への備えを促すものであることを踏まえ、市内全域に発令するものとします。

また、避難準備情報は、住民が自主的にかつ早期に身の安全を確保する行動をとることを呼びかけるものであることから、時間帯や気象状況等を考慮し、次の基準を総合的に判断して発令するものとします。

種 別	概 要
高齢者等避難発令基準	<p><土砂災害></p> <p>1 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合</p> <p>2 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p><河川洪水></p> <p>1 田越川の堰橋 水位観測所の水位が 避難判断水位（レベル3水位）である 2.55m に到達した場合</p> <p>2 田越川の堰橋水位観測所の水位が氾濫注意水位（2.2m）を超えた状態で、田越川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合）</p> <p>3 時間雨量が 50mm 以上となる場合</p> <p>4 堤防に 軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>5 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p><高潮災害></p> <p>1 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合</p> <p>2 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が逗子市にかかると予想されている、又は台風が逗子市に接近することが見込まれる場合</p> <p>3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>4 上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合</p>

2 避難指示・緊急安全確保の発令

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、次により必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難指示を発令します。

また、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示します。

(1) 災害種別に応じた発令基準

避難指示及び緊急安全確保は、災害の危険度や切迫性の高まった状況で発令されるものであるため、水位や雨量などの指標や土砂災害の前兆現象など、風水害における災害種別に応じた具体的な発令基準を次のとおり定めます。その際、危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努めます。

ア 土砂災害

避難すべき区域としては、土砂災害警戒区域等ごとに必要に応じて、避難すべき区域を判断するものとします。

避難指示及び緊急安全確保は、次の基準を総合的に判断して発令するものとします。

種 別	概 要
避難指示 発令基準	<u>1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合</u> <u>2 土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報土砂災害となった場合</u> <u>3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</u> <u>4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合</u> <u>5 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</u>
緊急安全 確保 発令基準	<u>1 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合</u> <u>2 土砂災害の発生が確認された場合</u>

イ 河川洪水

対象河川は、市内を流れる河川のうち、住家への浸水が想定されている田越川とします。避難すべき区域としては、河川浸水想定区域図により、浸水が予想されている範囲内とします。

ただし、浸水想定区域を超えて洪水による浸水が発生した場合やその他の河川で洪水による浸水が発生した場合には、状況に応じて避難すべき範囲を決定します。

避難指示及び緊急安全確保は、次の基準を総合的に判断して発令するものとします。

種 別	概 要
避難指示 発令基準	<u>1 田越川の堰橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である 2.7m に到達した場合</u> <u>2 田越川の堰橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）を越えた状態で田越川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」が出現した場合</u> <u>3 時間雨量が 60mm を越え、かつ、2 時間降雨予測が 120mm を超える場合</u> <u>4 堤防に 軽微な漏水・侵食等が発見された場合</u>

	<p>5 内水はん濫により、30 cm以上の浸水が発生し、気象状況等により浸水深が継続又は増加することが見込まれる場合</p> <p>6 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、暴風を伴い接近、又は、夜間から明け方に接近・通過するなど、立退き避難が困難となることが予想される場合</p>
緊急安全確保 発令基準	<p>1 堤防に 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>2 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（消防団等からの報告により把握できた場合）</p>

ウ 高潮災害

避難すべき区域としては、海岸に係る重要水防区域及び津波浸水想定区域（河道周辺に係る区域を除く。）の範囲内を対象とする他、**県が指定（令和3年5月）した相模灘沿岸における高潮浸水想定区域及び高潮特別警戒水位に基づき、そのときの風向・風速や潮位により個別に判断します。**

避難指示は、次の基準を総合的に判断して発令するものと**します。**

種 別	概 要
避難指示 発令基準	<p>1 高潮警報（警戒レベル4相当情報 [高潮]）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報 [高潮]）が発表された場合</p> <p>2 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>
緊急安全確保 発令基準	<p>（災害発生を確認）</p> <p>1 異常な越波・越流が発生した場合</p> <p>2 高潮氾濫が発生した場合</p>

オ その他都市災害等

避難指示は、災害の種別及び切迫性に応じて、次の基準を総合的に判断して発令するものと**します。**

種 別	概 要
避難指示 発令基準	<p>1 災害により人的被害が発生する危険性が高いと判断される場合</p> <p>2 その他災害の状況により市長が必要と認める場合</p>
緊急安全確保 発令基準	<p>1 災害の発生が確認された場合</p> <p>2 危険な状況がより切迫している場合</p>

(2) 実施者

市長は、**人の生命、及び身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認められるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立ち退きを命ずることができます。**（災害対策基本法第60条）なお、市長不在時等の代行者については、下表によるものと**します。**

代行者	概 要 及 び 法 的 根 拠
職務代理者	危険の切迫により市長の判断を仰ぐいとまがない場合や市長が不在の場合には、副市長等の職務代理者が市長の権限を代行し実施する。なお、実施後直ちにその旨を市長に報告する。
県知事	災害により市長が避難指示の措置を実施できない場合には、知事が市長の措置を代行する。知事は代行した旨を公示し、市長に通知する。（災害対策基本法第60条第5項）

警察官及び海上保安官	警察官及び海上保安官は、市長等が避難の指示を行ういとまがないとき、又は市長等が要請したとき、若しくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域の住民に対して避難の指示を行う。なお、実施後直ちにその旨を市長等に通知する。(災害対策基本法第61条、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)第4条)
自衛官	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、直ちに当該地域の住民に対して避難の指示を行う。なお、実施後直ちにその旨を市長等に通知する。(自衛隊法(昭和29年法律第65号)第94条)

(3) 内容

事項	概要
避難指示の内容	<ul style="list-style-type: none"> 警戒レベル 避難を要する理由 避難指示の対象区域 避難先とその場所 避難経路 注意事項

(4) 伝達方法

事項	概要
住民への伝達	<ul style="list-style-type: none"> 対象世帯数等に応じて、防災行政無線、防災・防犯メール(※要登録)、広報車、各戸への呼びかけ、湘南ビーチFMなどを用いて実施する。 発令内容を市ホームページへ掲載する。 広範囲に伝達する必要がある場合には、放送機関への協力要請を行う。
関係機関への連絡	避難指示を発令したときは、県警察、海上保安部、自衛隊などの関係機関に対してその内容を連絡する。

(5) 報告

市長は、避難指示を発令したとき、又は警察官、海上保安官や自衛官が避難の指示を実施したと通知を受けたときは、速やかに次の事項を県知事へ報告します。

報告は、県災害情報管理システム又は県防災行政通信網FAXにより行います。

実施者	概要
県知事への報告事項	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示の発令者 発令日時 発令の理由 避難対象区域 避難対象世帯数及び人員数 避難先

(6) 解除

市長は、避難の必要がなくなると認めるときは、避難指示を解除し、直ちに公示し、その他の方法で対象区域の住民に伝達し、解除した旨を県知事へ報告します。

第3節 警戒区域の設定

主管課：防災安全課、都市整備課
 関係課：消防総務課
 関係機関：県、県警察、海上保安部、自衛隊

1 警戒区域の設定

市長は、災害が発生した場合において、市民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次により警戒区域を設定します。

(1) 実施者

市長は、災害の状況により特に必要と認める場合に警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の立入りを制限又は禁止し、及び退去を命じます。（災害対策基本法第63条第1項）

なお、市長不在時等の代行者については、下表により事前に定めます。

代行者	概要及び法的根拠
職務代理人	危険の切迫により市長の判断を仰ぐいとまがない場合や市長が不在の場合には、副市長等の職務代理人が市長の権限を代行し実施する。なお、実施後直ちにその旨を市長に報告する。
県知事	災害により市長が警戒区域の設定の措置を実施できない場合には、知事が市長の措置を代行する。知事は代行した旨を公示し、市長に通知する。（災害対策基本法第73条）
警察官及び海上保安官	警察官及び海上保安官は、警戒区域の設定を行う市職員等が現場にいないとき、又は市長等が要請したとき、若しくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、警戒区域の設定を行うことができる。なお、実施後直ちにその旨を市長等に通知する。（災害対策基本法第63条第2項、警察官職務執行法第4条）
自衛官	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、警戒区域の設定を行うことができる。なお、実施後直ちにその旨を市長等に通知する。（災害対策基本法第63条第3項、自衛隊法第94条）

(2) 方法等

警戒区域の設定は、情報伝達のみによるものではなく、ロープ等による立入禁止区域等の明示及び市職員や警察官等による警戒区域内への進入規制を行うものとします。

(3) 解除

市長は、応急対策が終了するなど、警戒区域の設定を継続する必要がなくなると認めるときは、警戒区域を解除し、直に対象区域の住民に伝達します。

第4節 避難所の開設・運営

主管課：防災安全課
 関係課：関係各課

1 避難所の開設

市は、被災者に対する救援措置を行うため、必要に応じ指定避難所を開設します。

ただし、緊急の場合は、自主防災組織等の判断により、あらかじめ指定された指定緊急避難場所以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ管理者の同意を得て避難所を開設できるものとします。

さらに、災害が長期にわたることが見込まれる場合には、災害時要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものを含め、民間施設等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めます。

また、都市災害時における避難者の受入施設は、対象地域の避難者数や災害種別に応じて、指定避

難所や他の公共施設等から、適切な避難所を選択して開設するものとします。

施設の種別	概要
市施設	市は、市施設である <u>指定</u> 避難所を開設する必要があると認められる場合には、施設を所管する各課に施設の開錠、施設の安全性の確認、立入禁止区域の明示など、 <u>指定</u> 避難所の開設を依頼するとともに、避難所 <u>要員</u> に指名した職員を派遣し、速やかに避難者の受入れに必要な措置を実施する。
その他の施設	市は、市施設以外の避難所を開設する必要があると認められる場合には、施設の管理者に施設の開錠、施設の安全性の確認、立入禁止区域の明示など、避難所の開設を依頼するとともに、職員を派遣し、速やかに避難者の受入れに必要な措置を実施する。

2 避難者の受入れ

避難所への避難者の受入れは、以下を基本として実施します。

事項	概要
避難所の周知	市長は、避難所を開設した場合においては、速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ県警察、自衛隊、海上保安庁等関係機関に連絡する。
避難者情報の収集・報告	市は、地域住民及び施設管理者と協力して、避難者カードにより避難者の住所、氏名、健康状態・負傷の有無などの情報を把握し、災害情報管理システムに入力する。当該システムが使用できない場合には、集計表を作成しファクス等により各地区防災拠点へ報告する。
避難者への情報提供	市は、地域住民及び施設管理者と協力して、掲示板等により災害対策本部からの被害情報などを避難者に提供する。
生活関連物資の提供	市は、避難所に派遣する職員に毛布を持参させる他、避難所生活の長期化など、必要性に応じて生活関連物資の提供を行う。
食料の提供	<u>避難所</u> 開設時において、電気、水道などのライフラインが途絶 <u>し</u> 、コンビニエンスストアなどの食料品店が営業を休止している場合 <u>や避難が数日間にわたる</u> 場合など避難者自らが食料を入手できない場合には、市は必要に応じて備蓄食料を提供する。
避難所の状況報告	市は、避難者の状況、避難所周辺の被害状況、食料、飲料水、生活必需品の需給状況などについて、定期的にファクス等により地区拠点に報告する。

3 避難所の運営管理

避難生活の長期化した場合における避難所の運営管理は、地震津波対策計画編第4章第5節に準じて実施します。

4 避難所の早期解消

避難所の設置は一時的なものであるため、応急住宅の提供や避難者の生活再建支援を積極的に行うことで避難所の早期解消を図り、施設の本来機能の早期回復に努めます。

第5節 避難路の通行確保と避難の誘導

主管課：企画課

関係機関：県警察、自衛隊

市は、あらかじめ想定した避難路の安全確認を行うとともに、被災者が迅速かつ安全に避難できるよう、消防職員、警察官、その他の避難措置の実施者と相互に連携し、避難先への誘導に向けた情報伝達に努めます。

なお、その際は、避難措置の実施者の安全確保に留意します。

第6節 帰宅困難者等対策

主管課：企画課

関係機関：県警察、東日本旅客鉄道(株)、京浜急行電鉄(株)

次のほか、帰宅困難者が発生した場合における対応は、地震津波対策計画編第3章第3節及び第4章第5節に準じて実施します。

市は、必要に応じて事前に指定した帰宅困難者用の一時滞在施設を迅速に開設し、円滑な管理運営を行うとともに、帰宅困難者への開設状況の広報、県・鉄道事業者への情報伝達を行います。

また、帰宅困難者を施設へ誘導する際には、道路状況など安全の確保に特に留意します。

第7節 施設利用者等の安全確保

主管課：防災安全課

災害時において、不特定多数の人を収容する公共施設及び大規模集客施設等の管理者は、利用者の安全確保を図るため、次により自主的に防災活動を実施します。

また、市は、自主的な防災活動が円滑に行われるよう、関係機関と協力のもと、施設管理者に対して必要な指示を行うものとします。

事 項	概 要
施設利用者の安全確保	1 利用者に災害状況等を伝達し、災害内容の周知を図る。 2 避難誘導に際しては、高齢者、障がい者等の災害時要配慮者を優先し、必要な場合は介護措置を行う。 3 人的被害が発生した場合は、可能な限り家族等へ状況連絡を行う。 4 自主的な防災活動が困難な場合、必要な措置について市及び関係機関に依頼する。

第8節 災害時要配慮者への配慮

主管課：障がい福祉課、高齢介護課、国保健康課

関係機関：県

1 風水害時における要配慮者避難対策の基本方針

風水害の災害特性を考慮し、要配慮者の避難等に関する市と市民の役割を次のとおり定めます。

区 分	基 本 方 針
市 の 役 割	1 要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。 2 高齢者、障がい者等に対して、必要に応じて社会福祉施設等の利用、ホームヘルパーの派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力のもとに実施する。 3 医療機関との連携を密にし、避難所等において、医療ケアが必要と認められる者については、入院等必要な措置を講じる。 4 高齢者、障がい者等健康に不安のある避難者に対する身体的ケアを実施するとともに、精神的、心理的な訴えにも的確に対応できるようメンタルケアの実施に努める。 5 在宅の避難行動要支援者の所在情報を把握し、迅速に避難ができるよう努める。

	<p><u>6 市及び施設管理者は、在宅又は施設利用の高齢者及び障害者の安否確認及び避難対策について、地域の自主防災組織等と協力して実施する。</u></p> <p><u>7 外国人や情報の受伝達が困難な者へ生活情報の提供、相談などの取組みを推進する。</u></p>
市民の役割	<p>1 <u>避難行動要支援者</u>リストを適正に管理し、発災時には、当該リストを活用した要<u>支援者</u>の安否確認、避難支援などを行う。</p> <p>2 避難生活が長期にわたる場合においては、在宅及び<u>避難所</u>の要<u>配慮者</u>の見守り活動を地域の民生委員等と協力して実施する。</p> <p>3 その他、<u>共助</u>の観点から、主体的に要<u>配慮者</u>の支援に取り組む。</p>

2 福祉避難所の開設、運営及び受入れの決定

風水害時における福祉避難所の開設、運営及び受入れの決定については、地震津波対策計画編第4章第5節に準じて実施します。

また、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」(内閣府令和3年5月改定)及び逗子市が策定した「福祉避難所ガイドライン」(令和元年度)に基づき対応します。

第9節 広域避難

主管課：防災安全課

大規模な災害が発生し、市単独では住民の避難場所の確保が困難となった場合には、市は、県内の他の市町村への住民の受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求めます。

第10節 応急仮設住宅等

主管課：都市整備課

関係課：関係各課

(1) 応急仮設住宅必要戸数の把握

市は、応急仮設住宅として利用可能な公営住宅及び民間賃貸住宅などの戸数を関係団体とも連携して調査します。

(2) 応急仮設住宅への入居者募集及び運営管理

応急仮設住宅への入居者の募集を行う。この際、災害時要配慮者優先の観点から、入居者の優先順位を設定して選考します。

応急仮設住宅の運営管理にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮します。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮します。

第6章 消防対策計画

第1節 消防活動体制

主管課：消防総務課

関係機関：消防署、消防団

1 災害活動組織

風水害に対処するための災害活動組織として、次のとおり設置します。

逗子市消防本部等設置条例（昭和39年逗子市条例第34号）により本署の管轄区域及び分署の受持区域が各々規定されていますが、8分消防体制及び5分救急体制を確保するとともに、3方面警備体制の地域を明確にするため、優先出場する担当区域を次のとおり区分します。

名 称	担当区域	地 区 名 等
本 署	東 方 面	逗子、桜山（4丁目の一部を除く）、沼間（2丁目の一部を除く）、新宿1・2丁目
小 坪 分 署	西 方 面	小坪、新宿（1・2丁目を除く）、久木4丁目
北 分 署	北 方 面	池子、山の根、久木（4丁目を除く）、沼間2丁目の一部、桜山4丁目の一部

2 特別配備体制

(1) 風水害特別配備体制

台風や集中豪雨等の風水害が発生するおそれのあるとき、又は発生した場合において、消防部隊を増強し災害活動組織の増強を図るため、次の基準により風水害特別警戒体制を発令します。

市内の災害状況	体制種別	出場内容	動員職員
大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪の警報のいずれかが発表されたとき	警戒体制 (第1次体制)	災害警戒活動、気象情報及び被害状況の把握	消防予防課長、警備課長、分署長、警戒要員 (暴風・大雪・暴風雪の場合は、状況により職員の動員を調整する。)
大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪の警報のいずれかが発表され、かつ、災害が発生するおそれがあるとき又は発生したとき	災害警戒本部設置体制 (第2次体制)	災害活動、被害状況の把握	第1次体制職員 消防長、消防次長、消防総務課長、消防長の指示する職員
市内に大規模な災害が発生するおそれがあるとき又は発生したとき	災害対策本部設置体制 (第3次体制)	災害活動、被害状況の把握及び消防指揮本部の設置	全職員

3 職員等への招集連絡と動員

(1) 風水害特別警戒体制発令時の招集連絡

風水害特別警戒体制発令時における職員への連絡については、通信指令室が実施します。

(2) 動員方法

- ア 緊急動員の必要がある場合は、所属長及び近隣在住職員を第1次、近隣在住職員以外の職員を第2次、全職員を第3次で招集します。
- イ 動員に時間的余裕のある場合は、所属長及び近隣在住職員以外の職員を第1次、近隣在住職員を第2次、全職員を第3次で招集します。
- ウ 消防長の特命による動員の場合は、その指示によります。

(3) 警戒要員の動員

所属長は、災害時の消防力を増強するため、消防署非勤務職員の協力体制により警戒要員をあらかじめ指定しておくものとします。

本署は昼夜2名、分署は昼夜1名の警戒要員を確保し、災害時の即応体制に万全を図るものとします。

第2節 消防活動

主管課：消防署

関係機関：消防団

1 消防活動の実施事項

(1) 初動措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに情報の収集活動を開始し、必要に応じ防災関係機関と密接な連絡をとり、被害の状況その他災害対策活動に必要なあらゆる情報の収集に努めます。

(2) 情報収集

- ア 河川水位、降雨量の状況
- イ 洪水、高潮、滞水危険地域の状況
- ウ がけ崩れ危険地域の状況
- エ 避難所の状況
- オ 通行不可能となるおそれのある主要道路の状況

(3) 資機材の整備及び維持管理

- ア 風水害時の応急活動を迅速的確に実施するため、風水害対策用資機材の整備をするものとしま
す。
- イ 保有する資機材が風水害時にその機能を十分発揮できるよう、定期的な点検整備及び使用後の点検手入れを行い、維持管理に万全を図るものとします。

(4) 災害活動

風水害時における災害活動は、人命の安全確保を基本として次の事項に留意し活動するものとし
ます。

- ア 二次災害の防止
- イ 警戒区域の設定
- ウ 情報収集・伝達活動

2 その他

消防は、災害活動の細部計画を作成し別に定めます。

第3節 救助・救急活動

主管課：消防署

関係機関：消防団

風水害時における救助・救急活動は、震災時と比較して想定される倒壊家屋が少なく、浸水家屋からの救出、がけ崩れによる生き埋めからの救出が中心となりますが、被害の規模に応じて、地震津波対策計画編第4章第6節に準じて実施します。

第7章 水防対策計画

第1節 情報の伝達

主管課：都市整備課

関係課：防災安全課、消防署

関係機関：県、消防団

1 気象警報の伝達

市は、気象警報が発表・解除された場合は、関係各課に伝達します。なお、本市においては、水防活動の利用に適合する警報・注意報の発表基準は、すべて一般の利用に適合する警報・注意報の発表基準をもって代えることとされています。

2 水防警報の伝達

(1) 水防警報を行う河川及び海岸

県は、水防法第16条第1項に基づき、あらかじめ指定した次の河川（市内の二級河川）及び海岸（各表は資料編から抜粋）について水防警報を発表します。

ア 河川

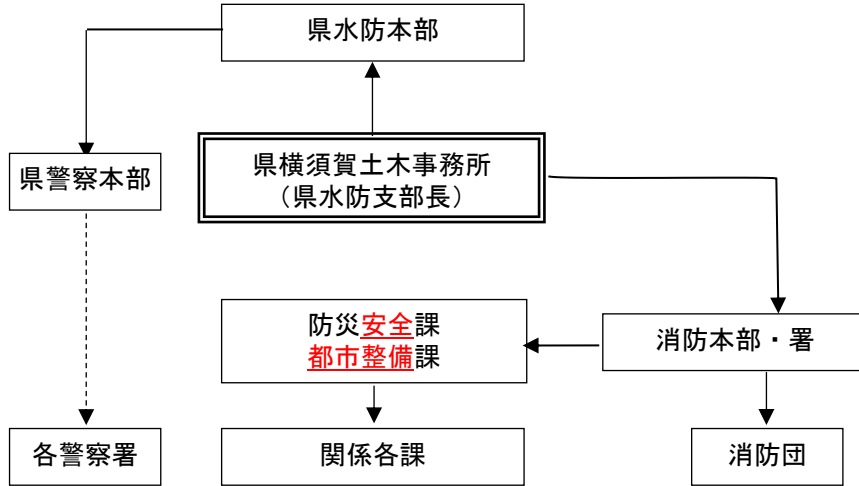
河川名	区域概要	
	自	至
田越川	左岸：桜山236番の3地先 右岸：桜山61番地の4地先	中原橋から 海まで

イ 海岸

海岸名	支部名	担当水防管理団体	区域概要	
			自	至
逗子	県横須賀土木事務所	逗子市	逗子市大字新宿甲滝の沢 1828番地先に設置した標柱から (浪子不動付近)	逗子市大字桜山字岩ヶ谷 2517-4番地先に設置した標柱まで (浄水管理センター付近)

(2) 水防警報の伝達経路

水防警報は、県横須賀土木事務所から、県防災行政通信網等により市に伝達されます。
 水防警報を受信した消防本部は、市長に伝達し、市長は、庁内放送等により関係各課に伝達するとともに、水防活動の調整を行います。
 その他の伝達経路は下図のとおりです。



(3) 水防警報の種類、内容及び発表基準等

県は、あらかじめ指定した河川及び海岸について、水防法第 16 条第 1 項に基づき水防警報を発表します。
 その種類、内容及び発表基準は下表のとおりです。

種類	発表基準	内 容
待機	気象予警報及び河川、海岸等の状況により、特に必要と認めるとき	<ul style="list-style-type: none"> 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの
準備	雨量、水位、流量その他河川、海岸等の状況により必要と認めるとき	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、 <u>水門</u> 機能などの点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに水防機関の出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの
出動	洪水注意報等により、はん濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。又は水位流量等、その他河川、海岸等の状況により必要と認めるとき	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの
指示	洪水警報等により、又は既にはん濫注意水位（警戒水位）を超え、災害の起こるおそれがあるとき	水位、滞水時間、その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩れ、亀裂その他河川、海岸等の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの
解除	はん濫注意水位（警戒水位）以下に降下したとき。又ははん濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防作業を必要とする河川、海岸等の状況が解消したと認めるとき	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの

3 水位情報の伝達

氾濫注意水位超過等の水位情報を受信した場合、庁内放送等により関係各課に伝達するとともに、避難対策や水防活動の総合調整を行います。

また、量水標により把握した水位情報について、必要に応じて県横須賀土木事務所に報告します。

4 市管理河川及び海岸における水防警報の取扱い

県が水防警報を発表した場合、市は、水防警報の対象となっている河川の付近にある市管理河川及び同一海岸線にある市管理海岸について、水防警報の内容に準じた活動を行うものとします。

第2節 警戒監視

主管課：都市整備課

関係課：防災安全課、消防署

関係機関：県、消防団

1 河川水位の監視

市は、水防活動の判断を行うため、インターネット「神奈川県雨量水位情報」等を利用し、河川水位の監視を行います。

なお、河川の水位観測地点と監視水位は下表（資料編より抜粋）のとおりです。

（単位：m）

観測地点名	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
田越川（堰橋）	逗子市桜山	1.70	2.20	2.55	2.70

2 雨量の監視

市及び消防は、水防活動の判断を行うため、インターネットの気象情報サイトや「神奈川県雨量水位情報」等を利用し、雨量の監視を行います。

3 潮位・波高の監視

市及び消防は、水防活動の判断を行うため、インターネットの気象情報サイトや「気象庁潮位観測情報」等を利用し、潮位の監視を行います。

また、インターネット「国土交通省リアルタイムナウファス」等を利用し、波高の監視をします。

4 常時監視

市は、随時、区域内の河川、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川、海岸などの管理者に連絡して、必要な措置を講じるよう求めます。

5 非常警戒

市及び消防は、気象の悪化が予想されるときには、次の重点警戒箇所を中心として河川、海岸などの監視及び警戒をさらに厳重にし、事態に即応した措置を講じます。

事項	概要
重点警戒箇所	ア 重要水防区域及び箇所 イ 浸水想定区域 ウ 護岸工事施工中の箇所 エ 過去に浸水履歴のある箇所

第3節 水防活動

主管課：経済観光課、**都市整備課**、消防署

関係課：防災**安全課**

関係機関：県、消防団

1 活動用資機材の調達

市は、防災資機材倉庫及び関係課が設置する倉庫等に備蓄した水害、土砂災害及び高潮災害を防除する資機材を使用し災害防除活動を行**います**。

市の資機材が不足する場合に備えて、協定事業者等からの緊急調達の方法についてあらかじめ定めておくものと**します**。

緊急調達してもなお不足を来たし、水防活動に支障がある場合は、県横須賀土木事務所に資機材の提供を要請することと**します**。

2 決壊、越水等の通報

市は、堤防が決壊・越水し、又はこれに準じるべき事態が発生した場合は、県横須賀土木事務所に通報**します**。

3 決壊、越水後の措置

市は、堤防が決壊・越水し、又はこれに準じるべき事態が発生した場合は、各部局及び地区防災拠点、住民の避難及び救出活動を第一に行い、災害緊急協力事業者等との協力し、決壊箇所の状況に応じた水防工法を行い、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努め**ます**。

第8章 土砂災害対策計画

第1節 警戒期における対策

主管課：都市整備課
 関係課：企画課、防災安全課、消防署
 関係機関：県

大雨警報や土砂災害警戒情報等の発表直後において、土砂災害による被害が発生していない段階での主要な対策は次のとおりです。

1 前兆現象の早期把握

市は、積極的な危険箇所へのパトロールや市民からの通報への対応により、土砂災害の前兆現象及び災害状況の早期把握に努めます。

なお、土砂災害の発生が予想される場合は次の箇所を重点に警戒・巡視体制を強化します。

事 項	概 要
重点的に警戒・巡視すべき箇所	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民通報メールにより情報提供があった箇所 2 最近土砂災害が発生した箇所 3 急傾斜地崩壊危険区域の内、施工前及び施工中の箇所 4 宅地造成中の箇所 5 土砂災害特別警戒区域

2 住民への情報伝達

(1) 大雨警報、土砂災害警戒情報等

大雨警報が発表された場合は、防災行政無線、防災・防犯メール、市ホームページ等により住民に伝達を行います。また、土砂災害警戒情報等が発表されるなど、第4章第5節に規定する高齢者等避難の判断基準に該当する場合についても、早期避難を促すためにこれを防災行政無線、防災・防犯メール、市ホームページ等により住民に伝達を行います。

(2) 避難指示等

第4章第5節に規定する避難指示の判断基準に該当する場合は、必要に応じて、対象世帯数に応じて、広報車、各戸への呼びかけにより住民に確実に伝達を行うとともに、開設した指定避難所への避難誘導を行います。

なお、対象区域の広さに応じて、防災行政無線、防災・防犯メールを使用するとともに、湘南ビーチFM等の報道機関への要請などを検討します。

3 住民が行う安全確保行動

住民は、市から大雨警報、土砂災害警戒情報などの伝達があった場合は、それぞれの自宅等の立地条件や世帯の状況等に応じて、2階以上の階やがけから離れた部屋への退避、より安全な親戚・知人宅又は地域活動センター等への自主避難を行います。

市は、これらの自らが行う安全確保を支援するため、地域活動センター等、市の集会施設における自主避難者受入体制の確保に努めます。

4 災害時要配慮者の避難支援

災害時要配慮者の支援者等は、高齢者等避難が発令された場合は、支援を行うこととなっている災害時要配慮者に対する注意喚起や、早期避難所への避難、状況に応じて、2階以上の階やがけから離れた部屋への退避、より安全な親戚・知人宅、地域活動センター等への自主避難などの支援を行います。

5 要配慮者利用施設の避難対策

要配慮者利用施設の管理者は、市から土砂災害警戒情報などの伝達があった場合は、それぞれの施設の立地条件や施設利用者の状況等に応じて、2階以上の階やがけから離れた部屋への退避、より安全な施設等への事前避難を検討します。

また、市の防災計画により定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、事前に作成した避難確保計画により円滑かつ迅速な避難を確保します。

6 避難所等の開設等

市は、高齢者等避難・避難指示を発令した場合には、土砂災害に対して安全が確保された避難所等を開設し、避難者の受入れを行います。

なお、市が指定する避難所等に避難せず、自ら避難先を確保して避難する人に対しても2項に準じた情報伝達により、確実に避難指示等の解除を伝えます。

第2節 土砂災害発生後の活動

主管課：防災安全課

関係課：都市整備課、消防署

関係機関：県、県警察、逗葉医師会

土砂災害による被害が発生した場合の主要な対策は次のとおりです。

1 現地活動員の派遣

人的被害が多数発生した土砂災害においては、必要に応じて、現地活動員を派遣し、被災した住民等の安否確認を行うとともに、防災関係機関と連携・協力して、二次災害の防止に留意しつつ、行方不明者の捜索・救助を行います。

地区防災拠点の責任者は、随時被害の状況や応急対策の状況を本部長に報告します。

2 応援の要請

行方不明者の捜索・救助に際して、重機等が必要な場合は、災害緊急協力事業者等に協力を求めます。

3 現地救護所の設置

土砂災害により多数の人的被害が発生した場合は、必要に応じて逗葉医師会に協力を要請しつつ現地救護所を設置し、救護班医師等の指示のもとトリアージを実施し、迅速な救護活動を実施します。

4 避難誘導の実施

土砂災害による被害が発生した場合は、再崩落や堆積土砂の流出等による二次災害も考慮して避難が必要な区域を設定し、避難指示を発令するとともに、安全・確実に避難が行われるよう、関係機関との協力を得つつ住民の避難誘導を実施します。

第3節 二次災害防止対策

主管課：都市整備課

関係課：防災安全課、まちづくり景観課、消防署

関係機関：県、県警察

土砂災害による被害が発生した場合における二次災害防止対策は次のとおり実施します。

1 監視活動

行方不明者の捜索活動や応急工事に際しては、降雨等の気象状況に十分注意しつつ、崩壊面、その周辺斜面及び堆積土砂等について監視を行います。

2 被災宅地危険度判定の実施

土砂災害や豪雨等により広範囲な宅地が被害を受けた場合は、必要に応じて、被災宅地危険度判定士に協力を求め、調査を実施します。

3 警戒区域の設定

崩落現場及びその周辺においては、安全が確認されるまで、居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定による立ち入り規制等の必要な措置を実施します。

4 再崩落の防止措置

崩落面への防災シート被覆や応急排水路等の措置により再崩落の防止に努めます。

第9章 被災者救援対策計画

第1節 災害救助法の運用に係る基本方針

主管課：社会福祉課

関係課：関係各課

災害救助法の運用に係る基本方針に係る事項については、地震津波対策計画編第4章第21節を参照。

第2節 災害救助法の適用

主管課：社会福祉課

関係機関：県

災害救助法の適用に係る事項については、地震津波対策計画編第4章第21節を参照。

第3節 食料供給対策

主管課：経済観光課

関係課：関係各課

関係機関：県

風水害時においては、以下により被災者に食料の供給を実施します。

事 項	概 要
食料の供給を行う場合	1 災害救助法が適用された場合 2 市長が被災者及び応急復旧作業に従事する者に対し、備蓄食料、調達食料、炊き出し等による給食を行う必要があると認めた場合
供給する食料	発災当初において、食料の調達が困難である場合には、備蓄食料による食料供給を検討するものとし、調達体制が整い次第、調達食料の配給や炊き出し等に移行する。

その他風水害時における食料の供給は、被害の規模に応じて、地震津波対策計画編第4章第8節に準じて実施します。

第4節 生活関連物資供給対策

主管課：経済観光課

関係課：関係各課

関係機関：県

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとします。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、災害時要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮します。

なお、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の

解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需物資等の円滑な供給に十分配慮します。また、在宅での避難者及び所在が確認できる広域避難者等に対しても物資が供給されるよう努めます。

風水害時には、次の場合に被災者に生活関連物資の供給を実施します。

事 項	概 要
物資の供給を行う場合	1 災害救助法が適用された場合 2 災害による販売業者の営業休止などにより、避難者が生活関連物資を調達することができないなど、市長が被災者に対し、生活関連物資の供給を行う必要があると認めた場合

その他、風水害時における生活関連物資等の供給は、被害の規模に応じて、地震津波対策計画編第4章第8節に準じて実施します。

第5節 被害地外救援物資対策

主管課：企画課

関係機関：県

風水害時には、被災地外から提供される救援物資等の募集を次のとおり実施します。

事 項	概 要
救援物資の募集	避難所からの情報により被災地内での物資の需要を把握し、市ホームページへの掲載、報道機関への情報提供等により周知を図る。なお、原則として行政、事業者以外からの救援物資の受付はしないこととし、個人等からは、義援金による支援を呼びかける。

その他、風水害時における被災地外救援物資の受け入れは、被害の規模に応じて、地震津波対策計画編第4章第8節に準じて実施します。

第6節 飲料水の供給

主管課：経済観光課

関係機関：県

風水害時には、飲料水の供給を以下により実施します。

事 項	概 要
給 水 方 針	市は、災害発生時に飲料水を得られない者に対して、1人1日3ℓの応急給水を行う。
飲 料 水 の 確 保	1 県は、水道事業者に対して、飲料水の確保を指示する。 2 市は、水道事業者に要請して、飲料水の確保を行うとともに、自ら、湧水、井戸水、河川水等を浄化处理して飲料水を確保する。 3 水道事業者は、応急給水用飲料水及び水道施設の確認に努める。

1 応急給水

(1) 市は、応急給水班を組織し、県企業庁が確保した飲料水のほか、非常用飲料水貯水槽、鋼板プールの水、井戸水等を活用して応急給水を実施します。特に医療機関への速やかな給水を優先的

に配慮します。

また、市は、給水が困難な場合は、県に対して支援を要請します。

- (2) 県企業庁は、応急飲料水の確保に努め、災害用指定配水池における応急給水を支援するとともに、県営水道給水区域内の市町と災害時の応急給水に関する訓練などを定期的実施し、連携の強化を図ります。

第7節 住宅に係る応急対策

主管課：都市整備課

関係課：まちづくり景観課

関係機関：県

風水害時における住宅に係る応急対策は、以下により実施します。

事 項	概 要
住宅に係る 応急対策	被災程度に応じて、住宅の応急修理、公営住宅・民間アパート等の活用などにより、被災者の居住の安定を図る。なお、災害救助法が適用されるなど、大規模な被害が発生した場合は、応急仮設住宅により応急住宅の確保を図る。

その他風水害時における住宅に係る応急対策は、被害の規模に応じて、地震津波対策計画編第4章第10節に準じて実施します。

第8節 医療救護及び助産等

主管課：国保健康課

関係課：消防署

関係機関：逗葉医師会、逗葉歯科医師会、逗葉薬剤師会、県

風水害時・都市災害時においては、救護が必要な被災者等への医療及び助産の提供を以下により実施します。

事 項	概 要
搬送先の選定	災害により多数の負傷者が発生した場合、消防本部は、逗葉医師会との協力のもと、現地救護所を災害現場付近に設置し、負傷者のトリアージを実施し、重傷度に応じて搬送先を選定する。
医療機関の 運営	風水害時において、各医療機関は、可能な限り通常の診療を継続する。 なお、災害拠点病院及び応急二次病院に指定されている医療機関は、それぞれが定める災害対策計画に基づき災害医療体制の準備を整える。
地域医療救護 所の設置	被害状況により医療機関で対応できないと認められる場合は、逗葉医師会と連携のもと、事前に指定した公共施設等を地域医療救護所として開設し、トリアージ及び医療機関への搬送手配、外科的負傷者の内、軽・中等傷病者に対する応急手当を実施する。

その他風水害時における医療救護及び助産等は、被害の規模に応じて、地震津波対策計画編第4章第11節に準じて実施します。

第9節 保健・衛生の管理

主管課：国保健康課

関係課：社会福祉課、障がい福祉課、**高齢**介護課

1 保健・衛生活動の実施

市は、浸水被害等による衛生状態の悪化や避難生活の長期化による健康被害を防止するため、避難者等との協力のもと、次のとおり実施**します**。

項 目	概 要
保健活動の概要	1 避難所等における健康相談の実施 2 エコノミークラス症候群防止等を目的とした体操等の普及啓発 3 長期的な視点による被災者の心のケアへの対応
衛生活動の概要	1 避難所の食品集積場所、救援物資集積場所等の衛生確保 2 関係施設の貯水槽等の簡易検査 3 食品関係営業施設、仮設店舗等の衛生指導 4 その他、水・食品に起因する危害発生の未然防止

市は、災害による被災者のこころのケアを行うために、**かながわDPAT（災害派遣精神医療チーム）**をはじめとした医療、保健及び福祉関係者等の協力を得て、時期や状況に応じた必要な措置を講**じます**。また、非被災地域からこころのケアの専門職からなるチームが派遣される場合は、派遣に係る調整や活動場所の確保等を図**ります**。

さらには、被災者のみならず災害救援スタッフのメンタルヘルスの維持に努め**ます**。

第10節 防疫対策

主管課：国保健康課

1 防疫活動の基本方針

風水害時において、浸水被害に伴う衛生状態の悪化による感染症等を防止し、被災者等の健康を守るための基本方針を以下に定め**ます**。

なお、感染症の発生に対する処置は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号 **（令和3年法律第5号による改正）**)及び予防接種法(昭和23年法律第68号 **（令和2年法律第75号による改正）**)に規定するところにより**ります**。

事 項	概 要
防 疫 の 原 則	災害に伴う浸水家屋やその周辺の清掃は、各個人が行うことを原則とし、市は被災地の状況に応じた的確な指導及び措置を行う。
防疫活動の概要	1 感染症予防上必要と認めた場合の 対応 及び 消毒 2 災害地のねずみ族、昆虫駆除 3 予防接種の実施 4 厚生労働省の承認を得た上での予防内服薬の投与
疫学調査の実施	被災地において積極的疫学調査を行い、その結果必要があると認める場合は健康診断を行う。

2 感染症患者への対応

県及び市外医療機関と連絡調整し、受入れの手配を行うとともに、搬送に必要な緊急車両の手配等を関係各課と連絡調整し確保**します**。

第11節 行方不明者及び遺体の搜索

主管部：防災安全課、社会福祉課

関係機関：県警察、横須賀海上保安部、自衛隊、消防団

風水害時には、行方不明者及び遺体の搜索を以下により実施します。

事 項	概 要
行方不明者等の搜索	地区防災拠点の現地活動員は、行方不明者及び遺体の搜索に当たっては、県警察、消防団、自主防災組織等の協力のもと、可能な限り早期の発見・収容に努める。

その他、風水害時における行方不明者及び遺体の搜索は、被害の規模に応じて、地震津波対策計画編第4章第13節に準じて実施します。

第12節 遺体の対応

主管課：社会福祉課

関係課：国保健康課

関係機関：県警察、逗葉医師会、逗葉歯科医師会、逗葉薬剤師会、県

風水害時における遺体の対応は、被害の規模に応じて、地震津波対策計画編第4章第13節に準じて実施します。

第13節 遺体の火葬・埋葬

主管課：社会福祉課

関係機関：県

風水害時における遺体の火葬・埋葬は、被害の規模に応じて、地震津波対策計画編第4章第13節に準じて実施します。

第14節 災害救援ボランティアの支援活動

主管課：社会福祉課

関係機関：県、社会福祉協議会

風水害時には、以下により災害救援ボランティアの支援活動を実施します。

事 項	概 要
市災害ボランティアセンターの設置	市は、市内の被害状況に応じて、市社会福祉協議会に「災害救援ボランティアセンター」の設置を要請する。 災害ボランティアセンターの主な役割は次のとおり ・被災地・被災者のボランティアニーズ情報の収集・発信 ・災害救援ボランティアの受入れとコーディネート ・災害救援ボランティアへの資機材等の提供等の活動支援 ・市域内外の災害救援ボランティア団体・行政機関と、地域住民等との連絡調整

災害救援ボランティアの受入れ	市は、関係団体等と協力し、災害救援ボランティアに対する活動場所や、必要に応じ、資機材・宿泊場所等の提供あるいはそれらの情報提供により、元消防団員等の経験や能力を有した災害救援ボランティアとの連携に努める。 県外からの支援の受入れについては、県と連携し、迅速に受入体制を整えるとともに、最大限の便宜を図る。
災害救援ボランティア支援団体の活動に対する支援	行政とボランティア団体の特性の違いを活かした効果的な支援活動を行うため、災害救援ボランティア支援団体との協働・連携をすすめるとともに、その活動に必要な場所・資機材・資金等の確保に対する便宜の提供に努める。

その他風水害時における災害救援ボランティアの支援活動については、被害の規模に応じて、地震津波対策計画編第4章第22節に準じて実施します。

第10章 社会機能確保対策計画

第1節 災害廃棄物等の処理対策

主管課：資源循環課、環境クリーンセンター、防災安全課

関係機関：県、避難所担当所管

1 災害廃棄物対策に関する体制の整備と連絡体制の確立

市は、神奈川県災害廃棄物処理計画や逗子市災害廃棄物処理計画（令和3年3月）等に基づき、災害廃棄物対策に関する体制の整備を図るとともに、民間事業者・団体、他市町村、県と、電話、防災行政通信網、FAX、電子メール等により速やかに連絡体制を確立します。

2 被害情報の収集

民間事業者・団体、他市町村、県に対する聴取及び現地確認により被害情報を収集します。被害状況や災害廃棄物の発生・処理状況は、時間経過とともに変化するため、定期的、継続的に情報収集を行います。

被害情報について優先順位をつけて収集し、県へ報告します。

3 災害廃棄物処理

(1) 発生量等の推計

防災後、速やかに建物の被害棟数や水害・津波の浸水範囲等を把握し、災害廃棄物の発生量を推計します。

また、仮置場への持込量や家屋解体件数等の情報を定期的に収集し、随時発生量の見直しを行います。

(2) その他風水害時における災害廃棄物の処理は、被害の規模に応じて、地震津波対策計画編第4章第14節の定めるところにより実施します。

4 し尿処理

(1) 仮設トイレの設置

し尿の発生量を推計するとともに、仮設トイレを設置します。また、仮設トイレの設置状況及びその使用方法等について、住民に周知します。

(2) し尿の収集・処理

市は、計画的に仮設トイレの管理及びし尿の収集・処理を行います。

(3) 支援要請

仮設トイレが不足する場合や、し尿の収集・処理が困難な場合は、国、県又は民間事業者団体に支援を要請します。

(4) その他風水害時におけるし尿の処理は、被害の規模に応じて、地震津波対策計画編第4章第14節の定めるところにより実施します。

5 生活ごみ・避難所ごみの収集・処理

(1) 収集・処理体制の整備

民間事業者団体や他市町村からの応援を含めた収集運搬及び処理体制を速やかに確保し、処理を行います。

(2) 避難所ごみへの対応

避難所の開設・閉鎖の情報から避難所ごみの発生量を推計するとともに、収集運搬体制・収集ルート等を作成し、更新します。

分別区分は、基本的には平時と同様とし、市民及び避難者に分別及び収集方法を周知します。

(3) 支援要請

道路の不通や渋滞等により収集効率が低下し、収集運搬車両が不足する場合や、市の処理施設だけで処理することが困難な場合は、委託事業者等の民間事業者・団体、他市町村、県等に支援を要請します。

第2節 風水害時における障害物除去

主管課：都市整備課、下水道課、**防災安全課**
 関係課：資源循環課、環境クリーンセンター、消防署
 関係機関：県警察、県、関東地方整備局

風水害時における障害物除去は、以下により実施**します**。

事 項	概 要
除去の実施者	市は、各種応急対策を実施する上で障害となる工作物、がけ崩れ等により住家及びその周辺に運ばれた土砂や樹木の除去を行う。 また、道路、河川、海岸等に堆積した障害物の除去は、その管理者が行う。

その他風水害時における障害物除去は、被害の規模に応じて、地震津波対策計画編第4章第15節の定めるところにより実施**します**。

第3節 緊急輸送の実施

主管課：管財**契約**課、都市整備課
 関係機関：県、県警察、**横須賀海上保安部**、自衛隊、東日本旅客鉄道(株)、京浜急行電鉄(株)

風水害時における緊急輸送は、以下により実施**します**。

事 項	概 要
緊急輸送の実施	市は、災害の発生時において、食料、物資、人員等の輸送を行うため、関係機関との協力のもと、車両、船舶等輸送手段の確保、緊急輸送路線の確保を行う。

その他風水害時における緊急輸送は、被害の規模に応じて、地震津波対策計画編第4章第16節の定めるところにより実施**します**。

第4節 学校教育等の実施

主管課：教育総務課、学校教育課、社会教育課

各学校は、事前に定めた各学校における防災計画**等**に基づき、災害時における児童・生徒及び教職員の安全を確保するとともに、学校教育等の円滑な実施等を図るものと**します**。

風水害時における学校教育等は、被害の規模に応じて、地震津波対策計画編第4章第17節の定めるところにより実施**します**。

第5節 公共施設における応急対策

主管課：各施設所管課

風水害時における不特定多数の来場者がある公共施設や公園などの公共空地の施設管理者等が行う緊急措置を以下に定めます。

次の措置を実施した後は、当該施設を所管する各課の指示により応急対策業務につくものとします。

事 項	概 要
安全確保	所管課の指示により、閉館、休業等の措置を実施し、その旨を来場者に案内する。 なお、急激に天候が変化するなど、施設外に出ることが危険と判断される場合は、施設の中で比較的安全な場所に一時的に避難させる。
情報提供	一時的に来場者を避難させた場合は、災害対策本部等やテレビ・ラジオからの情報を来場者等へ提供し、不安の解消に努める。
応急手当	来場者、職員等が負傷した場合は、応急手当を実施するとともに、必要に応じて、近隣住民等と協力しつつ医療機関等へ搬送する。
避難誘導	施設及び周辺における災害状況に応じて、近隣の <u>指定緊急避難場所</u> 等、より安全な施設に来場者を誘導する。
被害状況の把握	発災後、直ちに施設の被害状況を調査し、所管課を通じて企画課及び防災 <u>安全</u> 課へ報告する。

第11章 警備・救助対策計画

第1節 陸上における警備・救助対策

主管課：防災安全課、都市整備課

関係機関：県、県警察、県公安委員会、逗子警察署

1 警備及び交通規制等に係る基本方針

風水害時・都市災害時において、県警察が行う応急対策の基本方針を以下に定めます。

事 項	概 要
基本方針	逗子警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、警備体制を早期に確立し、人命の安全を第一とした迅速・的確な災害の応急対策等を実施することにより、市民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、 <u>各種犯罪の予防検挙、その他公共の安全と秩序を維持して</u> 、被災地における <u>治安</u> の万全を期すものとする。

2 警備体制の確立

事 項	概 要
警察署警備本部の設置	台風・低気圧の接近に伴う大規模な災害や都市災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、逗子警察署に警察署長を警備本部長とする警察署災害警備本部を設置し、指揮体制を確立する。
協力連絡体制の強化	警察署警備本部と市災害対策本部は、必要に応じて所要の要員を派遣し、相互に協力連絡体制を強化する。
部隊運用	別に定めるところにより、警備部隊の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速・的確な部隊運用を行う。

3 災害応急対策の実施

事 項	概 要
情報の収集・連絡	災害警備上必要な情報収集を行い、収集した情報を、必要により関係機関へ連絡する。
警報等の伝達	災害に関する警報等を認知した場合、その内容、情勢等を分析・検討し、必要がある場合は、地域住民に対する広報を行う。 また、当該警報等の緊急性、市の体制等を勘案し、要請のあった場合又は災害警備上必要がある場合は、市の行う地域住民に対する警報等の伝達に協力する。
救出救助活動	把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊等の部隊を被災現場に出動させ、県、市及び防災関係機関と協力して、被災者の救出救助活動を実施する。また、県警察は、消防等防災関係機関の現場責任者と随時、搜索区割り等現場活動に関する調整を行う。
避難指示等	警察官は、災害対策基本法第61条により避難の指示を、また、同法第63条により警戒区域を設定する。また、警察官職務執行法第4条により、避難の措置を講じる。
交通対策	被災地域における交通の混乱の防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるように、被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定、緊急交通路の確保や交通規制を実施するなど、地震津波対策計画編第4章第18節に準じて実施する。

防犯対策	被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や援助物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回を行う。 また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。 さらには、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。
ボランティア等の連携	自主防災組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるように必要な支援を行う。
広域応援	県公安委員会は、発生した災害の被害規模に応じて、速やかに広域緊急援助隊の援助要請を行う。

第2節 海上における警備・救助対策

関係機関：[横須賀海上保安部](#)

1 海上災害の拡大防止に係る基本方針

台風等の災害時において、海上警備及び船舶の衝突や油流出などの海上災害に対応するための基本方針を以下に定めます。

項目	概要
基本方針	<u>第三管区海上保安本部は、台風等の災害が発生した場合において、人命の救助・救急活動、消火活動、排出油等の防除活動、海上交通の安全確保、避難対策、救援物資の輸送活動、社会秩序の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止等に当たる。</u>

2 風水害時における応急対策

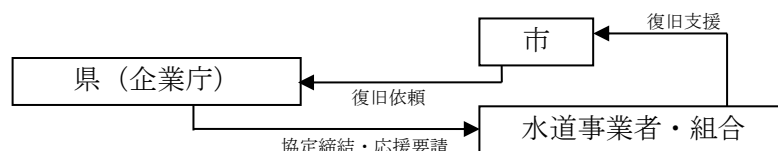
風水害時における海上災害対策は、地震津波対策計画編第4章第19節の定めるところにより実施します。

第12章 ライフライン施設対策計画

第1節 上水道施設の応急対策

関係機関：県企業庁

上水道施設は県企業庁管轄のため、市では被害状況の結果を県へ報告し、復旧依頼を行います。



1 応急復旧

応急復旧活動は県へ依頼し、関係業者の協力を得て作業に当ります。

- (1) 県は、被災者の生活に欠かすことの出来ない水道施設の復旧に全機能を投入し、一日も早く給水装置を通じて給水できるようにします。
- (2) 県は、応急復旧のため、関係業者の全面協力のもと、災害時における応急給水及び復旧工事の協力に関する協定等を活用し、水道事業者を支援する。必要に応じて他自治体に応援要請を行います。

2 応急飲料水以外の生活用水の供給

市は、飲料水以外の生活用水等についても、必要最小限の範囲で確保及び供給に努めます。

3 応援の要請

県企業庁は、災害の程度により、応急給水又は水道施設の復旧のための資機材、若しくは人員に不足が生じる場合は、日本水道協会神奈川県支部及び災害時における復旧工事の協力に関する協定を締結している業者等に応援を要請します。

第2節 下水道施設の応急対策

主管課：下水道課

被害調査の結果に応じて、主要な管渠や医療機関など公共性の高い施設を優先して復旧を行います。

1 被害調査

災害発生後、直ちに下水道施設について、被害調査を行うとともに、被害の原因、種類、規模等について、災害対策本部長に報告します。

2 応急復旧

応急復旧活動は環境都市部長の指示に従い、関係業者の協力を得て作業に当ります。

事 項	概 要
ポンプ場、処理場施設	ポンプ場、処理場とも、施設に被害が発生した場合は、排水・処理能力を極力維持するために、総力をあげて復旧する。
下水道管渠施設	管渠の復旧作業は、陥没等による閉塞に伴う排水不良箇所の復旧を優先する。

第3節 電力施設の応急対策

関係機関：東京電力パワーグリッド(株)

災害により電力施設に被害があった場合は、被害状況を早期に把握し、通電火災等の二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、電力供給施設としての機能を維持します。

1 東京電力パワーグリッド（株）藤沢支社支部の応急対策

(1) 基本方針

事 項	概 要
非常災害対策本部（支部）の設置	非常災害対策神奈川 <u>総支社</u> 本部の発令に伴い、非常災害対策藤沢支社支部を設置する。
電力供給継続の原則と危険予防措置	電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として送電を継続するが、円滑な防災活動を実施するため、県警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講じる。
電力の融通	災害時においても、各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び隣接する電力会社と締結している「二社融通電力受給契約」に基づき、電力の緊急融通を実施する。
関係機関との連携	市災害対策本部へ要請に基づき職員を派遣し、防災関係機関等との緊密な連絡調整を行う。

(2) 応急対策

事 項	概 要
応急工事の実施	災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。
設備の復旧	設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから実施する。
優先送電	特に防災上の重要となる施設（原則として人命に関わる施設、災害対策の中核となる官公署、報道機関、避難場所、その他）に対しては優先的に送電する。
復旧応援隊の編成	被害の状況等を勘案し、被害が甚大な場合は当社他支店社員又は工事会社の協力を得て、復旧応援隊を編成し復旧工事を実施する。
広報対策	被害状況及び復旧見通し等について広報を行うほか、電気による二次災害を防止するため次の事項について注意喚起を行う。 1 避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切る。 2 感電事故の防止（垂れ下がった電線には絶対触れない等） 3 漏電等による出火防止（冠水した屋内配線、電気器具等は使わない） 4 電気器具のコンセントを抜く。

2 本市の措置

事 項	概 要
協力応援	電力供給施設の重大災害について、電力供給機関から災害応急対策について要請があった場合は、必要に応じて協力応援する。
住民への周知	市は、市民に対して、電力設備について次のような異常を発見した場合は、最寄りの電力供給機関事業所へ通報するよう周知徹底を図る。 1 電線が切れ、地上へ垂れ下がっているとき。 2 樹木、テレビのアンテナ、煙突等が倒れて、電線に触れているとき。 3 電力施設から、火花、音響、煙等がでてきているとき。 4 電柱が傾斜又は倒壊しているとき。

第4節 都市ガス施設の応急対策

関係機関：東京ガス(株)

非常事態発生後、可能な限り迅速・適切に施設及び施設の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害拡大の防止を図ります。

1 東京ガス(株)の応急対策

事 項	概 要
非常体制の設置	災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合に非常体制を設置する。
対策要員の確保	非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに所属する本(支)部に出動する。
資機材の確保	予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材を速やかに確保する。 <u>また、復旧用資機材置場等の確保が困難な場合は、自治体の災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。</u>
応急工事	応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行う。
危険予防措置	ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。
復旧計画の策定	被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、復旧計画を策定する。また、救急病院、ゴミ焼却場、老人ホーム等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するよう計画立案する。
広報活動	災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。 広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

2 本市の措置

事 項	概 要
協力応援	ガス供給施設の重大災害について、ガス供給機関から災害応急対策について要請があった場合は、必要に応じて協力応援する。 <u>また、復旧拠点の場所及び車両・資機材の保管場所の確保を行う。</u>
住民への周知	市は、市民に対しガス設備について異常を発見した場合は、最寄りのガス供給機関へ通報するよう周知徹底を図る。

第5節 電話（通信）施設の応急対策

関係機関：電信電話機関

災害により通信施設に被害があった場合、早期に被災状況を把握し、災害応急対策に欠かすことのできない情報伝達経路を確保するため、速やかに応急復旧を行い、迅速な機能の回復を図ります。

通信事業者（東日本電信電話(株)神奈川支店、NTTコミュニケーションズ(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ神奈川支店及びKDDI(株)南関東総支社）が行う応急対策

事 項	概 要
情報伝達の実施	災害の発生に伴い、情報連絡体制を確立し、情報収集及び伝達に当たる。また、気象業務法に基づき、気象庁から伝達される警報等については、速やかに関係する市町村等へ連絡する。
防災関係機関等との連携	応急対策が円滑・適切に行われるよう、防災関係機関等と連携し、次の事項に関して協調する。 1 災害に関する情報の提供及び収集 2 災害応急復旧及び災害復旧 3 資材及び物資対策 4 交通及び輸送対策
施設の応急復旧	通信設備などに被害を受けた場合、原則として治安、救援等の最重要機関及び防災機関等の通信の確保を優先して行う。また、伝送路に障害が発生した場合には、他の伝送路に切り替えを行い、通信を確保する。
ライフライン事業者との協調	電力、燃料、水道、輸送などのライフライン事業者と協調し、商用電源の優先供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水、資材の緊急輸送などを確保する。
グループ会社等との復旧体制の確立	グループ会社、工事会社等と協調し、応急対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を確立する。
災害用伝言ダイヤルの運用	大規模災害が発生した場合は、家族との安否確認が円滑に伝達できるよう、災害用伝言ダイヤル「171」等及び携帯電話での災害用伝言板の運用開始、回線の応急復旧、災害対策用携帯電話の貸出しなどの応急措置を実施する。
<u>災害用時公衆電話（特設公衆電話）の設置</u>	<u>災害時用公衆電話（特設公衆電話）の臨時設置に当たっては被災者の利用する避難所を優先する。</u>

第13章 鉄道施設対策計画

災害により鉄道施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、交通機関としての機能を維持します。

第1節 鉄道事業者の応急対策

関係機関：東日本旅客鉄道(株)、京浜急行電鉄(株)

災害により鉄道施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、交通機関としての機能を維持します。

事 項	概 要
事故発生時の報告と情報の収集	災害発生に際して、次の状況について整理し、速やかに関東運輸局、県警察、逗子市に連絡する。 1 災害の状況 2 被害の状況 3 応急対策の活動状況
活動体制の確立	災害が広範囲にわたり、その他異常事態が発生した場合は、事故対策本部を設置し、状況に応じて現地対策本部を置き、応急措置又は応急復旧措置を講じ、被害を最小限に防止する。
救助・救急活動	災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を最優先とし、二次災害の防止に万全の措置を講じるとともに、その救急措置及び復旧については、最も安全と認められる方法により、迅速・的確に行う。 なお、必要により、県警察及び消防機関に出動、救援を要請する。
緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	災害が発生した場合には、他の路線へ振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係輸送機関においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努める。
災害広報の実施	利用客や滞留者に対して、駅及び車内放送設備並びに掲示器類により事故の状況、列車の運行状況を知らせるとともに、災害現場から最寄りの一時避難場所を明確にしつつ誘導案内の徹底を図り、秩序の維持に努める

第4部 復旧・復興計画

被災地の復興に当たっては、単に被災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指し、発災後、住民の意見を踏まえた復興計画を策定します。

また、復興対策の実施にあたっては、男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織における女性の参画の促進に努めるとともに、災害時配慮護者の参画の促進に努めます。

暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めます。

第1章 復興体制の整備

第1節 復興計画策定に係る庁内組織の設置

主管課：企画課、財政課、基地対策課、防災安全課、環境都市課

関係課：関係各課

復興計画策定に係る庁内組織の設置に係る事項は、地震津波対策計画編第5章第1節の1を参照。

第2節 人的資源の確保

主管課：職員課、教育総務課

関係課：関係各課

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底し、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮します。

その他、人的資源の確保に係る事項は、地震津波対策計画編第5章第1節の2を参照。

第2章 復興対策の実施

第1節 復興に関する調査

主管課：経済観光課、環境都市課、まちづくり景観課、緑政課、都市整備課、消防予防課
関係課：関係各課

復興に関する調査に係る事項は、地震津波対策計画編第5章第2節の1を参照。

第2節 復興計画の策定

主管課：企画課、財政課、基地対策課、防災安全課、環境都市課
関係課：関係各課
関係機関：各関係機関

復興計画の策定に係る事項は、地震津波対策計画編第5章第2節の2を参照。

第3章 復興財源の確保

第1節 財政方針の策定

主管課：財政課

財政方針の策定に係る事項については、地震津波対策計画編第5章第3節の2を参照。

第2節 財源確保対策

主管課：財政課

財源確保対策に係る事項については、地震津波対策計画編第5章第3節の3を参照。

第4章 市街地復興

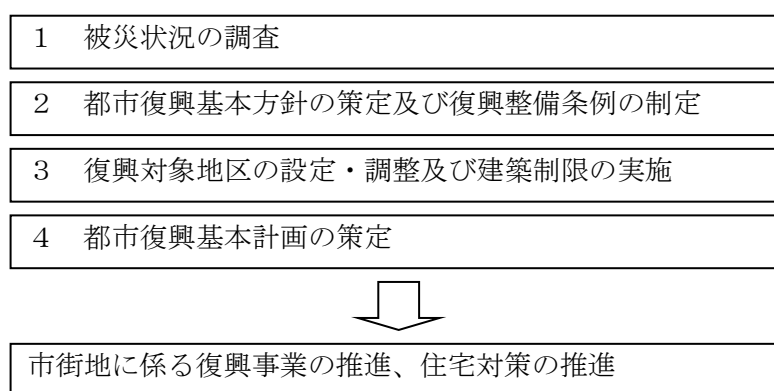
被災した市街地を迅速に復興するには、被災者が住んでいた地域にとどまって自ら立ち上がっていくことが必要となります。

市街地復興の決定に当たっては、まず、被災地区の被災状況、地域の従前の基盤施設の整備状況、既存の長期計画、広域計画における位置付け、関係者の意向等をもとに迅速な復旧を目指し、かつ、どのようにして災害に強いまちづくりといった中・長期的な計画的市街地復興を図るかを検討します。

さらに、市街地復興を行う基本方向が決定された地区については、市街地復興の方針、目的、手法等を決定し、災害に強いまちの形成やより快適な都市環境の形成を図ります。

特に市街地の防災機能の向上や都市機能の更新が必要とされる地区等では、単なる現状復旧ではなく、合理的かつ健全な市街地の形成や都市機能の更新を図っていきます。

〈市街地復興のフロー〉



第1節 都市復興方針の策定

主管課：企画課・財政課・基地対策課・防災安全課・環境都市課

関係課：関係各課

都市復興方針の策定に係る事項は、地震津波対策計画編第5章第4節の1を参照。

第2節 復興整備条例の制定

主管課：環境都市課

関係課：関係各課

復興整備条例の制定に係る事項は、地震津波対策計画編第5章第4節の2を参照。

第3節 復興対象地区の設定

主管課：環境都市課

関係課：まちづくり景観課

復興対象地区の設定に係る事項は、地震津波対策計画編第5章第4節の3を参照。

第4節 建築制限の実施

主管課：環境都市課、まちづくり景観課
関係課：関係各課

建築制限の実施に係る事項は、地震津波対策計画編第5章第4節の4を参照。

第5節 都市復興基本計画の策定、事業実施

主管課：企画課、環境都市課
関係課：関係各課

都市復興基本計画の策定、事業実施に係る事項は、地震津波対策計画編第5章第4節の5を参照。

第6節 仮設市街地対策

主管課：市民協働課、都市整備課

仮設市街地対策に係る事項は、地震津波対策計画編第5章第4節の6を参照。

第7節 住宅対策

主管課：都市整備課、まちづくり景観課
関係課：関係各課

住宅対策に係る事項は、地震津波対策計画編第5章第4節の7を参照。

第5章 都市基盤施設等の復興対策

都市基盤施設の復興は、災害応急対策として行われる都市機能の回復を目的とした応急復旧と施設自体を被災前の状況に戻す復旧、あるいは、防災性を高めて計画的に整備するといった本格的な復興の3つの段階に分けられ、それぞれの基本方向に沿って施策を実施します。

第1節 都市基盤施設の災害復旧

主管課：企画課、財政課、基地対策課、防災安全課、都市整備課
関係課：関係各課

都市基盤施設の災害復旧に係る事項は、地震津波対策計画編第5章第5節の1を参照。

第2節 応急復旧後の本格復旧・復興

主管課：経済観光課、まちづくり景観課、緑政課、都市整備課
関係課：関係各課
関係機関：各関係機関

応急復旧後の本格復旧・復興に係る事項は、地震津波対策計画編第5章第5節の2を参照。

第6章 生活再建支援

被災者の生活復興は、災害の前の状態に復元することが第一目標となりますが、心身や財産、就業場所の被害が甚大なため、元の生活に戻ることが困難な場合があります。そこで、新たな生活を再建するためには、市、市民、民間機関が連携し、協働することが大切です。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要があります。

さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供できるよう努める必要があります。

第1節 被災者の経済的再建支援

主管課：企画課、課税課、納税課、社会福祉課
関係部局：福祉部

被災者の経済的再建支援に係る事項は、地震津波対策計画編第5章第6節の1を参照。

第2節 雇用対策

主管課：経済観光課
関係課：関係各課

雇用対策に係る事項は、地震津波対策計画編第5章第6節の2を参照。

第3節 精神的支援

主管課：国保健康課、防災安全課、療育教育総合センター
関係課：関係各課

精神的支援に係る事項は、地震津波対策計画編第5章第6節の3を参照。

第4節 災害時要配慮者対策

主管課：社会福祉課、障がい福祉課、高齢介護課、保育課
関係課：関係各課

災害時要配慮者対策に係る事項は、地震津波対策計画編第5章第6節の4を参照。

第5節 医療機関

主管課：国保健康課
関係機関：各関係機関

医療機関に係る事項は、地震津波対策計画編第5章第6節の5を参照。

第6節 社会福祉施設

主管課：社会福祉課、高齢介護課、障がい福祉課、保育課
関係機関：各関係機関

社会福祉施設に係る事項は、地震津波対策計画編第5章第6節の6を参照。

第7節 生活環境の確保

主管課：経済観光課、国保健康課
関係課：関係各課
関係機関：県

生活環境の確保に係る事項は、地震津波対策計画編第5章第6節の7を参照。

第8節 教育の再建

主管課：教育総務課、学校教育課
関係機関：各関係機関

教育の再建に係る事項は、地震津波対策計画編第5章第6節の8を参照。

第9節 社会教育施設、文化財等

主管課：文化スポーツ課、社会教育課、図書館
関係課：関係各課

社会教育施設、文化財等に係る事項は、地震津波対策計画編第5章第6節の9を参照。

第10節 災害救援ボランティアの活動支援

主管課：社会福祉課
関係課：関係各課
関係機関：社会福祉協議会

災害救援ボランティアの活動支援に係る事項は、地震津波対策計画編第5章第6節の10を参照。

第11節 男女共同参画の推進

主管課：[市民協働課](#)

関係課：関係各課

男女共同参画の推進に係る事項は、地震津波対策計画編第5章第6節の11を参照。

第7章 地域経済復興支援

地域経済の状況は、そこに住む市民にとって、雇用、収入、生活環境の確保の面において密接に係わってくるもので、被災した市民の生活再建にも大きな影響を与えます。また、財政面から見ると、地域経済が復興し、税収を維持できれば、自治体の復興財源の確保にもつながります。地域経済を復興するには、元いた地域に人々がとどまり、人々が戻ってくる中で経済活動が行われることが重要であり、市民の生活、住宅、市街地の復興等との関係に留意した地域経済の復興を進めることが求められます。

特に行政が行うべき地域経済の復興支援の柱としては、経済基盤が脆弱な中小企業の自立支援、地域経済全体の活性化のための支援等があげられます。

第1節 地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施

主管課：企画課、経済観光課
関係課：関係各課
関係機関：各関係機関

地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施に係る事項は、地震津波対策計画編第5章第7節の1を参照。

第2節 金融・税制面での支援

主管課：経済観光課、課税課、納税課
関係課：関係各課
関係機関：各関係機関

金融・税制面での支援に係る事項は、地震津波対策計画編第5章第7節の2を参照。

第3節 事業の場の確保

主管課：経済観光課
関係課：まちづくり景観課、都市整備課
関係機関：各関係機関

事業の場の確保に係る事項は、地震津波対策計画編第5章第7節の3を参照。

第4節 農林水産業者に対する支援

主管課：経済観光課
関係課：まちづくり景観課、都市整備課
関係機関：各関係機関

農林水産業者に対する支援に係る事項は、地震津波対策計画編第5章第7節の4を参照。

第5部 災害種別対策計画

災害種別対策の実施にあたり、第5部で定める事項のほか、必要に応じて、第3部災害応急対策計画で定める事項を準用します。

第1章 火山灰対策

第1節 災害予防

主管課：防災安全課
 関係課：関係各課
 関係機関：各関係機関

1 想定する火山噴火

(1) 噴火による影響範囲（ゾーン区分）

国は、噴火の状況等に関する専門的な判断に基づき、周辺地域を以下のゾーンに区分し、県、市町村に伝達します。（神奈川県は第1次ゾーンから第4次ゾーンには該当しません。）

ゾーン	範囲の考え方	
第1次ゾーン	天候にかかわらず、瞬時に降下物・流下物による危険の及ぶ可能性がある。	
第2次ゾーン	天候・風向にかかわらず、短時間（3時間以内）で降下物・流下物による危険の及ぶ可能性がある。	
第3次ゾーン	天候・風向にかかわらず、やや時間をおいて（3時間以上）流下物による危険の及ぶ可能性がある。	
第4次ゾーン	現状で想定される最大規模の噴火であれば、最終的に流下物による危険の及ぶ可能性がある。	
第5次ゾーン	現状で想定される最大規模の噴火でも、流下物による危険のおそれはないが、降下物による影響の及ぶ可能性がある。	
	降下物危険ゾーン	大量の火山灰等の堆積により、堅固でない建物が崩壊する可能性がある範囲（30cm以上の火山灰、火山れき等が降下する領域）
	降下物注意ゾーン	火山れき等により屋外の人に危険が及ぶ可能性がある範囲（火山灰とともに直径数cmの火山れき等が降下する領域）

(2) 被害想定

神奈川県内は、富士山噴火時における避難対策の第5次ゾーンに位置付けられており、風向きによっては2cm以上の降灰が予想されています。

2 防災知識の普及

市は、市民に対して降灰による影響などに関する知識の普及に努めます。

〈降灰による影響〉

- ・火山灰を吸い込むと、ただちに生命に危険を及ぼすことはないが、呼吸器系の疾患にかかりやすくなるなど、健康被害の恐れがあります。
- ・屋根に堆積した火山灰の重みにより、木造建築物等が倒壊する可能性があるため、徐灰するか堅牢な建物への避難が必要になります。特に、降雨により水分を含んだ場合は倒壊の可能性が高まります。
- ・堆積した火山灰や空気中の火山灰は、道路、鉄道、航空などの交通機関に影響を及ぼすことが考

えられ、状況によってはその影響が広い範囲に及びます。

- ・降灰後の降雨により、土石流の発生の可能性が高まります。
- ・河川の上流域で多量の降灰があった場合、支流や溪流からの土砂の流入により本川河道の河床が上昇するため、洪水の危険性が高まります。

第2節 災害応急対策

主管課：防災安全課

関係課：関係各課

関係機関：各関係機関

1 情報収集及び伝達

市は、富士山の噴火が確認された場合、県、横浜地方気象台、警察署及び防災関係機関との情報収集・伝達を密に行い、降灰に備えます。

2 噴火警報等の種類と発表基準

(1) 噴火警報・予報

区分	内容
噴火警報	居住地域や火口周辺に重大な影響をおよぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表される。 なお、活動火山対策特別措置法第21条第1項に規定される火山現象に関する情報は、噴火警報として取り扱う。
噴火予報	火山活動が静穏（平常）な状態が予想される場合に発表される。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表される。

(2) 噴火警戒レベル

火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や市民のとるべき防災行動を踏まえて、5段階に区分されます。

名称	対象範囲	警戒レベル	火山活動の状況
噴火警報（居住地域） または噴火警報	住居地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。
		レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される。
噴火警報（火口周辺） または火口周辺警報	火口から住居地域近くまで	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
	火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴火予報	火口内等	レベル1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

(3) 降灰予報

ア 発表基準

噴煙の高さがおおむね火口上3,000m以上、あるいは噴火警報レベル3相当以上の噴火等、一定規模以上の噴火が発生した場合

イ 内容

噴火発生からおおむね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域

3 避難対策

市は、国から伝達されるゾーンの区分に基づき、噴火時の避難、警戒範囲を設定します。

また、降灰とともに大雨警報が発表された場合には、土石流が発生するおそれのある危険区域の住民等に対して、避難の指示を行います。

避難等の範囲	噴火の状況	ゾーンの区分	避難の考え方
降下物危険範囲	大量の降灰、火山れき等の降下	降下物危険ゾーン (第5次ゾーン)	風下にあたる地域の住民等に対して、堅牢な建物等への屋内避難の呼び掛け
降下物注意範囲	比較的多くの降灰、火山れき等の降下	降下物注意ゾーン (第5次ゾーン)	風下にあたる地域の住民等に対して、屋内避難の呼び掛け
土石流警戒範囲	火山灰堆積時	土石流危険ゾーン	危険区域の住民等に対する避難の指示

4 応援要請

市は、降灰による被害が発生し、人命または財産の保護のため必要であると認めた場合は、他の市町村長に対し応援要請を行い、若しくは県に対し、自衛隊の災害派遣を要求します。

5 災害広報

市は、関係機関と協力し、噴火警戒レベルに応じた安全情報の提供、降灰による健康被害防止、その他必要な事項について広報を実施します。

6 健康相談

市は、県及び関係機関から火山灰による健康への影響等に関する情報を収集し、状況に応じて健康相談窓口を開設するなど、市民からの健康に関する相談を受け付けます。

第3節 復旧・復興対策

関係課：関係各課

関係機関：各関係機関

1 上下水道施設の点検

市は、火山灰による施設への影響について調査・点検し、必要な対策を実施します

2 交通・ライフライン対策

(1) 交通対策

道路管理者は、降灰による交通事故防止のため、必要に応じて交通規制を実施します。

なお、降灰により、道路、その他の道路施設が被害を受けた場合には、速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、応急復旧対策を講じます。

(2) 鉄道対策

鉄道事業者は、降灰により鉄道施設が被害を受けた場合は、速やかに応急復旧対策を講じます。

(3) 電気・通信施設等の対策

電気・通信事業者は、各施設の機能維持を図るとともに、降灰により障害が発生した場合は、速やかに応急対策を講じます。

第2章 雪害対策

第1節 災害予防

主管課：防災安全課

関係課：関係各課

関係機関：各関係機関

1 想定する雪害

大雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による孤立などの雪害対策について、必要な事項を定めます。

2 災害応急対策への備え

(1) ライフライン施設等の機能の確保

市、県及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、雪害に対する安全性の確保を図ります。

(2) 災害情報の収集・伝達体制の充実

ア 市は、関係機関との情報収集・連絡体制の整備を図ります。

イ 市は、発災時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。

ウ 市は、平常時から、高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について状況の把握に努め、除雪が困難であったり、危険な場合においては、必要に応じて、消防機関・自主防災組織・近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行うよう努めます。

エ 市は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、防災・防犯メール、テレビ、ラジオ（湘南ビーチFMを含む。）、携帯電話等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るよう努めます。

(3) 救助・救急活動

市は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急・救助用資機材の整備に努めます。

第2節 災害応急対策

主管課：防災安全課

関係課：関係各課

関係機関：各関係機関

1 災害発生直前の対策

(1) 横浜地方気象台は、大雪の現象に伴う災害及び被害の発生するおそれのある場合、警報または注意報を発表し、市民や防災関係機関に警戒または注意を喚起します。また、24時間体制をとっている消防本部へは、県の防災行政通信網を通じて伝達されます。

(2) 市は、伝達を受けた警報等を防災行政無線等により住民等への伝達に努めます。なお、大雪、暴風雪特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達します。また、配備

計画に基づき災害注意体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を決定します。

2 災害直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

災害が発生した場合、発災直後の応急活動対策を適切に実施するため、被害規模等の概括的な情報をいち早く把握することが、その後の応急対策を効果的に実施するためには不可欠です。

(1) 災害情報の収集・連絡

ア 被害規模の早期把握のための活動

市は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたります。

イ 災害発生による被害情報の収集・連絡

市は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

ウ 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

(2) 通信手段の確保

市は、災害発生時において、災害情報の連絡通信手段を確保するために、各種の情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が発生したときには、必要な要員を直ちに現場に配置して、速やかな通信の復旧を図ります。

3 活動体制の確立

(1) 活動体制

ア 市は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

イ 市長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、災害対策本部を庁議室に設置します。

ウ 市は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

(2) 広域的な応援体制

本市の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。

(3) 自衛隊の災害派遣

市長は、知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長（陸自東部方面混成団長）に被害の状況などを通知します。

なお、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

4 除雪の実施

市及び道路管理者は、災害を防止するため、除雪を実施するものとします。

5 災害の拡大防止及び二次災害の防止

(1) 市は、災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じるものとします。

(2) 市は、専門技術者を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、市民の避難、応

急活動を行うものとします。

6 救助・救急活動

- (1) 市民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めます。
- (2) 市は、本市の区域内における救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努め、必要に応じ、県又は他の市町村に応援を要請します。

7 避難対策

(1) 避難誘導の実施

- ア 市長は、災害の状況に応じて、人命の安全を第一に、必要に応じて避難情報の発令を行うとともに、積雪、融雪等の状況を勘案した適切な避難誘導を実施します。
- イ 市は、避難誘導にあたって、指定緊急避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めます。
- ウ 市は、情報の伝達、避難誘導の実施にあたって、要配慮者に十分配慮するよう努めます。
- エ 市は、被災者に対する救援措置を行うため、必要に応じて指定避難所を開設します。

(2) 帰宅困難者への対応

- ア 市は、必要に応じて帰宅困難者用の一時滞在施設を開設し、円滑な管理運営を行うとともに、帰宅困難者への開設状況の広報、鉄道事業者への情報伝達等を行います。また、帰宅困難者に対して必要に応じて飲料水等を提供します。
- イ 企業・事業所は、災害関連の情報を収集し、組織内に的確に伝達する建物内に留めるよう努めます。
- ウ 宿泊施設及び商業施設等の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、発災後の施設利用者の混乱を防止するため、自らの施設機能を十分活用するとともに、必要に応じあらかじめ定められた地域の避難所に誘導するものとします。
- エ 鉄道機関等の関係各機関は、それぞれの機関の施設に加えて駅周辺の民間施設が有する機能を十分活用するとともに、必要に応じて県及び市の情報伝達等に基づき地域の避難所等を案内するものとします。

8 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

(1) 交通の確保

- ア 交通規制が実施された場合、市は直ちに市民等への周知に努めます。
- イ 道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省関東地方整備局、県災害対策本部等に報告するほか、障害物の除去、除雪の実施、応急復旧等を行い道路の機能の確保に努めます。
- ウ 道路管理者は、災害対策基本法第76条の6第1項により、災害が発生した場所において、緊急通行車両の通行の妨げになる車両等を、区間を指定して道路外の場所へ移動すること等の措置を命じる事になります。
- エ 市は、地域の現況に即した車両等の調達を行い、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あっ旋を依頼します。

9 被災者への的確な情報伝達活動

- (1) 市は、被災者のニーズを十分把握し、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、

それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供します。なお、その際、高齢者、障がい者、観光客、外国人等に配慮した伝達を行います。

(2) 情報伝達にあたっては、被災者が必要とする情報を十分把握し、防災行政無線、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者等の報道機関の協力を得て的確に提供するよう努めます。

第3章 油流出等海上災害対策

第1節 災害予防

主管課：消防署

関係課：企画課、防災安全課、関係各課

関係機関：海上保安庁、海上災害防止センター、逗葉医師会、県、県警察

海上等において船舶の座礁、衝突、火災、積載油の流出等により被害をおよぼすおそれのある災害が発生した場合の応急対策を迅速・的確に行います。

また、流出油等の処理に当たっては、海洋環境の保全に配慮して行います。

なお、海上事故により大量の油が流出した場合は、事故の原因者が防除措置を行います。

1 想定する海上災害

船舶からの大規模な油等・危険物流出による著しい海洋汚染・大規模な火災等の発生といった海上災害に対する対策について、必要事項を定め

2 本市周辺海域の状況

伊豆半島、三浦半島、伊豆大島に囲まれた相模灘の中に、真鶴半島から三浦半島にかけての湾状部分を相模湾とい

この相模湾には、水深1,000mを超える相模トラフが存在

海岸付近で最も急峻なのは小田原から西の部分で、沖合0.5-1kmで水深100mに達

相模トラフでは北アメリカプレートとフィリピン海プレートがぶつかっていると

3 情報連絡体制の確立

海上保安庁、県、県警察及び防災関係機関等と事故発生時に迅速かつ的確な対応が図れるよう相互に連携するとともに、通信手段の確保及び取扱いの習熟を図り、情報連絡体制の確立に努め

4 災害用資機材の整備

海上保安庁、防災関係事業者等は、次により災害用資機材の整備を図るとともに、関係事業所や防災関係機関等の危険物等の種類に応じた防除用資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求める体制を整備

項目	概要
消防用資機材	消防及び海上保安庁は、消防車及び巡視艇を適正に配置するとともに、化学消火剤や消防用資機材の整備を図る。
防除用資機材	海上保安庁及び防災関係事業者等は、油等排出事故に備えて、オイルフェンス、油処理剤、回収ポンプ等、防除用資機材の整備を図る。
救急救助用資機材	消防及び防災関係事業者等は、船舶、救急車・照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備を図る。
医療用資機材	市は、逗葉医師会と連携し、災害時における救護活動に必要な薬品や医療救護資機材の備蓄に努める。

5 市の事前対策

(1) 職員の配備体制

市は、災害時の初動対応が迅速かつ的確に実施できるよう、日頃から職員の配備体制の整備を図ります。

(2) 広報体制の整備

市は、災害発生後の経過に応じて、周辺住民等に提供すべき情報の項目について整理するとともに、災害時要配慮者に対しても、災害情報の提供が迅速かつ円滑に行えるよう配慮しつつ、広報手段の整備に努めます。

(3) 医療救護対策

市は、逗葉医師会と連携し、災害時における救護活動に必要な薬品や医療救護資機材の備蓄に努めます。

(4) 避難対策

市は、大規模な油等排出事故等に備えて、沿岸住民の避難誘導活動を行うための体制の整備に努めます。

6 関係機関との協力体制

本市の領域に係る海上において災害が発生した場合は、市、海上保安庁、県及び県警察は、その役割分担のもと、情報の受伝達、人命の救助、消火活動、住民の避難等を関係機関の緊密な連携協力のもとに実施します。なお、排出油等事故が発生した場合、関係市町及び県とともに三浦半島・相模湾排出油等防除協議会に参画し、防除に協力します。

第2節 災害応急対策

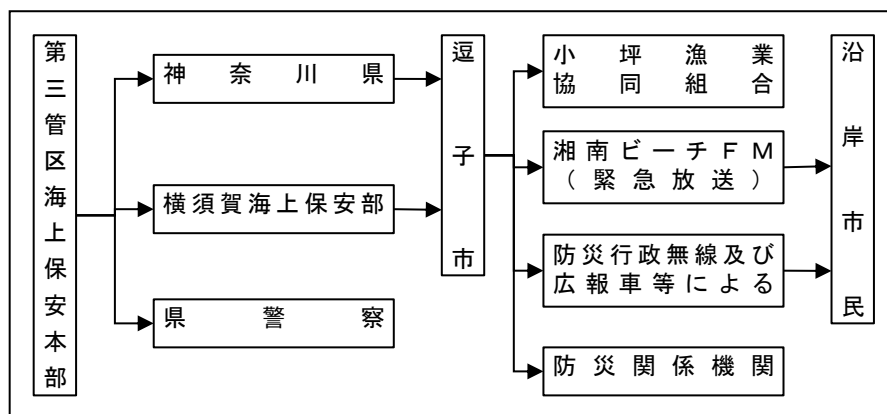
主管課：消防署

関係課：防災安全課、経済観光課、国保健康課

1 情報の収集・連絡

(1) 連絡系統図

災害情報の連絡系統は概ね次のとおりとします。



(2) 情報収集項目

市は、海上災害の発生の通報を受けたときは、次の事項を中心に情報の収集を行い、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告します。

区 分	項 目
災害の概要	1 災害の種類 2 発生日時・場所
船舶の項目	1 船名 2 総トン数 3 船種 4 船籍 5 船舶電話 6 仕出港 7 仕向港 8 船長 9 所有者 10 運航者 11 代理店 12 積載貨物品名
被害の状況	1 人的被害 2 火災の発生状況
気象の状況	1 気象情報 2 海象情報
排出物質の状況	1 排出物質（品名、性状、数量等） 2 排出の状況 3 拡散の状況 4 沿岸の状況（気象状況等）
今後の対応等	1 排出油等の想定量 2 排出油等の漂流予測 3 排出油等による被害、影響の程度 4 油等防除のために現在行われている措置又は講じようとする措置 5 最も有効と考えられる防除活動（手段） 6 各機関の状況、活動方針

2 活動体制の確立

(1) 災害対策本部等の設置

市は、収集した情報を集約し、発災後速やかに、職員の配備、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとります。

(2) 職員派遣

市は、横須賀海上保安部内に対策本部が設置された場合は、状況に応じて職員を対策本部へ派遣します。

(3) 広域的な応援体制

市は、市域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施します。
その際、その被害状況によって、災害応急対策を行うために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。

3 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

- ア 事故を発生させた関係事業者は、救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めます。
- イ 第三管区海上保安本部は、被災者の救助・救急活動を行います。
- ウ 市及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。

(2) 消火活動

- ア 関係事業者等は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。
- イ 第三管区海上保安本部又は沿岸市町は、海上の火災を覚知した場合は、海上保安庁と消防機関

との業務協定に基づき、相互に直ちにその旨を通報し、海上部の火災の場合は、海上保安庁の要請に基づき、沿岸部の火災の場合は、協力して機能を発揮し、消火活動を最も効果的に行います。

(3) 医療救護活動

災害により多数の負傷者が発生した場合、市は、逗葉医師会との協力のもと、現地救護所を災害現場付近に設置し、負傷者のトリアージを実施し、重傷度に応じて搬送先を選定します。

逗葉医師会は、市からの出動要請に基づき、医療活動を行うとともに、患者の急増等に迅速に対応するため、市災害対策本部及び医療機関相互の密接な情報交換を図ります。

なお、被害が甚大な場合や、災害現場において多数の重傷者が発生し、又は発生が予想され、緊急の医療活動が必要と判断した場合は、DMAT（災害派遣医療チーム）等、救護班の派遣要請を県に対して行う他、救護班等の配置調整を逗葉医師会と協力のもとに行います。

4 大規模な油等排出事故に対する応急措置

(1) 原因者による措置

大規模な油等排出事故が発生したときは、当該船舶所有者又は施設管理者等の原因者は、直ちに排除措置を講じます。

(2) 市が行う防除活動

市は、大規模な油等排出事故が発生したときは、東京湾排出油等防除協議会、海上災害等対策協議会、三浦半島・相模湾排出油等防除協議会等と密接な連携協力の下、直ちに防除活動を行います。

(3) 被害状況の調査

市は、海水浴場等、海岸部の市民利用施設における被害状況を把握するとともに、油等排出事故発生時の漂着油等による海岸部の水産物被害の状況を漁業協同組合及び民間施設から情報収集を行います。

(4) 沿岸漂着油等の防除活動

排出油等が本市沿岸に漂着した場合、市は、排出油等の防除に関する協議会、民間団体、ボランティア等の人員の協力を得つつ、回収活動を実施する。

(5) 衛生監視等の実施

市は、水産物保護、海水浴場の保全、環境保全のための水質検査等を行うとともに、汚染水産物の監視及び営業者への周知を行います。

(6) 環境モニタリング等の実施

市は、関係機関と協力の下、大気、水質等の環境モニタリング等必要な措置を講じます。

5 交通の確保・緊急輸送活動

(1) 船舶交通の制限等

海上保安庁は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて、船舶交通を制限し、又は禁止しま
す。

(2) 県警察による交通確保

県警察は、危険防止及び応急対策のため必要に応じて交通規制を実施します。

(3) 関係機関の連携

交通規制に当たって、海上保安庁、県警察、市及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとるものとします。

6 避難対策

(1) 沿岸住民への避難指示等

市及び防災関係機関は、大規模な油等排出事故により、二次災害の危険が生じた場合、沿岸住民の安全を確保するため、避難指示及び警戒区域の設定等、必要な措置を行います。

(2) 船舶の避難

海上保安庁、関係機関との緊密な連絡のもとに、港内の整頓、船舶に対する避難指示・避難誘導等を実施します。

(3) 船舶乗客等の避難

海上保安庁は、多数の人員を収容する客船などにおいて火災等の事故が発生した場合においては、必要に応じて市に協力を求め、船舶の乗客・乗員の避難場所を確保し、市、県警察等の関係機関と協力して避難場所への誘導を行い、乗員の責任者又は海運代理店等と協力して乗客・乗員名簿による安否確認を行います。

7 災害広報

(1) 市民への情報提供

市は、海上災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報等を市民に適切に提供し、社会的混乱を防止します。

(2) 関係者等への情報提供

市は、沿岸立地企業、漁業協同組合、海水浴場組合等に対して必要な情報提供を行います。

(3) 報道機関への協力要請

市民への情報伝達に当たっては、その内容や必要性に応じて、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を求めつつ実施します。

第3節 復旧・復興対策

主管課：経済観光課、消防署

関係課：防災安全課

関係機関：海上保安庁、海上災害防止センター

1 回収油等の処分

排出油等の防除に関する協議会及び市が回収した油等の処分は、油等排出事故の原因者の責任において実施することを原則とするが、原因者が特定されない場合等やむを得ない場合は、海上保安部、排出油等の防除に関する協議会と協議のうえ、以下により処分を行います。

項目	概要
回収油等の処分	1 情報収集による回収必要量の把握 2 回収油等の一時保管 3 回収油等の廃油処理施設、焼却施設の手配・確保 4 回収油等の輸送 5 回収油等の処分に関する（社）神奈川県産業廃棄物協会横須賀三浦地区委員会等への協力要請

2 市民利用施設の復旧

市は、海水浴場等、海岸部の市民利用施設での漂着油等、水質汚染等が確認された場合は、必要に応じて次の対策を実施することにより、早急な復旧に努めます。

項 目	概 要
市民利用施設の復旧	1 施設の閉鎖 2 利用者、関係者等に対する広報 3 漂着油等の回収 4 水質浄化対策の実施

3 水産物対策

市は、油等排出災害時の漂着油等による海岸部の水産物被害、漁港等の被害による水産物被害が確認された場合は次の活動を実施し、早急な復旧に努めます。

項 目	概 要
水産物対策	1 汚染水産物の排除 2 漁業協同組合及び民間事業者からの相談対応 3 県への状況報告

第4章 航空災害対策

第1節 災害予防

主管課：消防署

関係部課：福祉部、企画課、基地対策課、防災安全課

関係機関：逗葉医師会、県、県警察、自衛隊

1 想定する大規模火災

航空運送事業者の運航する航空機、米軍機及び自衛隊機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対する対策について、必要な事項を定めます。

2 情報連絡体制の確立

航空災害発生時に迅速かつ的確な対応が図れるよう相互に連携するとともに、通信手段の確保及び取扱いの習熟を図り、情報連絡体制の確立に努めます。

3 市の事前対策

市は、航空災害発生時において円滑に応急活動を実施するため、以下により活動体制等の整備に努めるものとします。

(1) 職員の配備体制

市は、災害時の初動対応が迅速かつ的確に実施できるよう、日頃から職員の配備体制の整備を図ります。

(2) 消防力の強化

消防は、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）及び消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）に適合するよう、消防施設等の整備に努め、その強化を図るものとします。

(3) 広報体制の整備

市は、災害発生後の経過に応じて、周辺住民等に提供すべき情報の項目について整理するとともに、高齢者、障がい者等の災害時要配慮者に対しても、災害情報の提供が迅速かつ円滑に行えるよう配慮しつつ、広報手段の整備に努めます。

(4) 医療救護対策

市は、逗葉医師会と連携し、災害時における救護活動に必要な薬品や医療救護資機材の備蓄に努めます。

(5) 避難対策

市は、一時的に避難生活を送る場所である避難所を指定し、市民への周知に努めるものとする。また、高齢者及び障がい者等の災害時要配慮者の安全確保について、自主防災組織、近隣居住者との協力体制を構築します。

第2節 災害応急対策

主管課：消防署

関係部課：福祉部、企画課、基地対策課、防災安全課

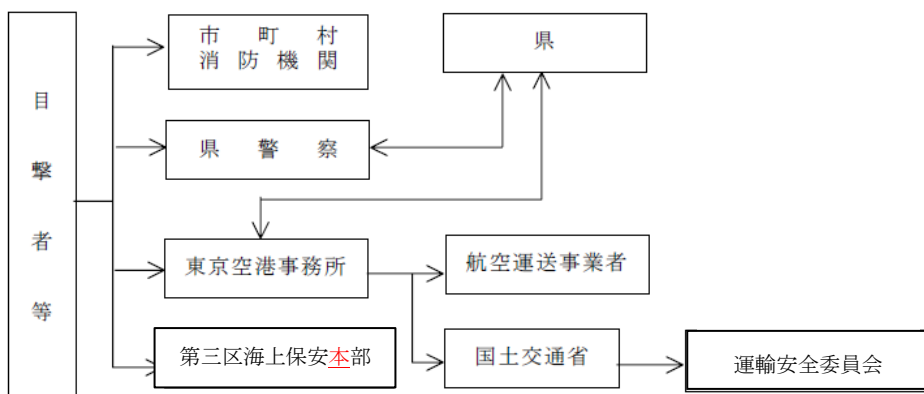
関係機関：逗葉医師会、県、県警察、自衛隊

1 災害発生時の連絡体制

災害情報の連絡系統は概ね次のとおりとします。

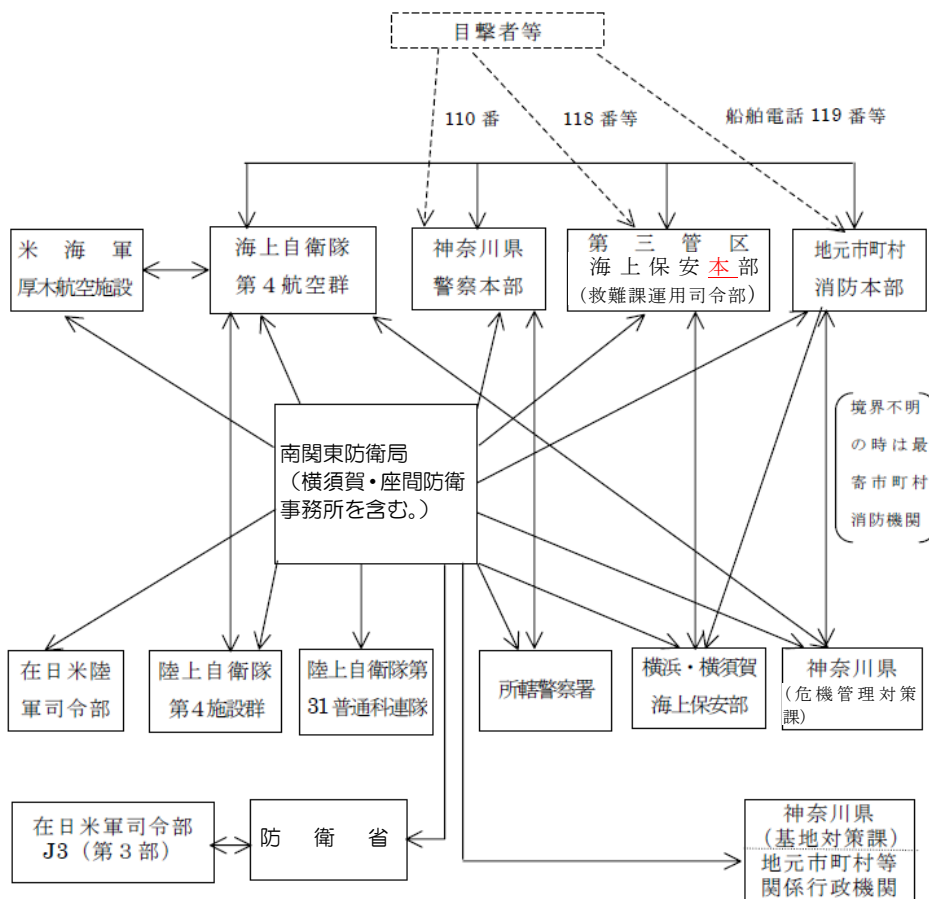
(1) 民間航空機の場合

【民間航空機の事故発生時の連絡系統図】



(2) 米軍機又は自衛隊機の場合

【米軍機又は自衛隊機の事故発生時の連絡系統図】



2 情報の収集・連絡

市は、航空災害発生のお知らせを受けたときは、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

3 活動体制の確立

(1) 災害対策本部等の設置

市は、収集した情報を集約し、発災後速やかに、職員の配備、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとるものとします。

(2) 広域的な応援体制

市は、市域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施します。その際、その被害状況によって、災害応急対策を行うために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。

4 捜索、救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 捜索、救助・救急活動

ア 県警察及び消防機関は、ヘリコプターなどの多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を行う。
イ 市及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。

(2) 消火活動

ア 市は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。
イ 市は、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行います。

(3) 医療救護活動

災害により多数の負傷者が発生した場合、市は、逗葉医師会の協力のもと、現地救護所を災害現場付近に設置し、負傷者のトリアージを実施し、重傷度に応じて搬送先を選定します。
逗葉医師会は、市からの出動要請に基づき、医療活動を行うとともに、患者の急増等に迅速に対応するため、市災害対策本部及び医療機関相互の密接な情報交換を図ります。
なお、被害が甚大な場合や、災害現場において多数の重傷者が発生し、又は発生が予想され、緊急の医療活動が必要と判断した場合は、DMAT（災害医療派遣チーム）等、救護班の派遣要請を県に対して行う他、救護班等の配置調整を逗葉医師会の協力のもとに行います。

(4) 米軍機の場合

米軍機が墜落し又は着陸を余儀なくされた際の各種活動は、「日本国内における合衆国軍隊の使用施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン」が適用されます。

5 避難対策

市及び防災関係機関は、地域住民に被害のおよぶおそれがあると認められる場合は、避難指示及び警戒区域の設定等、必要な措置を行います。

6 災害広報の実施

市は、大規模火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報等を市民に適切に提供し、社会的混乱を防止します。

第5章 鉄道災害対策

第1節 災害予防

主管課：消防署

関係部課：福祉部、企画課、防災安全課

関係機関：東日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、京浜急行電鉄(株)、逗葉医師会、県・
県警察

1 想定する鉄道災害

鉄道（軌道を含む。）における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対する対策について、必要事項を定めます。

2 本市における鉄道網の状況

本市域における鉄道事業者は、東日本旅客鉄道、日本貨物鉄道及び京浜急行電鉄の3事業者で、本市域内には、JR 東日本・JR 貨物の横須賀線、京浜急行電鉄の逗子線の2路線が営業しています。

これらの路線は、市内の主な通勤・通学のための交通手段となるとともに、沿線行楽地への旅客の輸送手段となつています。

3 情報連絡体制の確立

鉄道事業者、市及び防災関係機関等は、事故発生時に迅速かつ的確な対応が図れるよう相互に連携するとともに、通信手段の確保及び取扱いの習熟を図り、情報連絡体制の確立に努めます。

4 鉄道事業者の事前対策

鉄道事業者は、平素から保線設備等の把握及び危険箇所に対する予防対策に努め、災害時に迅速かつ的確に対処し、被害を最小限に食い止められるよう万全な事前対策に努めます。

(1) 保安対策

大きな災害が予想される橋梁・高架橋・トンネル等の構造物においては、定期的に点検及び補修を行い、輸送の安全を図ります。また、自動列車停止装置（A T S）・自動列車制御装置（A T C）等の保安装置や列車無線装置等を装備することにより事故の未然防止に努めます。

項 目	概 要
自動列車停止装置 (A T S)	信号機が停止信号の場合又は列車が制限速度を超えて信号機に接近した場合に、接近する列車の運転台に警報を表示し、一定の条件化において、自動的に列車を停止させる機能を持った装置
自動列車制御装置 (A T C)	先行列車の位置及び進路の条件によって、後続列車の運転台に許容速度を示す信号を表示し、自動的に速度を制御する機能を持った装置
列車無線装置	列車と地上で運行管理をしている運輸指令所及び駅と無線で連絡できるもので、列車の安全運行に必要な情報を相互に連絡・収集できる。

	また、この装置とは別に、列車から非常発信信号を発信することができ、発信した列車の前後1キロメートルの範囲内を走行中の列車に「停止」の緊急通報をする機能を有する無線装置もある。
障害物検知装置	踏切内に列車の進行を妨げる障害物（自動車等）があると、発光信号により、運転士に危険を知らせる装置

(2) 事故発生時の体制整備

鉄道事業者は、それぞれの計画に基づき、事故発生時の活動体制及び情報連絡体制を整備します。

(3) 職員に対する教育及び訓練の実施

鉄道事業者は、事故発生時に迅速かつ的確な対応が行えるよう職員に対し、平素より職場教育の一つとして防災教育を実施し、応急対策等の理解及び周知に努めます。

また、消防など関係機関と連携し、各種の鉄道災害を想定した実践的な合同訓練を適宜実施し対応手順等の徹底を図ります。

(4) 利用者に対する広報の充実

災害発生時の混乱を防止し輸送力を確保するため、駅及び車内放送・掲示板等を利用し、日頃から広報に努めます。

5 市の事前対策

(1) 職員の配備体制

市は、災害時の初動対応が迅速かつ的確に実施できるよう、日頃から職員の配備体制の整備を図ります。

(2) 消防対策

消防は、鉄道事業者との合同訓練等を通じて相互情報交換に努めるとともに、災害における緊急連絡通報体制を明確にします。

(3) 広報体制の整備

市は、災害発生後の経過に応じて、周辺住民等に提供すべき情報の項目について整理するとともに、災害時要配慮者に対しても、災害情報の提供が迅速かつ円滑に行えるよう配慮しつつ、広報手段の整備に努めます。

(4) 医療救護対策

市は、逗葉医師会と連携し、災害時における救護活動に必要な薬品や医療救護資機材の備蓄に努めます。

(5) 防災関係機関との協力体制

市は、大規模な災害に備え、重機その他必要な資機材については、事業者との協定等を締結するなど、緊急時に協力が得られる体制をあらかじめ整備します。

第2節 災害応急対策

主管課：消防署

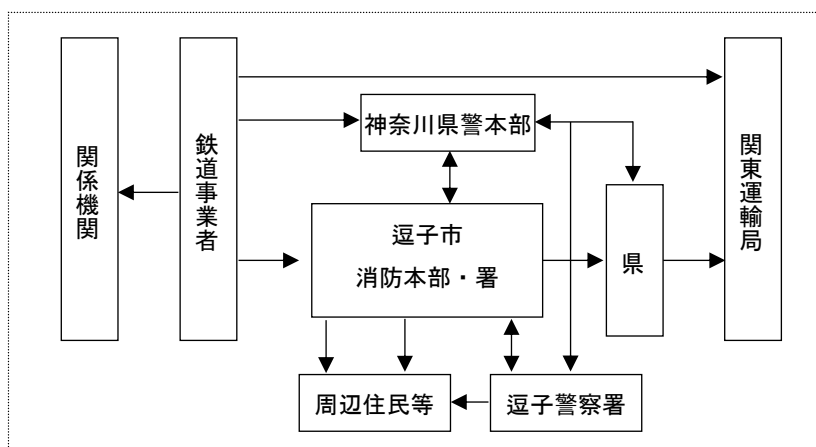
関係部課：福祉部、防災安全課

関係機関：東日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、京浜急行電鉄(株)、逗葉医師会、県警察

1 情報の収集・連絡

(1) 連絡系統図

災害情報の連絡系統は概ね次のとおりとします。



(2) 情報の収集

市は、鉄道災害の発生の通報を受けたときは、次の事項を中心に情報の収集を行い、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告します。

区 分	項 目
災害の概要	1 発生日時・場所 2 事故の概要 3 火災発生の有無 4 延焼及び汚染区域の範囲及び拡大の有無
事故車両の概要	1 鉄道事業者名 2 車両種類（旅客・貨物） 3 積載物の種類、形態 4 危険物の有無
人的被害の状況	1 乗客・乗員数 2 要救助者及び傷病者の有無と状況
鉄道施設の状況	1 駅舎の状況 2 軌道、トンネル、高架橋等の状況
気象の状況	気象情報（風速、風向、降雨など）

今後の対応等	1 地域住民の避難の必要性、避難状況 2 鉄道機関の措置状況 3 国、県、その他の機関の措置状況 4 各機関の状況、活動方針
--------	---

2 活動体制の確立

(1) 災害対策本部等の設置

市は、収集した情報を集約し、発災後速やかに、職員の配備、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとるものとします。

(2) 広域的な応援体制

市は、市域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施します。
 その際、その被害状況によって、災害応急対策を行うために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。

3 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

ア 鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を最優先とし、続発事故の防止に万全の措置を講じるとともに、その救急措置及び復旧については、最も安全と認められる方法により、迅速・的確に行います。

イ 市及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。

ウ 県警察は、鉄道災害が発生し、被害が拡大するおそれがある場合には、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速に実施します。

(2) 消火活動

ア 鉄道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するように努めます。

イ 市は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。

ウ 市は、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の市町に消火活動の応援要請を行います。

(3) 医療救護活動

災害により多数の負傷者が発生した場合、市は、逗葉医師会の協力のもと、現地救護所を災害現場付近に設置し、負傷者のトリアージを実施し、重傷度に応じて搬送先を選定します。

逗葉医師会は、市からの出動要請に基づき、医療活動を行うとともに、患者の急増等に迅速に対応するため、市災害対策本部及び医療機関相互の密接な情報交換を図ります。

なお、被害が甚大な場合や、災害現場において多数の重傷者が発生し、又は発生が予想され、緊急の医療活動が必要と判断した場合は、DMA T（災害派遣医療チーム）等、救護班の派遣要請を県に対して行う他、救護班等の配置調整を逗葉医師会の協力のもとに行います。

4 避難対策

市及び防災関係機関は、当該施設付近の地域住民に被害のおよぶおそれのあると認められる場合は、避難指示及び警戒区域の設定等、必要な措置を行います。

5 交通の確保・緊急輸送活動

(1) 県警察による交通確保

県警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。

(2) 関係機関の連携

交通規制に当たって、市、県警察、道路管理者及び振替輸送実施事業者は、相互に密接な連絡をとるものとします。

6 災害広報の実施

市は、鉄道災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報等を市民に適切に提供し、社会的混乱を防止します。

7 鉄道事業者の対応

列車の火災、衝突、脱線、危険物の流出等の事故が発生した場合は、負傷者の救護を最優先とし、二次災害の防止に万全の措置を講じるとともに、その応急措置及び復旧については、最も安全と認められる方法により、迅速かつ的確にこれを行います。

(1) 対策本部等の設置・運営

災害により、著しい支障又は社会的に甚だしい影響が発生した場合は、その状況に応じて対策本部等を設置し、応急措置又は応急復旧措置を講じ、被害を最小限に防止します。

(2) 応急措置

項目	概要
情報の収集・通報活動	事故発生後、直ちに事故状況等について情報収集を行い、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に基づき関東運輸局に事故の報告を行うとともに関係機関に通報する。
消防機関等への通報	災害を覚知したときは、速やかに消防機関等に対し、災害の態様等を確認し、救急・救助・消火活動について出動要請を行う。
乗客の安全確保	災害が発生した場合は、負傷者を安全な場所に収容するなど負傷者の救護を最優先する。また、二次的被害を防止するため、後続列車等について適切な停止措置を行う。
避難誘導・広報活動	乗客等に対し、事故の態様、被害の状況及び振替輸送等の広報を行うとともに、必要に応じて、駅構内の旅客又は列車内の乗客を安全な場所へ誘導する。特に、負傷者、高齢者、乳幼児等の要 <u>配慮</u> 者を優先して誘導し、動揺、混乱を招かないようにする。
報道機関への通知	事故が発生し、社会的に影響を及ぼすおそれのあるときは、報道機関に通知する。

(3) 代替交通手段の確保

他の路線への振替輸送、バス代行輸送等、代替交通手段の確保に努めます。

第3節 復旧・復興対策

関係機関：東日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、京浜急行電鉄(株)

1 鉄道施設の復旧

鉄道事業者は、災害等によって被害を受けた鉄道施設（駅舎、軌道、橋梁、トンネル、踏切道等）については、他の路線への振替輸送、バスによる代行輸送等の確保に努めつつ、速やかに施設の復旧を行い、早期の平常運行への回復を図ります。

第6章 道路災害対策

第1節 災害予防

主管課：都市整備課・消防署

関係課：企画課、防災安全課、国保健康課

関係機関：逗葉医師会、県、県警察、自衛隊

1 想定する道路災害

道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対する対策について、必要な事項を定めます。

2 本市における道路の状況

海岸沿いと谷筋に沿って幹線道路が延びています。他の自治体とは基本的にトンネルで連絡しますが、山上に住宅団地が造成されているため住宅地の区画道路が市境となっている箇所も見られます。幹線道路を含め、大半の道路が2車線以下です。自動車専用道路としては、横浜横須賀道路及び逗葉新道があります。

3 情報連絡体制の確立

道路管理者、県警察、市及び防災関係機関等は、事故発生時に迅速かつ的確な対応が図れるよう相互に連携するとともに、通信手段の確保及び取扱いの習熟を図り、情報連絡体制の確立に努めます。

4 道路管理者の事前対策

(1) 活動体制の整備

道路管理者は、それぞれの計画に基づき、事故発生時の活動体制及び情報連絡体制を整備します。

(2) 関係機関との事前協議

災害発生時における、救助・救急、消火、医療救護、広報活動及び通行の禁止制限等の警備活動等の内容に関し、あらかじめ市、県警察、接続する道路の管理者及びその他関係機関と事前に協議を行います。

(3) 走行用施設の保守・整備

平常時から、トンネル、橋梁、高架橋等の道路施設の点検・補修を通じ、道路施設等の現況把握に努めます。

(4) 防災設備の保守・整備

消火設備、警報表示設備等、防災設備の保守及び整備については、道路法等関係法規の定めるもののほか、内部規定による日常点検を行います。

(5) 道路利用者への広報

自動車専用道路の利用者（以下「利用者」という。）に対し、安全走行の意識啓発及び事故発生時の対応の周知を、日常的に放送や配布物により行います。

5 市の事前対策

(1) 職員の配備体制

市は、災害時の初動対応が迅速かつ的確に実施できるよう、第3部第3章に定めるところにより、

日頃から職員の配備体制の整備を図ります。

(2) 出動計画の策定

消防は、特に災害の状況、応急活動に関して特殊性の高い自動車専用道路の区間に関して、災害時の消防部隊、救助隊等の出動状況等を定めた大規模自動車事故応急対策を策定します。

(3) 応援体制の確立

消防は、自動車専用道路の一般的な特性であるインターチェンジ以外進入不可、一方通行等から、消防隊の現場到着の遅延により消防活動に支障を来すことが予測されることから、隣接市町と消防相互応援協定を結び、必要に応じて消防力を集結することで被害の軽減を図ります。

(4) 警防査察及び訓練の実施

消防は、道路施設の実態把握のため、必要に応じて、警防査察を実施するとともに、道路管理関係者及び県警察と連携して応急対策訓練の実施に努めます。

(5) 広報体制の整備

市は、災害発生後の経過に応じて、周辺住民等に提供すべき情報の項目について整理するとともに、災害時要配慮者に対しても、災害情報の提供が迅速かつ円滑に行えるよう配慮しつつ、広報手段の整備に努めます。

(6) 医療救護対策

市は、逗葉医師会等と連携し、災害時における救護活動に必要な薬品や医療救護資機材の備蓄に努めます。

第2節 災害応急対策

主管課：消防署

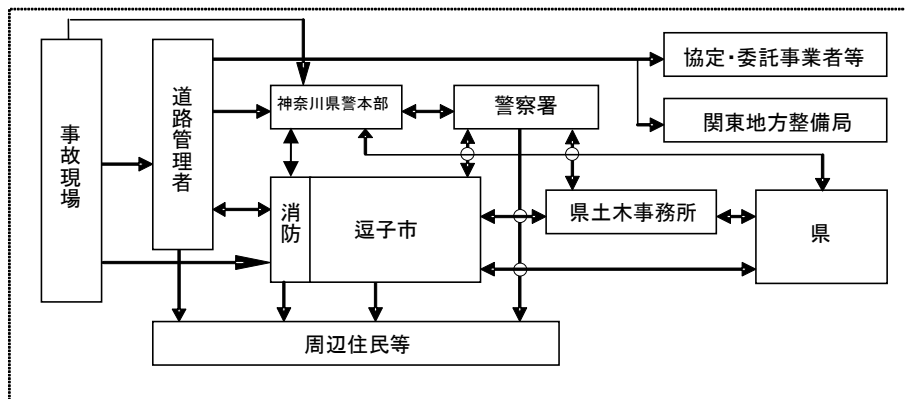
関係課：企画課、防災安全課、都市整備課、国保健康課

関係機関：逗葉医師会、県、県警察、自衛隊

1 情報の収集・連絡

(1) 連絡系統図

災害情報の連絡系統は概ね次のとおりとします。



(2) 情報の収集

市は、自動車専用道路における大規模な事故の発生の通報を受けたときは、次の事項を中心に情

報の収集を行い、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告します。

区 分	項 目
災害の概要	1 発生日時・場所 2 事故の概要 3 火災発生の有無 4 延焼及び汚染区域の範囲及び拡大の有無
事故車両の概要	1 車両種類（自家用、旅客、貨物等）と台数 2 積載物の種類、形態 3 危険物の有無
人的被害の状況	1 乗客・乗員数 2 要救助者及び傷病者の有無と状況
道路施設の状況	1 道路施設の破損状況 2 発災周辺地域の状況
気象の状況	気象情報（風速、風向、降雨など）
今後の対応等	1 地域住民の避難の必要性、避難状況 2 道路管理者の措置状況 3 国、県、その他の機関の措置状況 4 各機関の状況、活動方針

2 活動体制の確立

(1) 災害対策本部等の設置

市は、収集した情報を集約し、発災後速やかに、職員の配備、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとるものとします。

(2) 広域的な応援体制

市は、市域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施します。その際、その被害状況によって、災害応急対策を行うために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。

3 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

ア 道路管理者は、市及び県警察と連携し、迅速・的確な救助・救急活動の初期活動を行います。
イ 市及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。
ウ 県警察は、道路災害が交通量の多い道路において発生した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、立入禁止区域を設定するとともに、通行者、通行車両等に対する交通規制及び避難誘導を迅速に実施します。

(2) 消火活動

ア 道路管理者は、市及び県警察と連携し、迅速・的確な初期消火活動を行います。
イ 市は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。
ウ 市は、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の市町に消火活動の応援要請をいます。

(3) 医療救護活動

災害により多数の負傷者が発生した場合、市は、逗葉医師会との協力のもと、現地救護所を災害現場付近に設置し、負傷者のトリアージを実施し、重傷度に応じて搬送先を選定します。

逗葉医師会は、市からの出動要請に基づき、医療活動を行うとともに、患者の急増等に迅速に対応するため、市災害対策本部及び医療機関相互の密接な情報交換を図ります。

なお、被害が甚大な場合や、災害現場において多数の重傷者が発生し又は発生が予想され、緊急

の医療活動が必要と判断した場合は、DMAT（災害派遣医療チーム）等、救護班の派遣要請を県に対して行う他、救護班等の配置調整を逗葉医師会と協力のもとに行います。

4 避難対策

市及び防災関係機関は、事故が発生した区間付近の地域住民に被害の及ぶおそれのあると認められる場合は、避難指示及び警戒区域の設定等、必要な措置を行います。

5 交通の確保・緊急輸送活動

(1) 県警察による交通確保

県警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。

(2) 関係機関の連携

交通規制に当たって、県警察、市及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとるものとします。

6 災害広報の実施

市は、道路災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報等を市民に適切に提供し、社会的混乱を防止します。

7 道路管理者の対応

道路管理者は、自動車専用道路における自動車の衝突、車両火災及び危険物の流出等により多数の死傷者が発生した場合又はそのおそれがある場合には、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、災害の拡大の防止のために必要な措置を講じます。

(1) 初動体制の確立

連絡を受けた事故について、被害の拡大を防ぎ、道路交通を確保するため、早急に初動体制（防災体制等）を確立します。

また、あわせて協定会社等の体制についても確認し、応急活動の終了後、速やかに復旧作業に移行できるよう調整します。

(2) 応急措置

項 目	概 要
情報の収集通報活動	事故発生後、直ちに事故状況等について情報収集を行い、消防、県警察等関係機関に通報する。
初期消火活動	各道路管理者は、防災用資機材を活用し、初期消火を実施する。ただし、消防機関の到着後は、消防機関と協力し、その指示に従い消火活動に協力する。
負傷者の応急救護	負傷者のあるときは、応急救護に努めるとともに、到着した救急隊員に対し、負傷者の引継を行う。
道路利用者への情報提供	得られた情報から危険情報、交通規制の内容を道路情報版等で道路利用者へ周知する。
交通規制の実施	被害の状況により、県警察と協議し、必要な道路区間及び区域について、通行を禁止し、又は制限する等の交通規制を実施し、緊急車両の通行路及び通行車両の迂回路を迅速に確保する。また、県警察と協力のもと、事故現場付近に滞留している利用者車両の誘導を実施する。
緊急措置の実施	道路施設の損壊については、協定会社等と協力し、応急復旧等の緊急措置を実施する。
報道機関への通知	事故が発生し、社会的に影響を及ぼすおそれのあるときは、報道機関に通知する。

第3節 復旧・復興対策

主管課：都市整備課、消防署

関係課：防災安全課

関係機関：逗葉医師会、県、県警察、自衛隊

1 道路機能の復旧

道路管理者は、迅速・的確な障害物の撤去、道路災害によって被害を受けた道路施設の改修等の緊急措置を実施し、早期の道路交通確保に努めます。

なお、道路施設の修復に当たっては、協定会社等の関係業者への出動を要請し、速やかに復旧を図るものとします。

2 道路の緊急点検

道路管理者は、被災箇所における道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行います。また、結果として改修等の措置が必要な箇所については、早急に改修計画を作成し、必要な措置を講じるものとします。

第7章 放射性物質等災害対策

第1節 災害予防

主管課：消防署

関係部課：福祉部、企画課、基地対策課、防災安全課

関係機関：逗葉医師会、逗葉歯科医師会、逗葉薬剤師会、県、県警察、自衛隊

1 想定する放射性物質等災害

原子力の利用、開発及び研究における指導及び監督は、防災対策を含めて原子力規制委員会等の国の所管となっており、原子力基本法（昭和30年法律第186号）をはじめとする原子力関係法令により、国、関係事業者等において対策が講じられていますが、核原料物質・核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質等」という。）による災害の特殊性を考慮し、不測の事態に備えて円滑な対策活動の実施が図られるよう、災害予防対策上及び災害応急対策上必要な事項を定めます。

2 放射性物質等取扱事業者等への指導

(1) 市による指導

市は、放射性物質等に係る安全管理の確保を図るため、放射性物質等取扱事業者及び運搬事業者（以下「放射性物質等取扱事業者等」という。）の把握を行い、これに基づき、平常時から、安全管理について次の内容を指導します。

項目	概要
放射性物質等取扱事業者等への指導事項	1 消防用設備等の設置、施設・機械類の自主点検整備等、自主保安体制の整備 2 従業員に対する防災教育及び操作員の教育訓練の実施 3 自衛防災組織の設置等、自主防災体制の強化 4 消防計画の整備及び事故発生時の応急措置訓練の実施 5 その他必要な事項

(2) 県警察の指示

県警察は、放射性物質等取扱事業者等から放射性物質等の運搬の届出を受けた場合において、災害の防止及び公共の安全を図るため、必要があると認めるときは、運搬の日時、経路その他必要な事項を指示します。

3 安全確保に関する協定等の締結

市は、放射性物質等取扱事業者等と次の事項を盛り込んだ安全確保に関する協定等を締結し、災害対策の万全を期するよう努めます。

項目	概要
安全確保に関する協定事項	1 放射性物質等に係る安全確保の計画に関する事項 2 事故発生時等の連絡通報体制に関する事項 3 事故発生時等の応急措置に関する事項 4 その他必要な事項

4 放射性物質等取扱事業者等の事前対策

(1) 災害予防措置等の実施

放射性物質等取扱事業者等は、関係法令で定める基準を遵守し、放射性物質等に係る安全管理に最大の努力を払い、災害防止のために必要な措置を取るものとします。

また、職員への防災教育や訓練を行うとともに、市及び県との連携体制の確立を図り、平常時における放射線量等の把握に努め、放射性物質等防災体制の整備に万全を期すものとします。

(2) 緊急時体制の整備

放射性物質等取扱事業者等は、火災等により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質等の漏えい等の緊急時において、円滑・迅速な対応・措置が取れるよう、あらかじめ次の事項を含む体制の整備に努めるものとします。

項目	概要
緊急時体制の整備項目	1 消防、県警察等への通報連絡体制
	2 消火、延焼防止の措置
	3 現場周辺への関係者以外の立入禁止措置
	4 放射性物質等の汚染拡大の防止及び除染の体制
	5 放射線防護資機材の整備
	6 その他放射線障害の防止のために必要な事項

5 情報連絡体制の確立

市は、放射性物質等災害発生時等、緊急時に必要な情報を迅速に受伝達できるよう、平常時から県及び防災関係機関を含めた相互の情報伝達体制の充実強化に努めるとともに、災害発生時に備え、通信設備等の充実確保に努めます。

6 市の事前対策

市は、放射性物質等取扱事業者等における災害発生時において、円滑に応急活動を実施するため、以下により活動体制等の整備に努めるものとします。

(1) 職員の配備体制

市は、災害時の初動対応が迅速かつ確に実施できるよう日頃から職員の配備体制の整備を図ります。

(2) 消防活動体制の整備

消防は、放射性物質等に係る輸送、火災、爆発、漏えい、流出事故対策等、緊急時において円滑に消防活動を実施するため、放射線防護資機材や救急・救助資機材の整備を図り、消防活動体制の整備に努めます。

また、放射性物質等取扱事業者等の防災に関して、原子力施設等における消防活動対策ハンドブックに基づき、警防計画を作成する他、事業者の協力を得た個別事業者に対する活動計画の作成を進め、災害対策の強化に努めます。

(3) 広報体制の整備

ア 広報手段の整備

市は、放射性物質等災害発生後の経過に応じて、周辺住民等に提供すべき情報の項目について整理するとともに、災害時要配慮者に対しても、災害情報の提供が迅速かつ円滑に行えるよう配慮しつつ、広報手段の整備に努めます。

主な広報方法・手段は、次のとおりとします。

- ・ 放送機関への放送要請による広報
- ・ 報道機関を通じての広報
- ・ 防災行政無線の同報無線による広報
- ・ 市ホームページ及び広報車等による広報
- ・ 防災・防犯メールによる広報

イ 広報の内容

市、県等が放射性物質等災害発生時に行う広報の内容は、次のとおりとします。

- ・ 災害等の状況及び今後の予測
- ・ 被害状況と応急対策の実施状況

- ・ 避難場所、避難方法
- ・ 市民のとりべき措置及び注意事項
- ・ その他必要な事項

(4) 放射能観測の実施

市は、県及び関係機関と連携して、緊急時に備え、モニタリングのための要員及び機器の確保に努めます。

(5) 医療救護対策

市、逗葉医師会と連携し、救助・救急、医療活動に必要な、体表面汚染を防ぐ放射線防護資機材、内部被ばくを防ぐ放射線防護資機材、救急救助用資機材、医療資機材等の把握・整備に努めます。

(6) 避難対策

市は、避難場所・避難経路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めます。

また、高齢者、障がい者等の災害時要配慮者の安全確保について、自主防災組織、近隣居住者との協力体制を構築します。

(7) 訓練の実施

市、県、県警察及び関係機関は、連携しながら放射性物質等に係る事故を想定した訓練の実施を検討します。

(8) 放射性物質等に関する教育及び知識の普及

ア 市職員の教育

市は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じ、県及び国その他関係機関と連携して、市関係職員に対し次の事項について教育を実施する。

- ・ 放射性物質等及び放射線の特性に関すること。
- ・ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- ・ 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- ・ その他必要と認める事項に関すること。

イ 市民に対する知識の普及・啓発

- ・ 市は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じ、県及び国その他関係機関と協力して、市民に対し、放射性物質等に関する知識の普及・啓発に努める。
- ・ 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。
- ・ 防災知識の普及・啓発に際しては、災害時要配慮者に十分配慮し、地域において災害時要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

ウ 普及・啓発の内容

- ・ 放射性物質等及び放射線の特性に関すること。
- ・ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- ・ 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- ・ その他必要と認める事項に関すること。

第2節 災害応急対策

主管課：消防署

関係部課：福祉部、企画課、基地対策課、防災安全課

関係機関：逗葉医師会、県、県警察、自衛隊

1 発災直後の情報の収集・連絡

放射性物質等取扱事業者等は、事故が発生した場合、速やかに原子力規制委員会、国土交通省、消防機関及び県警察へ連絡します。なお、工場又は事業所の外における運搬（船舶又は航空機による運搬を含む。）において事故が発生した場合は、上記の防災関係機関のほか、国土交通省に連絡します。

県は、市及び県警察から受けた情報を消防庁及び関係機関へ連絡し、原子力規制委員会、消防庁又は国土交通省からの情報を関係市町及び関係機関に連絡します。

市は、被害状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告します。

2 放射性物質等取扱事業所等の事故発生による被害状況の連絡・報告

(1) 被害状況の連絡

放射性物質等取扱事業者等は、被害状況を消防機関、県警察及び原子力規制委員会に連絡します。なお、工場又は事業所の外における運搬（船舶又は航空機による運搬を含む。）における事故の場合は、国土交通省に連絡します。

(2) 被害状況の収集及び報告

市は、放射性物質等取扱施設等における災害の発生の通報を受けたときは、次の事項を中心に情報の収集を行い、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告します。

区 分	項 目
災害の概要	1 発生日時・場所 2 事故の概要 3 火災発生の有無 4 発災施設の破損状況 5 放射線測定の結果 6 延焼及び汚染区域の範囲及び拡大の有無
事故車両・船舶の概要 (輸送時の事故の場合)	1 車両・船舶の諸元と状態 2 積載物の種類、形態
人的被害の状況	1 要救助者及び傷病者の有無と状況 2 要救助者の被ばく程度
気象の状況	気象情報（風速、風向、降雨など）
今後の対応等	1 地域住民の避難の必要性、避難状況 2 放射性物質等取扱施設等の措置状況 3 国、県、その他の機関の措置状況 4 各機関の状況、活動方針

3 応急対策活動情報の連絡

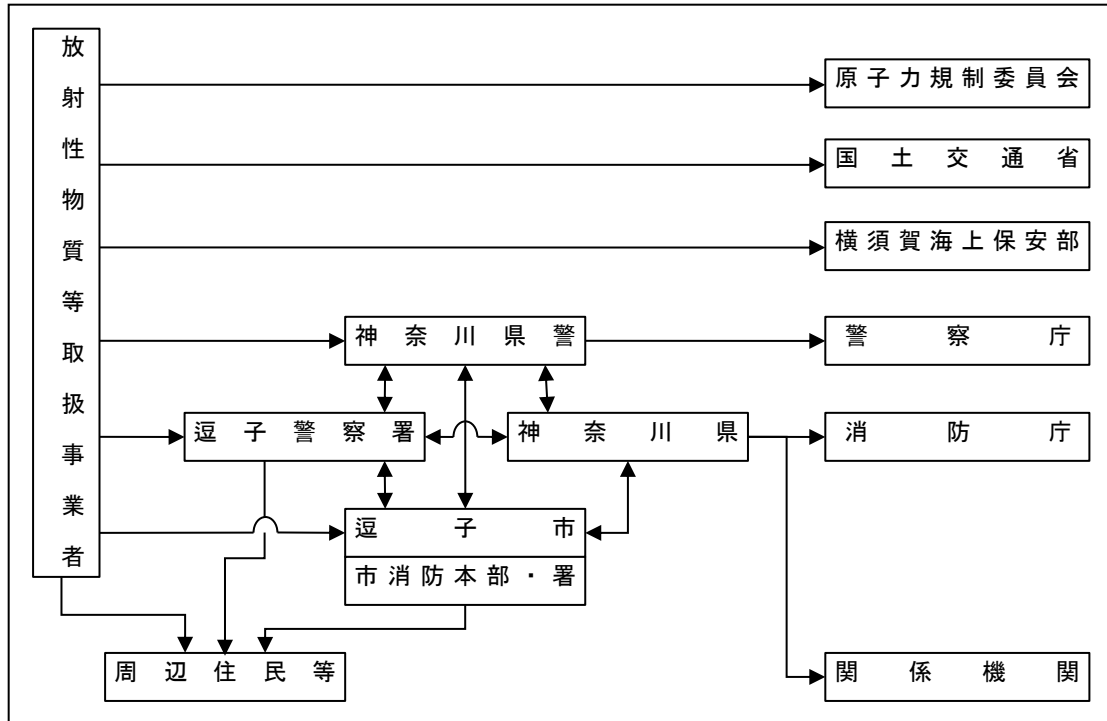
(1) 放射性物質等取扱事業者等の措置

放射性物質等取扱事業者等は、原子力規制委員会及び関係市町村（工場又は事業所の外において事故が発生した場合は、国土交通省）に応急対策等の活動状況、被害状況等を定期的に文書により連絡します。

(2) 市の措置

市は、県に応急対策等の活動状況を報告するとともに、応援の必要性等を連絡します。

<災害情報の連絡系統図>



4 活動体制の確立

(1) 配備体制

市は、放射性物質等災害の状況に応じて速やかに警戒体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により動員体制の見直しや災害応急対策等を検討し、必要な措置を講じるものとします。

(2) 市の活動体制及び応急活動

市長は、放射性物質等による災害が発生し、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2第1項に基づき、災害対策本部を設置するとともに、県に対して災害対策本部の設置状況等を報告します。

また、市は、国・県と十分連携し、その指導・助言・協力を受けるとともに、必要に応じ、次の応急対策を実施します。

項目	概要
応急対策の実施事項	1 救出救助・救急活動 2 消火活動 3 医療救護活動 4 周辺住民等に対する災害広報 5 警戒区域の設定 6 周辺住民等に対する屋内退避又は避難の指示、避難誘導 7 避難所の開設、運営管理 8 その他必要な措置

5 県警察の活動体制

県警察は、放射性物質等の漏えいの事故が発生した場合、直ちに県警察本部に神奈川県警察災害警備本部を設置するとともに、必要に応じて、発生地に現地警備本部又は現地指揮所を、関係警察署に警察署災害警備本部を設置して指揮体制を確立します。市は、県警察が行う次の応急対策について、必要に応じて協力します。

項目	概要
応急対策の実施事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 周辺住民等への情報伝達 2 避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け 3 交通の規制及び緊急輸送の支援 4 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持 5 その他必要な措置

6 広域的な応援体制

市長は、必要があると認めるときは、県知事に対して広域応援の要請を行います。

7 放射線測定体制の強化

市は、県及び関係機関との連携のもと、モニタリング活動を行い、放射性物質等による環境への影響について把握し、必要に応じて国の専門家の助言を踏まえつつ、各種応急対策の方針を決定するとともに、その結果を速やかに公表します。

8 放射性物質等取扱施設等の対応

施設（輸送）管理者は、放射性物質等取扱施設等又は輸送中に災害等が発生した場合には、以下により応急対策を実施します。

項目	概要
関係機関への通報	施設（輸送）管理者は、消防機関、県警察及び関係行政機関に速やかに災害等の発生を通報する。
災害対策組織の設置	施設管理者は、計画に基づき、発災後速やかに、職員の配備、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとる。
初期消火活動等	施設（輸送）管理者は、消防隊等が災害等の現場に到着するまで、初期消火、拡大防止又は人命救助活動を実施する。
避難誘導	施設管理者は、非常放送設備等を活用し、施設内の従業員等に対して災害等の状況を放送し、安全な避難誘導を実施する。
情報提供等	施設（輸送）管理者又は防火管理者は、消防機関が現場に到着した場合は、次の事項を積極的に提供する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害等発生場所等の状況 ・ 取り扱っている放射性物質等の種類と性状 ・ 緊急モニタリングの状況 ・ 初期消火又は初期活動の状況 ・ 人命危険の状況 ・ その他消防活動上必要な事項
被害拡大防止措置	放射性物質等の漏えい及び流出の防止、爆発のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検、火災の防止措置等、施設の状況に応じた被害拡大防止措置を実施する。

9 災害時広報等

市は、防災行政無線等の情報伝達手段によるほか、自主防災組織等と連携し、市民等に対して、次の事項に対して迅速に広報するとともに、必要な指示を行います。

- ・ 災害状況及び今後の予測
- ・ 被害状況と応急対策の実施状況
- ・ 避難場所、避難方法

- ・ 市民のとるべき措置及び注意事項
- ・ その他必要な事項

10 市民等からの問い合わせに対する対応

市は、県及び関係機関と連携して、必要に応じ、速やかに市民等からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等の体制を確立します。

11 避難活動

市長は、放射性物質等災害の発生時には、人命の安全を第一に、必要に応じて避難準備情報の発表、避難指示を行います。

12 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

県警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。

第3節 復旧・復興対策

主管課：防災安全課

関係課：関係各課

関係機関：各関係機関

1 汚染物の除去及び施設の復旧

事故の原因者は、関係機関及び市の指導・助言のもと、汚染物の除去を実施し、施設の復旧を図ります。

2 各種制限措置等の解除

市、県及びその他関係機関は、環境放射線モニタリング等による地域の汚染状況の調査等の措置が行われたのち、国の専門家の助言を踏まえ、各種制限措置の解除を行います。

3 安全の確認

市は、国の専門家の安全確認を待って、事故対策を終息させます。

第8章 危険物等災害対策

第1節 災害予防

主管課：消防予防課、消防署

関係部課：福祉部、企画課、防災安全課

関係機関：逗葉医師会、県、県警察、自衛隊

1 想定する危険物等災害

危険物、高圧ガス及び都市ガスの火災、爆発、漏洩・流出による多数の死傷者等の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等の発生、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害に対する対策について必要な事項を定めます。

2 危険物等の定義

本章の対象となる危険物等とは、次の法令、労働安全衛生法で定められるもので、災害等が発生した場合に、市民生活、経済活動及び環境等、社会的に大きな影響を与えるおそれがある物質とします。

種 類	定 義
危険物	消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7号に定めるもの。
高圧ガス	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に定めるもの。
液化石油ガス	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第2条に定めるもの。
都市ガス	ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第10項に定めるもの。
火薬類	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に定めるもの。
毒・劇物	毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に定めるもの。

3 本市における危険物等施設の状況

令和3年4月現在における、本市の危険物等施設の状況は次のとおり。

種 別	施 設 区 分	施 設 数
危険物施設 (第4類)	危険物製造所	0
	危険物貯蔵所	<u>7</u>
	危険物取扱所	<u>8</u>

4 危険物等事業者の事前対策

危険物等事業者は、関係法令で定める技術基準を遵守し、また、国、県及び市の指導等に基づき施設の安全確保、予防規定等の制定、自主保安体制の整備等、危険物等に関わる安全管理に最大の努力を払い、災害防止のために必要な措置を取るものとします。

(1) 自主保安体制の整備

危険物等事業者は、関係法令及びそれぞれの計画に基づき、災害発生時の活動体制及び情報連絡体制を整備します。

(2) 設備の保守・整備

危険物等を製造、貯蔵又は取り扱う設備の保守及び整備については、関係法令の定めるもののほか、内部規定による日常点検を行うものとします。

(3) 保安講習等の受講

危険物等施設の管理者及び危険物取扱者等の資格取得者は、保安教育の一環として行われる保安講習等を定期的に受講します。

(4) 職員への防災教育及び訓練の実施

防災に関する一般知識、関係機関等の防災計画及び緊急時の措置等について、所属職員を対象として防災教育を実施します。

また、発災時における円滑な災害活動を実施するため、必要に応じて対応訓練を行うものとします。

5 情報連絡体制の確立

危険物等事業者、県警察、市及び防災関係機関等は、災害発生時に迅速かつ的確な対応が図れるよう相互に連携するとともに、通信手段の確保及び取扱いの習熟を図り、情報連絡体制の確立に努めます。

6 危険物等事業者への指導

市及び県は、危険物等に関わる安全管理の確保を図るため、危険物等事業所の把握を行い、これに基づき、平常時から、安全管理について次の内容を指導します。

(1) 危険物施設

危険物等事業者に対する指導は以下により実施します。

項目	概要
許可施設に対する指導	市は、貯蔵・取扱施設の設置又は変更の審査・検査に際しては、消防法等の定める基準のほか、消防活動上有効な幅員の道路の確保、消火資機材の整備等の指導を行い、安全確保を図る。 また、万一災害が発生した場合に備えて、必要な措置、薬剤等を記したマニュアルの作成について指導を行う。
仮貯蔵・仮取扱施設に対する指導	市は、仮貯蔵・仮取扱承認申請審査時の指導のほか、検査時に危険物の適正管理について指導を行う。
指定数量未満の危険物の取扱いに対する指導	市は、火災予防条例（昭和37年逗子市条例第14号）に基づき、少量危険物の貯蔵取扱施設について、届出書類の審査及び現地の立入検査において規制、指導を行う。 少量危険物施設への主な指導事項は次のとおり。 1 消火器の未設置 2 失効消火器の交換 3 雑品の除去 4 収容容器に表示等の明記 5 掲示板・標識板の掲示 6 貯蔵量の厳守 7 少量危険物取扱従事者講習の受講 8 各届出提出指導

7 市の事前対策

市は、危険物等事業者における火災等、緊急時において円滑に応急活動を実施するため、以下により活動体制等の整備に努めるものとします。

(1) 職員の配備体制

市は、災害時の初動対応が迅速かつ的確に実施できるよう、第3部第3章に定めるところにより、日頃から職員の配備体制の整備を図ります。

(2) 各種計画等の作成

消防は、危険物等関係施設の防災に関して、危険物・高圧ガス・毒劇物施設等応急対策に基づき、消防計画を作成する他、危険物等事業者の協力を得つつ個別事業者に対する活動計画の作成を進め、災害対策の強化に努めます。

(3) 化学消防力の強化と化学消火薬剤の整備

消防は、危険物等に起因する火災の特殊性から、化学消防自動車等の整備、化学消防隊の充実及び化学消防力の強化を図るとともに、県と協力し化学消火薬剤の備蓄及び維持管理に努めます。

(4) 広報体制の整備

市は、災害発生後の経過に応じて、周辺住民等に提供すべき情報の項目について整理するとともに、災害時要配慮者に対しても、災害情報の提供が迅速かつ円滑に行えるよう配慮しつつ、広報手段の整備に努めます。

(5) 医療救護対策

市は、逗葉医師会と連携し、災害時における救護活動に必要な薬品や医療救護資機材の備蓄に努めます。

(6) 各種訓練の実施

危険物等災害による被害拡大を防止するため、以下に注意して各種訓練を実施します。

項目	概要
各種訓練の実施	1 事業所における危険物等の火災、漏えいを想定した訓練の徹底 2 移動途中での災害を想定した訓練の充実

(7) 防災知識の普及・啓発

危険物災害の予防のため、危険物安全週間などを中心として防災知識の普及啓発を行います。

第2節 災害応急対策

主管課：消防署

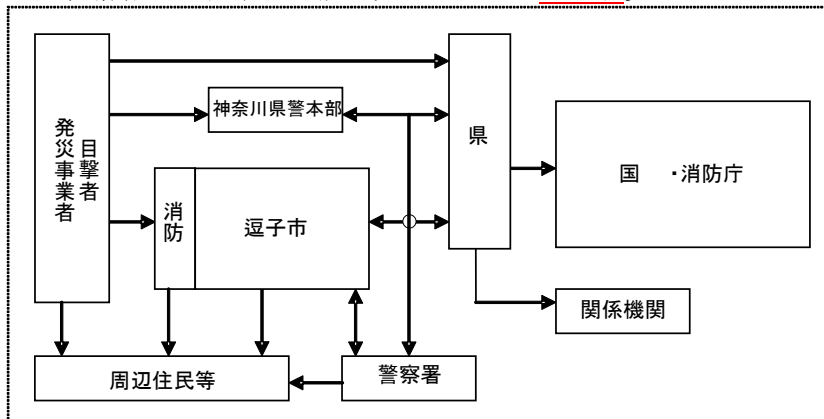
関係部課：福祉部、企画課、防災安全課

関係機関：逗葉医師会、県、県警察、自衛隊

1 情報の収集・連絡

(1) 連絡系統図

災害情報の連絡系統は概ね次のとおりとします。



(2) 情報の収集

市は、危険物等施設における災害の発生通報を受けたときは、次の事項を中心に情報の収集を行い、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告します。

区 分	項 目
災害の概要	1 発生日時・場所 2 事故の概要 3 火災発生の有無 4 発災施設の破損状況 5 危険物等の種類とその特性 6 危険物等の周辺への拡散、漏えいの有無 7 延焼及び汚染区域の範囲及び拡大の有無
人的被害の状況	1 要救助者及び傷病者の有無と状況 2 物質に応じた治療方法等の医療情報
気象の状況	気象情報（風速、風向、降雨など）
今後の対応等	1 地域住民の避難の必要性、避難状況 2 危険物等事業者の措置状況 3 国、県、その他の機関の措置状況 4 各機関の状況、活動方針

2 活動体制の確立

(1) 災害対策本部等の設置

市は、収集した情報を集約し、発災後速やかに、職員の配備、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとるものとします。

(2) 広域的な応援体制

市は、市域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施します。

その際、その被害状況によって、災害応急対策を行うために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。

3 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

市及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。

(2) 消火活動

ア 市及び自主防災組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行いま
す。

イ 市は、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行いま
す。

(3) 医療救護活動

災害により多数の負傷者が発生した場合、市は、逗葉医師会との協力のもと、現地救護所を災害現場付近に設置し、負傷者のトリアージを実施し、重傷度に応じて搬送先を選定します。

逗葉医師会は、市からの出動要請に基づき、医療活動を行うとともに、患者の急増等に迅速に対応するため、市災害対策本部及び医療機関相互の密接な情報交換を図ります。

なお、被害が甚大な場合や、災害現場において多数の重傷者が発生し又は発生が予想され、緊急の医療活動が必要と判断した場合は、DMAT（災害派遣医療チーム）等、救護班の派遣要請を県に対して行う他、救護班等の配置調整を逗葉医師会と協力のもとに行います。

4 避難対策

市は、当該施設付近の地域住民に被害の及ぶおそれのあると認められる場合は、避難指示及び警戒区域の設定等、必要な措置を行います。

5 交通の確保・緊急輸送活動

(1) 県警察による交通確保

県警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。

(2) 関係機関の連携

交通規制に当たって、県警察、市及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとるものとします。

6 危険物等が下水道に流入した場合の対応

市は、消防、県警察等と協力・連携し、情報収集、水質分析等による危険物等の流入の有無の特定及び下水道における二次災害の防止に努めます。

さらに、流入物質の性状に合わせ、貯留、回収などの対応により浄水管理センターの処理機能を保全すると共に、河川等への流出防止等、環境への影響を最小限に抑制するよう努めます。また、危険物等により影響を受けた下水管を調査し、緊急性を要するものについては、補修等を実施します。

7 災害広報

市は、危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報等を市民に適切に提供し、社会的混乱を防止します。

8 危険物等事業者の対応

施設（輸送）管理者は、危険物等施設又は輸送中に災害等が発生した場合には、以下により応急対策を実施します。

項目	概要
関係機関への通報	施設（輸送）管理者は、消防機関、県警察及び関係行政機関に速やかに災害等の発生を通報する。
災害対策組織の設置	施設管理者は、計画に基づき、発災後速やかに、職員の配備、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとる。
初期消火活動等	施設（輸送）管理者は、消防機関が災害等の現場に到着するまで、初期消火、拡大防止又は人命救助活動を実施する。
避難誘導	施設管理者は、安全な避難誘導を実施する。
情報提供等	施設（輸送）管理者又は防火管理者は、消防機関が現場に到着した場合は、次の事項を積極的に提供する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害等発生場所等の状況 ・ 初期消火又は初期活動の状況 ・ 人命危険の状況 ・ 危険物等の状況 ・ その他消防活動上必要な事項
被害拡大防止措置	危険物の漏えい及び流出の防止、爆発のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検、火災の防止措置等、施設の状況に応じた被害拡大防止措置を実施する。

第3節 復旧・復興対策

主管課：消防署

関係課：企画課、防災安全課

関係機関：逗葉医師会、県、県警察、自衛隊

1 汚染物の除去及び施設の復旧

災害の原因者は、関係機関及び市の指導・助言のもと、危険物等及び汚染物の除去及び除洗作業を実施し、施設の復旧を図ります。

2 各種制限措置等の解除

市及び県は、災害によって発出された各種指示及び制限措置を解除することが適当であると判断した場合には、必要に応じて専門家等の指導・助言を得て、各種指示及び制限措置の解除を決定し、関係機関に通知します。また、各放送機関に対し緊急放送を要請し、住民等に周知を図るものとします。

第9章 大規模な火事災害対策

第1節 災害予防

主管課：消防予防課、消防署

関係部課：福祉部、企画課、防災安全課

関係機関：逗葉医師会、県、県警察、自衛隊

1 想定する大規模火災

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対する対策について、必要な事項を定めます。

2 本市における火災の発生状況

令和2年中に発生した火災は11件で、令和元年より3件増加しました。

火災種別でみると、建物火災7件（前年比1件減）、その他の火災4件（昨年比4件増）で車両火災及び船舶火災はありませんでした。火災による死者が1名発生し、負傷者の発生はありませんでした。

建物火災により焼損した11棟の合計焼損床面積は218m²で、8世帯、19名が罹災しました。

火災による合計損害額は1,126万3千円で、内訳は建物の損害が1,122万7千円、その他の損害が3万6千円でした。

出火原因は、たばこが4件発生し第1位となっており、次いで放火、(疑い含む)とローソクが2件ずつ発生しています。

3 防火対象物等の安全化の推進

(1) 計画的な土地利用と市街地整備の推進

市及び県は、火事災害による被害を防止・軽減するため、防火地域・準防火地域の指定等による市街地整備の推進、土地利用の規制及び誘導、緑地や広幅員道路等オープンスペースの整備拡充、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進します。

(2) 火災に対する建築物の安全化

市及び事業者等は、多数の人が出入する建築物について、法令に適合した消防用設備等の設置を指導しつつ、定期的な査察や防火管理制度の徹底により適正な維持管理を促進するとともに、防火管理者による消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等、自主防災体制の充実を図るものとします。

また、消防は、消防同意制度を活用し、建築面からの建物の火災予防を促進します。

(3) 林野火災の予防

市、県及び関係機関等は、連携を図りながら総合的な林野火災対策を推進します。

4 情報連絡体制の確立

多数の人が出入する建築物の防火管理者、市、県警察及び防災関係機関等は、大規模火災発生時に迅速かつ的確な対応が図れるよう相互に連携するとともに、通信手段の確保及び取扱いの習熟を図り、情報連絡体制の確立に努めます。

5 市の事前対策

市は、大規模火災の発生時において円滑に応急活動を実施するため、以下により活動体制等の整備に努めるものとします。

(1) 職員の配備体制

市は、災害時の初動対応が迅速かつ的確に実施できるよう、日頃から職員の配備体制の整備を図ります。

(2) 各種計画等の作成

消防は、多数の人が出入する建築物及び中高層建築物の防災に関して、中高層建物火災対策に基づき、防御計画を作成し、災害対策の強化に努めます。

(3) 消防力の強化

消防は、消防力の整備指針及び消防水利の基準に適合するよう、消防施設等の整備に努め、その強化を図るものとします。

(4) 各種訓練の実施

消防は、大規模火災による被害拡大を防止するため、建築物や密集市街地などの防御困難地域等において、火災により多数の要救助者が発生したことを想定した訓練を実施します。

(5) 広報体制の整備

市は、災害発生後の経過に応じて、周辺住民等に提供すべき情報の項目について整理するとともに、災害時要配慮者に対しても、災害情報の提供が迅速かつ円滑に行えるよう配慮しつつ、広報手段の整備に努めます。

(6) 医療救護対策

市は、逗葉医師会と連携し、災害時における救護活動に必要な薬品や医療救護資機材の備蓄に努めます。

(7) 避難対策

市は、大規模火災から逃れるための空地である指定緊急避難場所（大規模な火事）及び、一時的に避難生活を送る場所である指定避難所を指定し、市民への周知に努めるものとする。

また、逗子市避難行動要支援者避難支援計画に基づき、高齢者及び障がい者等の要配慮者の安全確保について、自主防災組織、近隣居住者との協力体制を構築します。

(8) 防災知識の普及・啓発

消防は、火災の予防のため、春と秋の火災予防週間などにおけるイベント、幼児・児童に対する防火教室、防災講話や地域における防災訓練等において、火災予防に関する知識の普及啓発を行います。

第2節 災害応急対策

主管課：消防総務課、消防署

関係部課：福祉部、企画課、防災安全課

関係機関：逗葉医師会、県、県警察、自衛隊

1 情報の収集・連絡

市は、大規模火災の発生通報を受けたときは、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

2 活動体制の確立

(1) 災害対策本部等の設置

市は、収集した情報を集約し、発災後速やかに、職員の配備、情報収集連絡体制の確立及び災害

対策本部設置等必要な体制をとるものとします。

(2) 広域的な応援体制

市は、市域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施する。その際、その被害状況によって、災害応急対策を行うために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。

3 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

消防は、多数の人が出入する建築物での火災が発生した場合には、人命救出・救助活動を最優先で実施し、被災者の早急な把握に努めます。

(2) 消火活動

消防は、大規模な火災の発生のおそれがあるとき、又は発生した場合は、その災害規模に応じて特別警戒態勢を発令し、消防部隊等を増強し災害活動組織の強化を図ります。

出場後は、速やかに火災の状況を把握するとともに、特殊災害警防計画に基づき、迅速に消火活動を行います。

なお、火災の規模など、必要に応じて、神奈川県下消防相互応援協定等に基づき、隣接市町に消火活動の応援要請を行います。

(3) 医療救護活動

災害により多数の負傷者が発生した場合、市は、逗葉医師会との協力の下、現地救護所を災害現場付近に設置し、負傷者のトリアージを実施し、重傷度に応じて搬送先を選定します。

逗葉医師会は、市からの出動要請に基づき、医療活動を行うとともに、患者の急増等に迅速に対応するため、市災害対策本部及び医療機関相互の密接な情報交換を図ります。

なお、被害が甚大な場合や、災害現場において多数の重傷者が発生し又は発生が予想され、緊急の医療活動が必要と判断した場合は、DMAT（災害派遣医療チーム）等、救護班の派遣要請を県に対して行う他、救護班等の配置調整を逗葉医師会と協力のもとに行います。

4 避難対策

市及び防災関係機関は、当該施設付近の地域住民に被害の及ぶおそれのあると認められる場合は、避難指示及び警戒区域の設定等、必要な措置を行います。

5 交通の確保・緊急輸送活動

(1) 県警察による交通確保

県警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。

(2) 関係機関の連携

交通規制に当たって、県警察、市及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとるものとします。

6 災害広報の実施

市は、大規模火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報等を市民に適切に提供し、社会的混乱を防止します。

第3節 復旧・復興対策

主管課：企画課、財政課、基地対策課、防災安全課
関係課：関係各課

大規模火災後の復旧・復興対策

大規模火災に対する復旧・復興対策としては、被害の規模に応じて、地震津波対策計画編第5章に準じて復旧・復興対策を講じるものとします。

逗子市地域防災計画（風水害等対策計画編）用語集

この計画において使用している用語等は、次によります。

あ行

エコノミークラス症候群	長時間同じ姿勢で座ったままでいることで、血栓ができる病気である。血行障害による呼吸困難に陥ることもある。
MCA（エムシーエー）無線	「Multi Channel Access」の略で、複数の周波数を多数の利用者が効率よく使える業務用無線通信方式の一つ。混信に強く、無線従事者の資格が必要ないなどの特徴がある。

か行

外国人	計画中では単に日本国籍を持たない者を指すのではなく、日本語が堪能ではない者、日本の文化に不慣れな者も意味する。
帰宅困難者	大規模災害が発生した場合、公共交通機関の運行停止等により、自宅に帰ることが困難になった者のことをいう。内閣府中央防災会議では、統計上のおおまかな定義として、帰宅距離10 km以内は全員「帰宅可能」、20 km以上は全員「帰宅困難」としている。
<u>緊急安全確保</u>	<u>災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市町村長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報をいう。</u>
検案（けんあん）	監察医（医師）が死亡原因を調べることをいう。
検視（けんし）	検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うことをいう。
<u>高齢者等避難</u>	<u>災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報をいう。</u>

さ行

災害拠点病院	<p>後方医療機関として、地域の医療機関を支援する機能を有し、重症・危篤な傷病者を受入れるなど、災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う病院として位置づけられている。横須賀三浦地域では横須賀共済病院と横須賀市立市民病院が指定されている。</p>
災害時要配慮者	<p>災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、安全な場所に避難する等の行動をとる際に、支援を必要とする者を意味する。計画中では、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、さらには外国人、観光客、一人暮らし老人、寝たきり老人等を総称して「災害時要配慮者」と表している。</p>
災害対策本部	<p>市内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に臨時に設置される組織のことをいう。市災害対策本部設置後は被害規模等の情報収集・連絡を行い、その情報に基づき事態の推移に合わせた災害応急活動を実施する。</p>
自主防災組織	<p>地域住民相互による「共助」の精神のもとに、地震その他の災害時に避難誘導、救出・救助、応急救護活動、初期消火、情報の収集・伝達等、地域の防災活動を担う組織のことをいう。</p>
<u>指定緊急避難場所</u>	<p><u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに市町村長が指定した安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所であり、避難所のように、避難生活を送る場所としての位置付けはない。</u></p>
<u>指定避難所</u>	<p><u>災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市町村長が指定したものをいう。主に小・中学校や公民館、その他の建物を指定している。</u></p>
障害物除去	<p>災害時には、道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両等の交通障害物により通行不可能となる道路が発生する。それらの障害物を除去、簡易な応急復旧作業をし、避難・救護・救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ることをいう。道路啓開ともいう。</p>
水防活動	<p>洪水または高潮により、堤防等に漏水、浸食または越水等が発生するおそれがある場合、その被害を最小限に食い止めようとする活動のことをいう。</p>
水防対策計画	<p>水防法第7条の規定に基づき、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送および水門・排水機場の操作、関係団体との協力および応援、水防に必要な器具、資材、設備の整備および運用に関する計画をいう。</p>

<u>早期避難所</u>	<u>災害が発生するおそれがある状況において、高齢者、障がい者等の要配慮者が災害が発生する前に立ち退き避難を完了するため及び災害リスクがある地域等の居住者が自主的に避難ができるように開設する指定避難所をいう。</u>
図上訓練	防災訓練のうち、現場での実動訓練を行わず、地図を用いて、ロールプレイング方式等により行う訓練をいう。訓練者は与えられた被害状況を解決することで、応急対策業務の判断調整力を高めることができる。

た行

大規模災害	災害により、ライフラインや鉄道機関等に多大な影響を及ぼし、住民に大きな被害を与える危険性をはらんでいる災害をいう。
DMA T (ディーマツト)	災害急性期（おおむね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チームのことをいい、「Disaster Medical Assistance Team (災害派遣医療チーム)」を略してDMA Tと呼ばれている。医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成されている。
トリアージ	災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定することをいう。

な行

内水はん濫（ないすいはんらん）	大雨等により排水が追いつかず、用・排水路などがあふれて氾濫したり、本流の増水や高潮によって、支流の排水が阻まれたりして起こる災害のことをいう。
-----------------	---

は行

ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものをいう。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路や避難場所などの情報が地図上に示されている。
避難路	震災時に、避難場所まで遠距離避難が必要となる地域などに住む人が、指定避難場所へ安全に避難するための道路をいう。

避難指示	<u>災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報をいう。</u>
避難所	地震や風水害により住宅が被害を受け、住居の場所が無くなった場合や居住することが危険な場合に避難者を一時的に収容、保護する場所で主に小・中学校や公民館、その他の建物を指定している。また、屋内施設が指定されているため、降雨などの心配が無いように考えられている。
<u>福祉避難所</u>	<u>主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることを想定し、要配慮者が相談又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備された指定避難所をいう。</u>
復興計画	災害により重大な被害を受けた場合に、都市の復興ならびに市民生活の再建および安定を図るために策定する計画をいう。

ら行

ライフライン	電気・ガス・水道・下水道・通信等、生活に不可欠な物資や情報等の補給機能を総称していう。
--------	---

